

第三編 近世の喜入



近世は、江戸時代がそれに当たります。

身分制度が定着してきて、武士中心の時代に固まっていきます。

喜入の近世のようすを肝付家によって書き記された「肝付文書」(現存する六五巻)や、その他の史料を手がかりに、その実態を探っていきます。

肝付兼屋は、承応二年(一六五三)、居館を旧麓もとふもとから麓(今の喜入小)に移転します。

参勤交代に喜入からも毎回五〇人ほどの人が参加し、およそ二か月かけた江戸への長旅を繰り返します。

一方、農民は重い課税と度重なる風水害により貧しい生活を強いられます。

この時代、ひとときわ名をとどろかすのは、刀工の玉置一平安代です。將軍吉宗に認められ、刀茎に葵あおい一葉を許されました。

喜入の近世史は、一般的には、武家時代の後期に該当し、その時間的範囲は、慶長五年（一六〇〇）から明治二年（一八六九）まで、約二七〇年間をいう。

慶長五年（一六〇〇）には、伊集院忠真（忠棟の子）が三月十四日に島津義久に降^{くだ}つて、庄内の大乱が一応解決した。また全国的には、同年九月十五日、美濃国関ヶ原で、天下分け目の一大決戦を展開し、結果的には、東軍の徳川家康が勝利を得て、天下の政権が実質的に豊臣氏から徳川氏に移ったことを全国の武士に意識させる戦であった。

庄内事件は、島津氏領国内から戦国的気風を一掃し、関ヶ原役は、全国的に戦国的気風を一掃して、平和な時代に向かう基礎になった。

また、明治二年（一八六九）には、版籍奉還が平和なうちに実現して、わが国の封建制度が形式上全く滅亡した年でもあった。

さらに喜入の近世史は、喜入領主を中心にして見れば肝付氏時代であったと称することができる。

第一章 近世前期の肝付氏時代

○初代

兼三（三郎五郎）

喜入郷と肝付氏との関係は「島津国史卷二十」によれば、文祿四年（一五九五）に豊臣秀吉の命令に応じて、島津義弘が諸領主の所替^{としろがえ}を実施した時に、肝付三郎五郎兼三を加治木、溝辺、三鉢堂^{さんたいどう}の領主から、喜入郷、河辺郷宮村、清水村の領主へ所替にしたことに始まる。

肝付兼三は文祿四年（一五九五）十月二十六日、加治木を去り新支配地である喜入に移ったが、この時兼三に従った一族郎党は七〇〇余人であったという。

加治木在住の時は、約一石の知行を得ていて近親者をはじめ譜代旧功の人びとは過分の知行高を賜り、その他の家臣も分に応じて扶助を受けていたが、喜入に移って五千四十七石四斗に減ぜられ、その分限に應じて所領を減少させられたので、おのおの生活が苦しくて、家中を辞した者や、旧領地で喜入へ移ることができず元の領地

に居住して他の領主に仕えた人も多かったと伝えられている。

兼三の支配区域の石高は次のとおりである。

喜入郷

三、六二五石七斗五升二合

清水村

八五六石八斗六升七合

宮名 五六四石七斗八升一合

合計 五、〇四七石四斗

肝付三郎五郎兼三の出身は、島津義久の家老で都城領主伊集院忠棟の三男である。加治木領主肝付兼寛に嗣子が無く、天正十八年（一五九〇）に死去



肝付家文書復刻版（町図書館保管）

したので、兼三が兼寛の跡を嗣いだ。

喜入には直接の関

係はないが、加治木

溝辺、三鉢堂領主時

代の「指出」二通が、

肝付世譜雑録のなか

に収録されているので史料を紹介したい。この二通の指出は、その年号からみて豊臣秀吉が作成させた「御前帳」に関係するものであることは明白である。

御前帳についての研究は、最近になって開始されたばかりで、いまだ不明の部分も多いが、一応の説明をしておくと、天正十八年（一五九〇）に関東の雄、北条氏を征服した秀吉は、日本全国の支配権を掌握した。この段階で、全国の石高を調査し、国、郡別に集計したものが御前帳である。

時代は大名領主制の時代であり、秀吉自身も日本最大の封建領主であるが、全国の生産力を把握するに当たって領主の支配領域ごと（大名の支配地別）でなく、律令制以来の地方行政区画である国、郡別に集計がなされている点に、御前帳の問題点の一つがある。これは、秀吉の帯びた官職が、関白という律令制の最高位に位置するものであったということと関係があるかもしれない。しかし、御前帳は秀吉のときだけでなく、徳川将軍の時代になってからも編成されているから、御前帳の編成原理を、秀吉の関白在職と関係づけて考えることはあまり適当ではない。

島津氏の領国（薩摩、大隅、日向諸^{もろかた}県郡）、つまり南九州の地に石高制の觀念が導入されたのは、文祿大関檢地をもつて初めとするという考えが一般的であるが、御前帳編成のために島津氏領内の知行主（給人）から徴収した指出が、南九州の地における石高導入の最初である。

○大隅國加治木溝辺三蘇堂當地指出

一 紙目録之事

合天正十九年（一五九一）

一、田方 三百八十九町四段七畝廿四歩 門屋敷以上二百十五

此分米 京判

此内 七百八十七石九斗五舛二合者赤物

四千二百八十八石九斗三升一勺九撮

一、島方 四百七十町七歩

此分米 京判

五百二十二石七斗八舛九合五勺

都合

田島八百五十九町四段八畝一歩

此分米 四千八百九石七斗一升九合六勺九撮

此内門屋敷付千四百五十八石

右之内

作付分 二百九十七斛四斗三升五合六勺

定納分 七百三十九斛七斗四升二合四勺

一、田島都合

千四十二町二段四畝廿二歩

此分米並大豆

五千三百八十斛一斗四合 此内

作得分 千四百三十一斛三升三合八勺

神事入目 三百五十七斛五斗二舛六合

諸職分 百八斛五斗七舛

米定納

式千七百五十一斛八斗一合八勺

此内七百八十八石三斗二升者赤物

此外 大豆定納

七百三十一斛一斗七舛二合四勺

都合定納惣高

三千四百八十二斛九斗七舛四合二勺

以上

一、宮内正八幡御神領懸物分

一、田方 七町七段八畝十五歩

此分米 京判

千百七石八斗者 作得分

二百七石五斗二舛六合四勺者 諸佛神領佛供祭礼之入

目

五百十七石五斗九舛四勺者 赤物之減定納分

参千三百三十六斛八斗二合八勺九撮

山畑 九十六石三斗

茶 二百五十一斤摘

桑 千七百九本

樹木 柿 七十八本

梨 七十五本

密柑 三本

九月二日

肝付 中將

○大隅國加治木溝辺三鉢堂三ヶ名差出昏目録之事

一、田方 門屋敷以上二百十五

四百廿四町八段一畝七步 此内二荒古
荒籠也

此分米 京判

四千三百四十二斛九斗二升六合 此内

作得分 千百三十三斛五斗九升八合二勺

定納分 三千二百九斛三斗二升七合八勺

一、島方

山畑 百姓居屋敷 三〇合

六百十七町四段三畝十五步

九十石一斗六升二合 此内

作得分 十八斛二升二合

神役入目 十斛
定納 六十二斛一斗三升

惣高 三千五百四十五斛一斗四合

以上

天正十九年十月十九日 於栗野被相定状如斯

右二通の指出は（天正十年九月二日の指出をAと仮称し、同年十月十九日のものをBとする）、Bの末尾にある「於栗野被相定状如斯」の文言と、指出中に記されている田畠面積、分米数などがBにおいてはすべてAよりも若干ずつ増加していることを考えると、Bの方がより確定された内容を有するものと思われる。

次に、A・Bに記されていることのうちで注目すべき事柄を挙げると、Aで約一割八分強、Bで二割四分強の水田は赤物（赤籾）を生産する湿田であったことが判明するし、肝付氏領内の水田の三割から二割前後が湿田であり、不安定耕地であったのである。

次に、Aの終わりの部分に記されている「宮内正八幡御神領懸物分」についてであるが、加治木内にある国分八幡宮領であって肝付氏領ではない。しかし、この八幡宮領については肝付家が深く関係し、事実上の支配は肝付家が行い、これを管理していたものであったから肝付氏差出のうちに含めて報告がなされたものであろう。

この時定められた島津領内の石高は、翌年からの朝鮮出兵にあたって、軍役人数を決定するさいの基礎資料として利用されたことは疑いない。

肝付兼三は、喜入郷へ移封と同時に、加治木にあった日木山玉繁寺を福寿山長禪寺（喜入氏歴代の菩提寺）の跡地に、心慶寺を生見の龍王山源廣院の地に、茂柏山存庭院を瀬々串（最初の場所不明、のち追立）に、高源山利翁寺を宝杖山松泉寺（喜入氏時代の寺）の旧地に、菖齡山椿窓寺を宮地の地頭園屋敷に、長松庵を前之浜有田、秋岳庵を生見の古殿に移した。

慶長二年（一五九七）、豊臣秀吉の再度の朝鮮出兵にあたり、三月二十八日、島津義弘、家久の率いる大軍は五〇余隻の軍船で川内の久見崎港を出帆、四月に朝鮮に上陸した。

この時喜入領主兼三は、九郎左衛門尉兼昌、前田久右衛門盛張、隈本与兵衛尉、志々目次助、岩田又兵衛尉、山口讚岐守、南条十左衛門尉、内村源左衛門尉、有川備後ら三〇〇余人を率いて渡海した。

兼三は幼稚であつたので乳母を添えて陣中にあつたが軍務に堪えず許しを得て帰国した。そこで前田久右衛門

盛張が総指揮者となり、志々目次助が軍務の代官を務めた。

翌三年（一五九八）八月、秀吉が急死したので、全軍に引き揚げ命令が下つたが、十月一日、明軍は二〇万の大軍をもって、泗川、順天、蔚山に押し寄せて来た。中でも泗川における島津軍との戦は最も激しかったが、義弘、家久よく防戦し三万八、〇〇〇余人をたおして撃退した。

前田盛張の率いる喜入軍も、善戦して敵兵をたおすと一、六〇〇であつたという。

この戦で内村源左衛門尉、鳥井与八兵衛尉、南蔵坊、前田藤市、宮田木工、下村大学、河本吉左衛門、吉井源六兵衛、二見大蔵、早崎六右衛門、古江半右衛門、長田三兵衛、緒方十郎兵衛、安楽仲左衛門、古川三右門、小者助六の一六名が戦死している。

同年十一月十五日、泗川を発し、博多今津に着き、二五日、坊津を経て二十六日、喜入に帰着した。

かくのごとくして文禄元年（一五九二）に始まつた朝鮮出兵は、豊臣秀吉の死去によって終末をつげたが、薩摩国においては兼三の実父伊集院忠棟が、島津氏を転覆

しようとしてひそかに野望を抱いていた。このことを知った島津家久（忠恒）は慶長四年（一五九九）三月九日、京都伏見の藩邸に茶亭の修理が完了したとして忠棟を茶席に招き、帰るところを手打ちにした。この時伏見にいた領主兼三は、山城国伏見の東福寺に退き、さらに四月、鞍馬に追放された。

兼三は鞍馬からひそかに帰国して母と共に阿多にいたが、島津義弘の召に応じて鹿児島に至る途中、谷山郷滝ノ下（中村ともある）において伏兵のため誅せられた。

この地に、「伝・小伝次の墓」がある。兼三などが殺されてから一一〇年余、正徳二年（一七二二）に、この土地の庄屋と村人たちが協力してこの墓を建て「伝・小



伝・小伝次の墓（谷山滝ノ下）

伝次の墓」と呼んだが、土地の人々は「こいちぢんの墓」といい、今では何故か歯の神様としても敬われている。小伝次は、慶長七年（一六〇二）、隼人の浜の市で殺されたので、この墓は小伝次の弟である兼三（三郎五郎）と千次郎の墓であると谷山市史にある。しかし、土地の人々には小伝次の墓と言ひ伝えられている。

○二代

兼篤（兼仍、小五郎、狩野介、伴兵衛尉、越前守）

慶長四年（一五九九）四月、兼三が鞍馬に追放されたので、新納武州入道忠元をはじめ親戚相談して、故弾正忠兼盛の次男兼篤を家督として当家相続の事を島津家に訴訟した。島津家もこの訴訟を了承し、兼篤が家督を継ぐこととなった。

兼篤は家督を相続するにあたり、太守島津義弘に伺候し、この時、越前守に任ぜられ、大刀一腰を拝領し兼篤と称した。

伊集院忠棟は京都伏見において、島津家久によつて誅せられたが、一方忠棟の嫡子源二郎忠真は、都城を中心に安永、山田、末吉、財部など二二の砦を固め、島津家に敵対した。そこで島津家久は、慶長四年（一五九九）

六月、数万の大軍をもって都城に迫り、各地に激戦が展開された。この時兼篤は喜入の軍兵を従えて参戦し、九月、東霧島に陣して野々美谷城を攻めて戦果をあげた。

この時の戦いで五兵衛尉兼堯、新納十右衛門尉久信、志々目源左衛門尉義里ら多数の者が負傷した。

翌五年三月に至って、忠真の高城・山之口・勝岡・梶山・野々美谷・安永の属城もくんだり、居城の都城も丸裸にされるに及んで、末吉・梅北・財部・都城の四城を島津方に献じ、およそ一年にならうとする内乱も治まった。

家久は、徳川家康の調停ということで、忠真を許し、堪忍分として、颯娃一万石を与え終末を告げた。

この内乱を最後として、島津氏の家臣団に対す統御が完全に成った。

なお、忠真はわずか六カ月で十月には帖佐に移され、慶長七年（一六〇二）、島津忠恒によって、日向国野尻で殺された。

中野新之丞奮戦の物語

慶長四年（一五九九）六月の戦の時、中野新之丞は敵を追って奮戦していたが塀を乗り越えようとしていた敵兵に追いつき、その者の大刀に手をかけて引くと鞘さやだけ

が抜けてきた。新之丞は出水衆の某と共に戦っていたので、抜きとつた鞘に二人の名をほりつけた。翌五年、庄内の乱は終わり、中野も無事喜入に帰郷して数年を経たある日、出水衆が突然中野をたずねて喜入に來訪し、当時の中野の勇戦奮闘の模様をくわしく人びとに話した。中野はこの時初めて大刀の鞘にほりつけた二人の名を人びとに示した。人びとは中野の奮戦に感心するとともに、自分の功名を誇ろうとしなかった中野のゆかしさに感服したという。

喜入の一貫劔

兼篤の叔父に、兼有という人があった。天正年間に加治木を去り、諸国を遍歴していたが、さしたる出世もないで死去した。兼有の長男兼秋と次男兼堯の兄弟は、一門の誼とじみで、兼篤のもとに出入りしていた。

二人の兄弟は兼篤を除き、家督を奪おうと、心ひそかに野望を企てていたので、まず喜入郷中の若者を味方に加えようと考えて、器量のある者と、つとめて交際し、酒食を振る舞ったり、金銭を与えたりしていた。

思慮しよの足りない若者は、兄弟の誘いに従い、異様な月代さかをし、衣服の袖を腕高くまくり上げて虚勢を張っていた。

た。兄弟はこの異様な月代をする輩に対して、錢一貫匁ほんごの褒美を与えていたので、時の人はこれを一貫刺と呼んでいた。

兼秋、兼堯の兄弟は、老臣をも味方に加えようと思ひ前田盛張に頼んで婚姻を求めたが、拒絶されたので、二人は盛張を恨み、これを除こうと考え、ひそかに兼篤に對して、盛張の悪口を言つて讒言ざんげんした。

兼篤は二人の讒言を信じて、盛張を遠ざけるようになった。盛張は主君に対するわが赤心を信じながら、世評が悪くなつたので、職を退き、栗脇に引きこもり身の潔白の晴れるのを待った。

二人は自分たちの意のままに事の運ぶことを喜んでしたが、悪事は自分の妻の口から露見することになった。兼秋の妻は、川辺の某の娘であつたが、過日故あつて離婚してゐた。彼女は兼秋を恨み憤り、ある夜ひそかに川辺からはるばる険しい山路を越えて、松崎和泉守のもとに至り、兄弟の陰謀を告げた。

その陰謀とは、玉繁寺近くの「落シ」というところの山野に野火をつけたら兼篤も必ず消火のため、現場に来るに違いないから、この時、兼篤を寺のあたりの迫で討

ち取り、自分が喜入領主になるというもので、討ち取る場所、方法について、また討ち取る重臣も誰々、その場所・方法についての計画に至るまで、逐一報告して、その夜のうちに彼女は川辺に帰った。

松崎和泉守は、領主兼篤に事の次第を報告するとともに盛張にこのことを告げた。

兼篤は時を移さず、討手を定め、悪党の中心人物であつた千本善左衛門、中馬孫兵衛、大迫藤七兵衛らを誅しその他の与党も誅殺した。

兼秋兄弟は親族の故をもつて一命を助けられ、今後家中に出入りすることを禁じて喜入から追放された。

兼篤は栗脇に蟄居中の盛張を訪ねて、自分の不明を悔い深く謝して自愛の馬一頭を贈り、元職に復帰させたと伝えている。

盛張は、尊命に感謝し、祖父佐渡守盛弘が藩主貴久公から拝領してゐた「兼永」の刀を領主兼篤に献上した。

琉球の役

慶長十四年（一六〇九）には島津氏によつて琉球征伐が行われた。島津氏が近世初期に、独自で対外強硬策を積極的に展開したのは、この琉球出兵であつた。もちろん

ん島津氏は琉球出兵問題については事前に江戸幕府の許可を得ていた。

島津氏の琉球出兵の時期は、慶長十四年（一六〇九）春であった。この時の薩軍は、樺山久高、平田増宗を主将、副将として三、〇〇〇余人を率い、船艦百余隻に分乗して、薩摩国山川港から琉球へ向かった。

喜入領主兼篤は、家老新納十右衛門尉久信、代官役松崎伊右衛門、納戸役志々且五郎右衛門尉坂本善兵衛尉、伊達斛兵衛尉、白尾玄蕃允ら八〇余人を従えて、二月二十五日、喜入を出発し、二十六日、山川に着いた。

島津義久、義弘、家久は二十八日、山川に着き、出征軍を見送って激励した。

肝付兼篤は、後陣の大将として大島に向かうように命ぜられた。出征軍の山川出港は三月三日の夜半まで及んだという。兼篤の船は、一一反帆で、供船二隻は九反帆と五反帆であった。

薩摩軍は口永良部島、永良部島を経て大島深江の浦、カサン、大和の浜西ノコミ港へと進み、途中ほとんど戦わずして降した。三月十七日、海が荒れ、兼篤および白坂式部少輔の船は徳之島「カナグマ」に、従者の船は

「ワイナ」に着いたが、この時敵兵一、〇〇〇余人が船を包囲して戦った。十八日、各船より上陸して戦ったが、薩軍の鉄砲の威力に恐れて、敵は敗走した。この時の戦果は斬首五〇、前田左近将監、伊達斛兵衛尉、白尾玄蕃允、有馬藤右衛門尉、坂本善兵衛がおの一人ずつを虜にした。さらに加計呂麻島「アキ徳」「カメソウ」などを経て二十五日琉球運天に到着した。

薩軍の進撃に恐れた琉球王尚寧は和睦を決意し、今帰仁城じんぐすくにおいて薩軍の市来家政、村尾重候らと会見して和を請うた。四月四日、和議が成立し、五日、首里城に入ったので戦は終末をつげた。

五月十七日、尚寧を伴い今帰仁を発し帰国の途につき、二十三日、山川港に着いた。兼篤の軍は二十四日、無事喜入に帰還した。

しかし、兼篤はこのころ病にかかり、立つことも困難であったので、療養を願ひ出て、喜入で治療に専念したが、六月二十九日亡くなった。享年四十八歳、法号傑心大英居士で、高源山利翁寺を傑心寺と改称した。墓は香梅ヶ淵の向への「向へ山」山中にある。

〇三代

兼武（鶴寿丸、長三郎、弾正少弼）

慶長十四年（一六〇九）六月二十九日、父兼篤の他界により家督を継いだ。時に年九歳、この時兼武は藩主島津家久に見えて元服し、仮名（通称）長三郎と称し、実名を兼武と称した。

慶長十九年七月、川辺の内宮名五百六十四石七斗八升老合の知行地を転じて、日向国真幸郷吉田の内正明寺村ならびに津留村が知行地となり、数十人の家人を吉田に転居せしめた。

知行目録

高 四千百九拾老石式斗

右之割付

千六百拾老石七斗老升八合 喜入之内下村

千七百七拾七石三斗三升九合 右同 上村

四百三拾石老斗老升四合九勺 眞幸院之内正明寺村

三百七拾式石式升九合 右同 津留村之内

合四千百九拾老石式斗

右本日目録□後日□□相成候也

慶長十九年七月二十七日

頼娃長右衛門久政^印
川上式部大輔久好^印

肝付長三郎殿

この知行目録は、慶長内検の結果によるものである。

石高の称は豊臣秀吉が文禄年間に行った検地によつて始まり、薩摩においても文禄地検から行われたものである。しかし薩摩藩では、慶長、寛永、万治、享保の四回領内の検地を行った。この薩藩独自で行つた検地を、幕府の手による検地に対して内検と称している。

元和二年（一六一六）十一月二十二日、肝付氏の祖神である若宮大明神を、溝辺より旧麓天神宮社殿の傍らに移し建造した。

元和六年（一六二〇）に知行高の改めが行われ、

上村 一、七八三石一斗三升三合

下村 四四一石七斗五升三合

正明寺村 四三〇石一斗一升四合

となり、慶長十九年の目録より一、四三六石余り減となつている。これは、元和年中に家臣の知行高の四分一、すなわち一、〇五〇石を上地高として召し上げられ、また元和四年（一六一八）に出銀未進によつて、その代替として五五〇石を上納したためである。

〇四代

兼屋（鶴寿丸、三郎四郎、伴兵衛、中名、兼治）

寛永二年（一六二五）八月十九日、父兼武が死去したために、年七歳で家督を継いだ。兼屋は寛永四年（一六二七）八月、九歳の時、島津家久の前で元服し、通称を三郎四郎と称し実名を兼屋と称した。

寛永十二年（一六三五）、薩藩においては、初めて牛馬の総点検が行われ、春期一回馬改めを行うことになり、馬匹と馬札とを対照して検査が施行されるようになった。

島原の乱

兼屋時代には、幾多の歴史的事件があった。その中でも最も著名な事件は島原の乱である。

島原の乱の根本的な原因は、江戸幕府の切支丹禁止政策であった。その直接的原因是、寛永十四年（一六三七）、天草四郎時貞を主将として、肥前国島原領の天主教徒が、原城に拠って、江戸幕府の切支丹禁止政策に対して反対運動を起したことであった。

幕府から派遣された板倉重昌は、九州の諸藩に対して島原出兵を命じた。島津氏もこれに応じて、一万一、二〇〇余の大軍を率いて島原に出陣した。

喜入領主兼屋は、寛永十五年（一六三八）正月九日、

九四人を率いて喜入を発し、十六日、米之津から乗船、十七日、天草久玉に上陸した。二十一日、下高根に進み、二十二日、教徒を山中に搜索し亀ノ河に渡り、二十五日、上津浦に達した。

二十七日、松平信綱の指揮する討伐軍は、持久策を取り原城の糧食尽きるのを待って、総攻撃を開始し、翌日城を陥れた。薩軍も勇敢に戦い、二〇〇余人を討ち取ったと伝えている。

この島原の乱に兼屋に従った喜入衆は五〇人、肝付九郎兵衛、安楽伊豆、安楽縫殿、新納十右衛門、新納慶左衛門、志々目正右衛門、志々目源左衛門、志々目小左衛門、前田嘉右衛門、隈本佐太右衛門、日高次右衛門、松崎長兵衛、安楽主馬、安楽貞右衛門、吉牟田種右衛門、中野賢右衛門、前田瀬喜右衛門、松崎爲右衛門、二見但馬、緒方主殿、志々目新左衛門、山口軍助、石尾彌右衛門、松本助右衛門、岩田山右衛門、加塩茂兵衛、春田新助、勝田正右衛門、中村久兵衛、伊牟田伝左衛門、中村與七兵衛、牧瀬角左衛門、丸山志摩之助、山口彦兵衛、下村軍右衛門、勝目五後右衛門、坂口彦左衛門、松田清太左衛門、浜島南左衛門、志々目鏡乗坊、岩城少右衛門、

丸岡太右衛門、徳永源六左衛門、中野治右衛門、有馬孝兵衛、有馬正右衛門、矢崎了右衛門、池島権助、古江介右衛門、黒岩伝内

眞幸の衆七人

安楽七兵衛、中島五右衛門、中島新兵衛、澤惣右衛門、馬場與右衛門、大山孫右衛門、新保作右衛門

中間（九名）

相左衛門、次郎介、甚左衛門、太郎兵衛、八兵衛、五郎兵衛、仲右衛門、宅右衛門、甚兵衛

小者（一名）

兵七（後日二見平右衛門と号す）

雑色（一名）

喜右衛門

人足（二〇名）

澁田ノ与喜右衛門、鎮守園ノ助左衛門、今村ノ二郎作、下堀之内ノ孫兵助、前之浜ノ助八、上堀之内ノ孫介、上堀内ノ助作、平原ノ助七、下屋敷ノ大右衛門、長野ノ甚吉、下之園ノ十左衛門、松久保ノ早左衛門、今別府ノ八兵衛、樋高ノ助左衛門、浜田ノ仁介、内木場ノ孫市、川原ノ六郎五、藪ノ弥左衛門、城門ノ勘右衛門、眞幸吏一

人

幾介船きかいせん（五枚帆一隻）

船頭 休左衛門

水夫 善八 宗二郎 兵太 五郎作 善左衛門

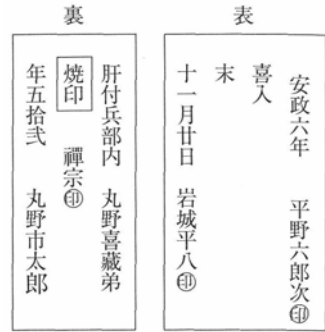
の総勢九四名であつた。

島原の乱平定後は、幕府が切支丹奉行を新設して禁教に対する取り締まりを一層強化した。

薩摩藩では五人組を定め、人数改帳を作り、また、藩独自の宗門手札改めなどを実施して厳重に取り締まつた。

寛永十六年（一六三九）、島津光久は

- 一、守公法（法を守ること）
 - 二、修武備（武備を修めること）
 - 三、尚儉素（儉素を尚ぶこと）
 - 四、戒酒食（酒食を戒めること）
 - 五、禁切支丹（切支丹を禁ずること）
- の五カ条を藩中に布令した。



宗門改め手札

長さ 4寸7分 (14.2センチ)
 幅 2寸6分 (7.9センチ)
 厚さ 4～6分 (1.2～1.8センチ)

ここに於いて、薩摩藩の宗教政策は、従来の一向宗、法華宗、キリスト教の禁止政策を、これまでより一段と具体的に嚴重に進めたと称することができる。

寛永十六年（一六三九）八月二十八日、兼屋と島津光久の妹君との婚儀が行われた。この婚儀によって肝付家では出費が多く、島津家より多額の私銀を拝借していたので正保元年（一六四四）、知行高八四五石を上納した。兼屋の知行の残高は、わずかに一、八〇〇石となったため鹿府在勤を免ぜられて喜入に塾居ちつきよすることをゆるされた。

正保四年（一六四七）十一月十三日、島津光久は武蔵国王子原で、犬追物を催して、將軍徳川家光の御覽に供

した。この時の射手は三組で各組一二人ずつで編成された。その第一組は喜入領肝付兼屋ら一二騎であった。兼屋はこの大役を引き受け、安楽才右衛門兼時、日高権右衛門為春、新納弥左衛門久行、志々目次郎右衛門義孝、隈本諸左衛門宗仁、中野治部左衛門、山口宮内左衛門、岩田正三郎篤往、小者一人、中間二人、足軽一人、下部三人の総勢一五人の供を従えて出府した。

兼屋は、当日、將軍家光の御前で、鎌倉流の奥義を振るい、小笠流の秘術を尽くして、首尾よく大役を果たし、武人の榮譽を高めた。兼屋は犬追物射手一同と共に、十六日、江戸城にて將軍家光に拜謁し、時服二領を与えられ面目をほどこした。

居館の移転

肝付兼屋は、承応二年（一六五三）、居館を琵琶山の南麓（現在の喜入小学校敷地）に移すことを定め、十月から新築造営に着手し、十二月二十五日、新館に移転した。この時、白浜太郎右衛門（以前は有馬正左衛門住す）、新納民部左衛門（以前は大藪屋敷の源藤住す）、日高権右衛門（以前は地頭園屋敷の蔵右衛門住す）の三名が移転し、その後、肝付九郎兵衛、志々目正兵衛、安楽才右

衛門、吉牟田種右衛門、中野介右衛門、志々目源左衛門、前田伊右衛門、松崎仲左衛門らの家臣も次々に新しい麓に移転して、喜入の政務の中心地も麓に移った。これまで居館のあった麓は旧麓と呼ばれるようになった。

明暦元年（一六五五）、内室（夫人）用として、知行高五〇石を島津光久から受けたが、これは元和四年（肝付兼武時代）に出銀未進のため上納してあった分のもので、このたび別儀をもって内室用として領したものである。

万治二年（一六五九）には、万治内檢が行われ、新知行高が決められた。これによると、日州真幸吉田の内正明寺村を転じて、喜入郷一円を知行地と定められた。そのため、真幸在住の家人、沢相右衛門、岩田少右衛門、新保重右衛門、中島佐太右衛門、新保小兵衛、馬場源右衛門らが喜入に帰住した。

兼屋新支配目録 万治二年（一六五九）六月十八日

新支配 貳千八百四十五石二斗三合八勺四杓

内 三百四十一石一斗余 喜入上村

千二百四十六石

右同

七百一十石四斗余

喜入下村

四百四十五石一斗 右同
 三十二石二斗余 塩浜浦町屋敷
 三石七斗六升一合余 谷山平川浮免
 五十石 地頭所付
 九石一斗 横川の内浮免
 四石八斗二合 祈願所常法寺
 菩提所玉繁寺

寛文四年（一六六四）、喜入浜に板屋貝、白貝が繁殖したので、喜入役所詰役人志々目源左衛門、安楽才右衛門の兩名連署をもって、その処置について鹿府の館に報告した。

寛文四年六月の高辻帳に、慶安二年（一六四九）の地図と同じく喜入郡・知覧郡とあるのを小笠原長頼は「知覧郡は古書に見えず、宜しく省くべし」と知覧郡を省いて喜入郡に属さしめた。また喜入郡の喜入を改めて給黎とした。

兼屋は寛文十年（一六七〇）十月十六日、家督を嫡子久兼に譲り隠居した。時に年五十二歳、寛永二年（一六二五）から四五年間喜入領主として在職した。隠居にあたって次のとおり、家督方と隠居方の石高を定めた。

高頭 貳千九百貳拾七石貳斗八升壹合參勺六歳

内 式千拾參石壹斗七升八合九才 御家督方

九百拾四石壹斗三合二勺六才 御隠居方

右ノ通り今日相定ラルル所ナリ

兼屋は幼にして父を失い、程なく母も失つたが、幼時より賢明俊哲の資質があつた。背が高く堂々たる体軀で、眼光は鋭かつたが、寛大の威風を備え、温和で丁寧な語らいに一度公に謁見した人は、皆悦服したという。質素儉約を旨として住宅、家財用具のために財を費やさず、慈愛の心厚く、人に恵むのに物を惜しまなかつた。領民を愛する事深く、その死去に際しては、村をあげて悲しみ、痛惜したという。

○五代

久兼 (米鶴丸、伴三郎、兼善、兼方、弾正、主殿、活堂)

久兼は、通称を伴三郎と号し、実名を初め兼方と称していた。

寛文十一年(一六七二)十月七日、藩主島津光久は兼方が家久の外孫の故をもって、「久」の字を贈られたので、「久兼」と改めた。また六月三日に亡くなられた母堂(光久公の妹、法名清涼院殿芳屋雲英庵主)の臨終の

遺言によつて、生前の所領地八〇〇石を久兼の領地とされた。

寛文十二年(一六七二)六月、八幡川下流の所に、次の一六人から新田開発の申し出があり了承された。白尾善作、池田善助、長浜与左衛門、倉元六右衛門、浜島孫七、岩田五右衛門、木原雜右衛門、室田仁右衛門、中原甚右衛門、中原助右衛門、鳥越伝左衛門、日高新右衛門、川野源兵衛、長浜善右衛門、郡山孫左衛門、長田清之丞
寛文十三年(一六七三)一月十九日、町之浜五反歩位と旧市三反歩の塩浜地の仕明を、新納十郎左衛門、新納源左衛門の両名から郡所奉行所に訴願したところ、奉行所もこれの仕明を了承した。

寛文十三年(一六七三)三月二日、旧市城ヶ崎の高地に、愛宕大権現(火産靈神社)を勧請し社殿を造営した。

延宝四年(一六七六)七月三日は夜半より暴風雨となり、喜入新田の堤防が決壊し、農作物に甚大な被害を与えた。

延宝五年(一六七七)一月三日、文祿四年(一五九五)の肝付氏改封によつて、古殿門に移した秋岳庵と、有田門の長松庵を、本山福昌寺よりの達示によつて廢寺とし

た。

覚

一、長松庵 喜入下村之内有田門

一、秋岳庵 右同 古殿門

右麿寺

正月三日

新納源左衛門

前田仲左衛門

志々目正兵衛

長松庵は、肝付兵庫助兼逸の位牌所である。兼逸は、

肝付兼盛の弟で、天正十九年（二五九一）四月六日、踊

郷の戦において十五歳で戦死した。

秋岳庵は、秋岳妙椿大姉の位牌所で、大姉は、肝付兼

盛の継室で兼篤の実母である。

江戸参勤

延宝五年（一六七七）、藩主島津光久の江戸参勤の節

に喜入領主肝付主殿久兼は薩摩藩家老として、町田忠代、

喜入久甫、高崎能冬らと共に供奉して、江戸に参勤した。

この上洛のことについて、肝付文書延宝日記に次のよ

うに記されている。

御供

与力 石神惣兵衛 鳥井八兵衛 山口休左衛門 有馬

市右衛門

執事 前田仲左衛門盛政

代官 隈本三右衛門宗重

兵具方 肝付七兵衛兼紀 新納安左衛門

御納戸 新納左大夫久武 松崎仲兵衛兼房

兵具方 佐藤八郎兵衛信光

厩司 西村彌右衛門重行

扈從 前田長四郎盛房 志々目源八義陳 白浜平十郎

重教 小々姓 有村曲介 長田睡起

医師 矢崎宗哲

士 山口七右衛門 勝田伝彌左衛門 山口彦兵衛篤

季 中村越右衛門 吉長七左衛門貞盛 脇田正

左衛門貞刻

小者 黒介 池島井手右衛門 伊牟田山之介 源介

足輕 平太兵衛 三之丞 四方之充 稻介 村右衛門

中間 是之丞 吉之丞 七兵衛 仁兵衛

下郎 本介 千介 物介 甚介 甚之充

内木場ノ善兵衛 藪ノ吉兵衛 堀ノ権右衛門

生見ノ善兵衛 城門ノ仲右衛門 生見ノ佐介

六月三十日 四十九人ヲ供揃シテ未ノ刻（午後二・〇〇）ニ

鶴丸城ニ登城西ノ上刻(午後五・〇〇)城門ヲ出發 夜半子ノ刻(午後二・〇〇)ニ苗代川エ到着(先發トシテ西村彌右衛門 中間四人 下部二人が出立市来浜港に到り同所宿泊)

七月三日 市来港ニオイテ、市来地頭仁礼民部左衛門ノ獻膳アリ、久兼相伴ニ伺候

七月四日 向田ニオイテ、隈之城地頭北郷宗二郎の獻膳アリ、久兼相伴ニ參候、本日大守光久ガ、平島ニ渡ルコトナリ、久兼ハ巳刻(午前一〇・〇〇)ニ瀬下ニ下リ本船ニ乗船
七月五日 平島ニ上陸 同島宿泊 前田盛政ヲハジメ士十六人 小者足輕三人 下部五人ガ供ニ從フ

七月十日 午刻(正午二・〇〇)乗船 未刻(午後二・〇〇)平島ヲ出航 日暮方阿久根到着 同地宿泊

七月十二日 光久ノ召ニヨツテ參候 寅刻(午前四・〇〇)ニ帰還

七月十三日 夜酉刻(午後六・〇〇) 光久ノ召ニヨリ伺候 丑刻(午前二・〇〇)ニ退去シ帰還

七月十四日 蓮花寺ニ參詣
七月十六日 夜半阿久根出船 出水ノ脇本エ到着 同地ニ宿泊

七月十七日 卯刻(午前六・〇〇)ニ阿久根ヲ出船 天草ノ軍ヶ浦ニ繫船此地ニオイテ 猪貳頭ヲ拜領

七月十九日 肥前國面高之港ニオイテ生肴を拜領

七月二十日 同国河内之浦ニ到着 トキニ平戸城主松浦峯岐

之守ノ使者 浜村彌三右衛門來訪シテ生肴一折ヲ贈ラル。河内之浦ヲ出船 同日名護屋之港ニ着 同地宿泊 唐津城主大久保出羽守ノ使者 大守光久ノ御座船ニ案内ヲ乞フ。

石神惣兵衛ヲシテ御座船ニ誘引セシムコト時生肴ヲ拜領
七月二十二日 豊前國田尻ニオイテ、山口休左衛門ヲシテ水西(西瓜)二個ヲ光久ニ献上 コノ時 初メテ旅スル士十人ハ 西瓜、肴ヲ 小者中間三人ハ瓶酒ヲ祝儀トシテ久兼ニ贈ツテ旅路ヲ祝シタ

七月二十五日 伊予國津和ニオイテ 松平隱州公ノ使 皆河源兵衛來リテ肴一折 手樽一荷ヲ賜フ 又予州の長臣服部 図書カラ塩雲雀一捲ヲ贈ラル

七月二十八日 備前國田布ニ上陸 遊樂ス

七月二十九日 江島ニオイテ島津光久ヨリ鮮鯛一尾ヲ拜領

八月二日 巳ノ上刻(午前九・〇〇) 深江ヨリ大坂ニ上陸

八月四日 山口七右衛門ハ暇ヲモラツテ 大坂ヨリ伊勢神宮ニ參拜

八月八日 卯ノ刻(午前六・〇〇) 大坂出發 戌ノ刻(午後八・〇〇) 伏見到着

八月十一日 花山寺ニ雷峰禪師ヲ訪イ 香儀式百疋ヲ寄進 同日松平黃門家ヨリ菓子一箱ヲ賜フ

八月十二日 肴一折 酒一樽 光久ヨリ拜領
八月十三日 琉球泡盛一陶ヲ花山寺ニ贈ル

八月十四日 中村兵左衛門 山口七右衛門 下部甚之允ワ先

発トシテ発足 下部千介 藪ノ吉兵衛病氣

八月十五日 未ノ刻(午後二・〇〇) 伏見出發

八月十九日 濃州今州駅ヨリ関ヶ原之古戰場ヲ見学

八月二十九日 駿州江尻の駅ニオイテ 柿籠ヲ島津光久ニ進

上 同日山口休左衛門ヲ先発トシテ 江戸エ向フ

九月一日 相州小田原ノ城下ニオイテ 粕漬一桶ヲ拜領

九月四日 酉ノ刻(午後六・〇〇) 江戸高輪ノ館ニ到着

六月三十日に鹿兒島を出発してから、二カ月余日を費

やして、江戸に到着しているが、昔日の旅路の一端を知ることが出来る。

延宝六年(二六七八)二月七日、喜入館において、山

神祭を行い、岩田伝兵衛が行司役を勤めた。庖丁谷口十

郎右衛門を座上において鯛の魚を截り、これをツガヒ魚

と云った。この日、嫡子、二男、三男、隠居者残らず拜

謁をなし、中間・小者・社家・名頭・小触職に至るまで

酒食を賜うた。

延宝七年(二六七九)正月十一日と十二日の両日、日

置郡伊集院春山において、島津綱久主催のもとに狩りが

催された。この春山の狩りには、近隣の外城とじょう・御当地衆

中在郷の者残らず参加した。

喜入郷の武士もこれに参加して前田左近盛政が指揮した。一月十三日に谷山より乗船して帰る途中、五位野沖にて破船し、溺死する者二三人、救助された者一三人であつたという。この悲報は、肝付文書のなかに次のように収録されている。

死者 二二人

内一人 有馬孝兵衛

一五人 中名の百姓

樋高ノ甚右衛門 今別府ノ作兵衛 今別府ノ吉右衛門

今別府ノ佐吉 今別府ノ孝兵衛 南屋敷ノ金右衛門

南屋敷ノ三吉 松久保ノ休藏(船頭)

休藏下人彦左衛門 松久保堅介子十郎 同堅介子太郎

兵衛 上堀内ノ六兵衛 長野ノ源七 牧園ノ善兵衛

下之藪吉右衛門子太郎介

六人 下名の百姓

生見ノ万右衛門 帖地ノ正左衛門 帖地ノ大郎左衛門

帖地ノ茂兵衛 鈴ノ倉右衛門 帖地ノ弥兵衛

助る者一三人

内四人 下名の百姓

九人 中名の百姓

天和元年(二六八一)十二月十四日に下村を分割して

生見村を置くことになり、丸田市右衛門を庄屋に任命して二十六日次のように名付けが行われた。

生見村

一、高四百八拾石五斗余

久津輪より大下まで

一、人荷 八七人（用夫）

一、高拾五石九斗五升 庄屋付

一、高五石四斗七升 小觸付

右之通り相定 十二月二十六日

天和三年（一六八三）、藩主島津光久の江戸参勤の際に薩摩藩家老肝付久兼が、同じく家老島津久胤らとともに藩主に随行した。この時の往路は、鹿児島を二月二十二日出発し、三月七日、平島（現在の川内市）を船出して、海路四月五日、大坂に到着、それより陸路を経て、四月二十三日、江戸に着いた。

藩主光久は四月二十六日、江戸城において將軍綱吉にまみえた。なおこの時久兼の率いた喜入衆は、与力税所仲右衛門以下医師、小者、人足ら四九人であった。

天和三年（一六八三）八月一日、肝付久兼は、長男兼柄に家務相承をさせるに当たって、次のとおり布令した。

一、忠孝を励まし、夫婦兄弟親類睦ましく可有之事

一、武藝並に学文手習相嗜候事

一、不_レ依_レ何事_一被_レ仰付_一儀 念入可_レ相勤_一之事

一、諸傍輩いんぎんに付合可_レ申事

一、身上の儀面々心懸、先き_レ御奉行をも相勤候様可_レ致

二 覚悟_一事

また一箇所屋敷持以上高持の人は、毎年正月に火繩二曲ずつ軍役として上納すべきことを命じた。

貞享元年（一六八四）九月一六日、喜入御館の庭で侍老者踊、前之浜、瀬々串踊、一八日に中名、生見踊、十九日に再び侍老者踊、前之浜踊、二十日に若侍踊、二十一日、若侍踊の催しが挙行されて、肝付久兼父子夫人らもこれを観覧した。

貞享元年九月二十二日より十月五日まで、喜入郷内の宗門手札改めが行われ、検使役として吉田納右衛門 川野覚右衛門の二人が来郷したが、宗門手札改めは、元禄四年（一六九二）にも実施した。

元禄二年（一六八九）、島津綱貫は指宿郷摺ヶ浜に湯治中、一月二十五日、喜入荒平山において狩りを催した。喜入、知覧、頼娃、指宿衆が参加し、肝付兼柄の総指揮

のもとに猪三、鹿六を獲し、牧菌の上に座敷を設け酒宴が開かれた。

元禄四年（一六九二）十一月十六日、中名の長野（現在の中名小学校西方）に別館を造営することを定め、翌五年（一六九二）一月五日に起工し、二月六日には竣工した。普請奉行に志々目源左衛門ならびに西村織部、惣大工は勝田伝左衛門であった。

元禄五年（一六九二）五月十三日、早朝より風雨が強まり、夕刻ごろには暴風雨となった。このため喜入の町浜の堤、大丸新田の堤、前之浜新田、生見青屋など数々の堤が決壊した。

元禄九年（一六九六）四月二十三日、夜に鹿児島城下で大火が起こっている。この夜の火事で土屋敷八六六件、町屋敷五八二軒などを焼失した。この夜の「御城御類火之覚書」によれば肝付主殿久兼をはじめ、多数の歴々の館が類焼の火難に遭っている。肝付館においては本館・土蔵一軒・長屋八軒を残して全焼している。

瀬々串村新設の紛糾

元禄十一年（一六九八）、島津家は、領内の郡郷を校定して、村里の広狭地形を製図することになった。同年

四月二日、喜入郷には久留九郎右衛門、原田仁右衛門の兩名が検使として、郷内を検分した。

その結果「瀬々串は一村である。正保目録でも瀬々串村として一村を形成しているので、喜入は上村・下村・瀬々串村の三村とすべきである」と申し渡した。

喜入役人（執事）は、瀬々串は上村に含まれ、あらゆる地検帳や宗門手札改帳にも上村として記載されている旨を申し立て、領主に聞達の間猶予を願い出た。事の次第を知った領主久兼は、吉井吉兵衛を絵図所に使として遣わし、瀬々串は上村に含まれ、喜入は上村・下村の二村である旨申し立てた。検使も久兼の申し立て通りに処置して無事落着した。

元禄十一年（一六九八）、新任明地の検地を、検地奉行塩津正左衛門ほか七名によつて二月十九日より三月十三日まで実施した。検地の結果は次のとおりである。

- 一、高百四拾九石八斗六升四合八勺 新仕明
- 一、高式拾六石八斗壹升五合九勺五才 塩浜田成
- 一、高式拾壹石参斗五升八合参勺参才 島田成
- 一、高拾壹石壹斗五升七合壹勺四才 新塩浜
- 一、高六石式斗五升四合壹勺七才 荒起地
- 合高式百拾五石四斗五升七才

元禄十一年（一六九八）太守綱貴が柵を植えるのは財を生ずることになるのでまず吉利と頼娃えいに植えさせた。その結果、利があつたので、領主久兼に勧めて柵を植えさせ、また利があつた。それで喜入中植えることになつた。柵の木馬場の名前はこの時より起こつた。明治初年ごろまで高野原・東原などにあつた柵木は、この時代に植栽したものである。

元禄十一年（一六九八）十月十九日、小者・中間・足輕に名字称号が許され、同年の宗門手札改めから、名字を記載することになつた。

元禄十四年（一七〇二）六月十三日、肝付久兼は、田浦義忍上人を中名長野の別館に招待した。この時、上人は長野からの勝景を掲げて次の詩を賦した。

長野ノ樵夫 嶽ノ木場鹿 八瀬雄ノ雪
桜島ノ朝雲 塩竈ノ暮煙 州崎ノ漁火
行路ノ旅客 滄海ノ帰帆 曲水ノ卯月
蓮池ノ観魚

宝永元年（一七〇四）九月十九日、島津綱貴が江戸で死去した際に、江戸幕府が火葬を禁じ、土葬に従うよう命じてから、薩摩藩では火葬を禁じて土葬にすべきと改

めたので、このころから喜入でも土葬とするようになった。

〇六代

兼柄（米鶴丸 伴三郎 左門 帯刀 典膳 主殿）

宝永四年九月肝付兼柄私領高

覚

高参千参百四拾参石式斗参合参勺六才

喜入

内五拾七石壹斗六升五合五勺八才

寺高

外四石八斗式合

祈願寺 菩提所屋敷御免高

九百参拾壹石参升四合四勺二才

家中給地

宝永五年（一七〇八）一月二十三日、肝付家の祈願所である常法寺の住職を、久志安養院から迎えることになり中村清右衛門、白浜勘兵衛が迎役人として安養院に向、知覧経由の陸路により三日を費やして帰着した。久志から下向の途次、知覧郷にさしかかった時、迎役人の人足として従っていた今釜屋敷ノ孫兵衛が、道中酒に狂い、同じく人足として同行していた牧園屋敷の市左衛門を、西別府上床原において脇差をもって討ち果たした。供衆が孫兵衛を取りおさえ、身柄は縄付として帰路に付いたが、取津口山附近で舌を喰い切り自害して果てた。

他郷で起こした事件に心配した兼柄は、新納助右衛門ら四人を檢視役として差し向け、知覧からも役人や庄屋の立ち合いを願って、円満に解決した。

翌日、山口八太夫を使として、知覧役人および庄屋に詫び、さらに、二十八日、西原幸右衛門を使として次のような贈物を贈って謝礼した。

- 一、竈飯大重一組 鳥目二百 焼酎三十 西別府庄屋一寺師正兵衛一
- 一、伊平貝一俵 中紙三 焼酎十 瀬々庄屋竹内喜角一
- 一、伊平貝一俵 焼酎六 横目 佐多相兵衛一
- 一、中紙二策 宮ノ原 与次右衛門一
- 一、銀一両 瀬々 名頭一

宝永六年（一七〇九）二月十四日、番所を道祖神の平町・寺・旧麓馬場入り口の四方所に建てた。

宝永七年（一七一〇）八月十九日に、江戸幕府から諸国巡見のため派遣された小田切勤負直広、土屋数馬喬直、永井監物白弘らが、平川を経て喜入に来郷し、郷内を巡視した後、二十日、指宿へ向かった。

正徳元年（一七一二）七月二十二日、大暴風雨となり、倒壊家屋一〇九軒、米六一八石余、雑穀四五〇余石の損害を受けたほか、他国船一四反帆一隻が破船し一〇人の

溺死者を出した。樹木の倒れたもの杉一五本、松一九七本、馬二頭が圧死した。

同年十二月十日、前之浜有田門、大兵衛宅より失火、北風が強く、横峰屋敷・有村屋敷の二三軒が焼失した。十三日、罹災者二軒七三人に対して、粟二升ずつが領主から支給された。

同年十二月十三日、兼柄は肝付家大崎時代からの重臣として要職にあった大崎十九家のうち、この時家名が絶えていた丸岡、菌田、玉置、八木、榎屋、峯崎、塚崎、成尾の八家について、次の者をして再興を命じた。

- 丸岡一松田喜左衛門 峰崎一長浜善兵衛 菌田一岩田藤内 玉置一中村二平 八木一緒方良右衛門 塚崎一中村紋右衛門 成尾一松下友右衛門 榎屋一浜島平八

正徳二年（一七一三）七月、異国船一隻が串木野沖に漂流している旨市来港および串木野役人から藩主に注進があった。この時肝付兼柄は藩の異国方をしていたので、急遽串木野浜に至り、警備に当たった。不慮の災害に備えるに厳にして、発足の敏速であったことを世人嘆称したという。

翌年八月、兼柄は、異国方の役職をもって、薩隅二州

の浦辺を巡察した。肝付文書巡察旅行日記に次のように記されている。

供奉

竹内平右衛門實有 徳永吟兵衛兼白 佐藤左大夫時予
吉牟田善十郎儀弥 新納彌十郎時苗 沢新六俊盈 佐藤
伝左衛門信満 二見平介 長浜武助 矢崎仙太郎
小者 岩崎慶之介 瀬串九八
手鎗 瀬戸口仁八 人足三人
二十八日 巳ノ刻(午前一〇・〇〇)ニ館ヲ出発シ伊集院
雪窓院ニ着ク
二十九日 早朝妙円寺ニ詣テ 住職ヨリ蕎麦笠餅ノ進上ヲ
受ケ 供中ヘハ二汁一菜ノ料理方出サレタ 終ツテ巳ノ
上刻(午前九・〇〇)伊集院ヲ発駕シ 城内ヲ通り 未
ノ上刻(午後一・〇〇)市来江口村ニ着キ 御宿与志右
衛門宅ニ宿ス
九月一日 辰ノ下刻(午前九・〇〇)江口村ヲ発シ 申ノ
下刻(午後五・〇〇)ニ伊作入来浜ニ着キ 入来浜ノ長
右衛門宅ニ宿ス
二日 辰ノ下刻(午前九・〇〇)入来村ヲ発足シ 途中常
潤院日新寺ニ詣テ未ノ下刻(午後三・〇〇)小松原御宿
鮫島玄碩宅ニ着ク
染鶏二重 焼酎一徳利 鮫島玄碩ヨリ進上

茶々碗二 御宿玄碩ニ下サル

三日 巳ノ下刻(午前一一・〇〇)小松原ヲ発駕シ 申ノ
上刻(午後三・〇〇)片浦ニ着キ林勘左衛門宅ニ宿ス
四日 片浦ニ滞在シ 野間宮エ参拜
五日 辰ノ下刻(午前九・〇〇)片浦ヲ発シ 船ヨリ小
浦ニ渡リ 未ノ上刻(午後一・〇〇)秋目ニ着ク
六日 辰刻(午前八・〇〇)ニ秋目ヲ発シ 未ノ上刻(午
後一・〇〇)坊津ニ着ク
七日 坊津ニ滞在シ 辰刻(午前八・〇〇)一乗院ニ詣テ
種々ノ美味ヲ饗セラレ 供衆ニハ二汁一菜ノ料理方供セ
ラレタ
八日 辰ノ上刻(午前七・〇〇)坊津ヲ発駕 午ノ下刻
(午後一・〇〇)枕崎鹿籠ニ着キ房州久亮公ノ隠栖ニ招
カレ 色々ノ酒宴ニ数刻ヲ過シタ供衆ニモ二汁一菜ノ料
理ヲ賜フタ 鉄砲一挺ヲ安房公ニ進セラル
九日 新納弥十郎ヲ使トシテ房州公ニ礼謝シ 辰ノ刻(午
前八・〇〇)枕崎ヲ出発 途中木原山ニ於テ狩ヲ催サレ
タガ不猟デアツタ 狩ヲ終エテ野中右衛門公ヨリ料理ガ
献セラレタ知覧ヲ経テ未ノ刻(午後二・〇〇)ニ西塩屋
村ニ着ク
十日 辰ノ上刻(午前七・〇〇)ニ西塩屋村ヲ発シ 穎娃
麓御飯屋ニ於テ伊集院久寛公ヨリ饗膳方進セラレ、供衆
ニモ膳食ヲ賜フタ 終ツテ久寛公同伴ニテ海浜ニテ遊宴

西ノ下刻(午後七・〇〇) 二脇浦ニ着イタ

十一日 辰ノ下刻(午前九・〇〇) 脇浦ヲ発シ 未ノ上刻

(午後一・〇〇) 兒ヶ水山川ニ着ク

十二日 辰ノ上刻(午前七・〇〇) 兒ヶ水ヲ出立 午ノ上

刻(午前一一・〇〇) 山川湊ニ着キ日高藤市宅ニ入御、

膳部ヲ供セラレ 供衆ニモ料理方出サレタ(コノ日小根

占ニ渡海ノ筈デアツタガ風波ガ高ク山川ニ滞在)

十三日 海上ガ荒レ 山川滞在

十四日 巳ノ下刻(午前一一・〇〇) 山川ヲ出船シ 午下

刻(午後一・〇〇) 小根占ニ着船有留河遊老宅ニ招カレ

膳部ヲ供セラレ 同宅ニ宿泊供衆ニモ三汁四菜ノ料理ヲ

供セラレタ

十五日 有留曾兵衛宅ニ於テ朝食ヲ供セラレ 巳ノ下刻

(午前一一・〇〇) 有留曾兵衛宅ヲ出發 途中前谷正右

衛門宅ニ立寄り吸物 酒肴ヲ供セラレ 西ノ下刻(午後

七・〇〇) 佐多ノ伊佐敷ニ着ク

十六日 辰ノ下刻(午前九・〇〇) 伊佐敷ヲ出駕 未刻

(午後二・〇〇) 大泊ニ着キ船ニテ御崎権現ニ參拜

十七日 辰ノ下刻(午前九・〇〇) 二大泊ヲ発シ船路ニテ

午ノ下刻(午後一・〇〇) 二辺塚ニ宿泊ス

十八日 卯ノ下刻(午前七・〇〇) 辺塚ヲ発駕シ 申ノ上

刻(午後三・〇〇) 二小根占衆坂口兵衛門宅ニ入御 種々ノ菓味酒食ヲ供セラレ供衆ニモ三汁四菜ノ料理方出

サレタ

十九日 四隻ノ船二分乗シ小根占ヲ出航シ 指宿多良浜ニ

着船 徒歩ニテ宮之浜源忠寺ニ參詣 コレヨリ再ビ乗船

シ生見庄屋所ニ暫ク休息シ 麓ノ館ニ着御兼加公ヨリ膳

部ヲ供セラレ 亥ノ刻(午後二・〇〇)、二中名長野

ノ隠亭ニ着ク。

二十日 巡察ヲ無事終了シタノデ五社ノ外常法寺 玉繁寺

心慶寺ニ參詣シタ

正徳四年(一七一四) 三月九日にサクリ山の松伐採跡

地を五年間の期限付きで開墾し、山野畑とすることにな

り、七三名の人に耕作が認められた。このサクリ山の松

は、これまでに鉄吹用として伐採してきたものであった。

正徳四年(一七一四) 九月、藩主島津吉貴が、參勤の

ため東行した時、琉球国中山王尚敬の使者與那城王子、

金武王子および従者一八〇人が随行した。家老肝付兼柄

も藩主に従い、家老島津將監久當らと共に、琉球使護送

の任に当たった。往路は九月九日に鹿兒島を出発し、肥

後表陸地を経て、十月十七日に大里を船出し、十月二十

九日、大坂に至り、十一月二十六日、江戸高輪屋敷に到

着した。藩主吉貴は十一月二十八日、江戸城で將軍家継

にまみえ、ついで十二月二日、琉球使者を率いて江戸城

へ登城し將軍家継にまみえた。四日および六日にも琉球使を伴つて登城し、江戸城において將軍にまみえて面目をほどこした。

二十一日、江戸を発し、翌年二月二十一日に無事帰着したが、この時、兼柄に従つた喜入衆は邦永久塚ら次の人々であつた。

邦永久塚 執事 白浜太郎八重政 相談役

安樂彌五左衛門兼長 旅方 前田弥四郎盛苗 取次方

西原猶右衛門清貞 代官 園田藤内実恒 兵具方

新納三左衛門時興 兵具方 竹内平右衛門実有 納戸方

徳永吟兵衛兼白 納戸方 吉牟田善十郎儀弥 右同

佐藤伝右衛門信満 茶道方 沢新六俊盈 小姓

邦永弥十郎時苗 右同 志々目弥平次義東 小姓

邦永佐太夫時予 小姓 矢崎宗哲 医師

矢崎仙太 小姓 中馬佐九郎千平

永岩十郎右衛門貞宣 玉置小市安代

緒方須右衛門惟重 八木小右衛門信興

二見平助 料理方 長浜武助 料理方

一、小者 永家阿介 瀬串九人 重松幸人 倉元右衛門

一、中間 瀬戸口二八 大山人花介 大山可助 種子田野右衛

門 岩崎谷右衛門 高野紋平 丸野分助 永尾紡平

一、下男 甚右衛門 多喜介 勘四郎 新兵衛 與右衛門

五兵衛 吉兵衛 九兵衛 源介 孫助 閑助 六助 小助 太次右衛門

このほかに中村十郎兵衛、浜島権之助、南屋敷ノ新平の三人が供衆に加わっている。この三人は伊勢神宮に参宮するため、特に願い出によつて、参勤行列に加わつた者である。このようにして、一般のお伊勢詣りは、領主の東行などの折がよい機会であつたのであろう。

正徳五年（一七一五）一月四日に生見西屋敷に火災があり、一三軒が焼失した。この火災で西屋敷ノ仁右衛門の母が焼死するという惨事があつた。

正徳六年（一七一六）六月八日の夜半より風雨が強まり、九日には豪雨のため河川が氾濫し、道路、田畑に甚大な被害をあたえた。六〇年来の大洪水であつたという。

第二章 近世後期の肝付氏時代

〇七代

兼達（兼加 兼隆 米熊丸 左門 典膳）

享保四年（一七一九）三月一日から四日まで境引きが行われ、志々目義知、前田盛苗、前田伊右衛門、竹内太次右衛門、有川三左衛門ら諸役人や各在の庄屋が出役して、谷山境から指宿境まで見分が行われた。

享保五年（一七二〇）、喜入浜に、伊平貝が繁殖し、その貝殻を鹿児島下町、岩元太右衛門、喜入中宿市左衛門の両名が礼銀一〇枚を納めて、同年三月十二日に一手販売を許された。

八代將軍徳川吉宗は新刀奨励のため、全国の有名な刀工を報告させ、さらにもこの中から優れている者の作品の提出を享保五年（一七二〇）五月十四日に達示があり、喜入の刀工・玉置一平安代の作刀も江戸へ届けられた。厳しい鑑定の結果、島津藩からは安代の外に宮原正清、黒田藩から信国重包の三人が選ばれ、享保六年（一七二二

一）春、江戸へ呼ばれ、浜御殿でそれぞれ妙技を振るい御腰物二振を作った。いずれも吉宗のお気に召し、三人の作に、徳川家の家紋「三つ葉葵」の葉一枚ずつが与えられた。これが後世有名な「浜御殿の鍛刀」である。

玉置一平安代略伝

安代は中村山城守安貞の長男として、延宝八年（一六八〇）四月十九日、御領原で生まれた。通称を吉五・平九郎・小市・小市左衛門などと呼ばれ、諱を直方と称した。

姓は父安貞が正徳元年（一七一）十二月、領主肝付兼柄から、肝付家の重臣として大崎在住の時から要職にあつた一九家のうち、玉置家を含む八家が宝永年間（一七〇四〜一七一）ごろすでに家名が絶えていたので、八家のうち、玉置家の再興を命ぜられ、玉置姓になった。この時安代は三十二歳であった。

安代は士分として武芸特に弓術に秀で領主の信任が厚かった。また刀工としては幼少より父に鍛練の秘訣を習い、長じて谷山の刀匠波平安行の門人となった。安代が肝付兼良へ進上し、家来の永岩十郎右衛門が所持していた一振りが認められ、前述の「浜御殿の鍛刀」となり刀

茎に葵一葉を許され、朝廷から「従五位下」に叙せられ、「主馬首」に任ぜられる榮譽に浴するとともに、当時の薩摩、そして日本を代表する刀工の一人となった。

島津藩主もこれを賞し、直臣に拔擢することと、周囲からもせっかくの高禄であるからとすすめられたが彼は、先祖代々肝付家の世話になっているので、自分だけの名誉のため肝付家から離れることはできないと断り喜入で郷土生活を送った。

安代の高傑な志操と誠実な性格は作刀の上にもよく投影し、名匠の誉れは天下に高かった。

江戸から帰った安代と宮原正清は享保六年（一七二二）八月に作刀した刀を藩主島津継豊を通じ將軍吉宗に献上している。

また、安代は享保八年（一七二三）九月九日に作刀した長さ九二・七センチの刀を彼が崇敬していた三百余社大明神（現在の宮坂神社）に奉納した。この刀は大正八年（一九一九）四月に国宝に指定されたが終戦時、米軍によって没収され、現在行方不明である。

安代はわずか四十九歳の若さで享保十三年（一七二八）十一月二十八日没した。法名「天雷一梭居士」で墓は傑

心寺跡の玉置家墓地（県指定文化財）にある。

彼が尊崇篤かった宮坂神社には安代を敬愛する人たちによって顕彰碑が昭和三十五年（一九六〇）建立された。

享保七年（一七二二）、藩主継豊の謝恩使として、肝付兼遠は江戸に行くことになり、前田休右衛門盛苗ら一七人を従えて、四月二十一日、鹿児島を出発し、五月二十一日、江戸に到着した。戸田山城守忠真ら三名の老中、大久保長門守ら三人の若年寄の屋敷に伺候して参着の挨拶をなし、六月一日、江戸城に伺候して、將軍吉宗に謁し、三日、再び登城し縮緬布二巻を拝領した。

享保七年九月四日、薩摩藩は家老種子島久基、大目付菱刈藤馬重之、勘定奉行堀甚左衛門興昌らに命じて、薩摩大隅、日向諸県郡および琉球国の田地の測量を実施した。

世に、この検地を享保内検と称している。
喜入では同年十月二十四日から実施したが、郷内を次のように四手に分けて行われた。

一、瀬々串 安楽喜三右衛門 室田仁右衛門 筆者 前田越

右衛門

蔵元治左衛門

一、中名弓指まで 前田休右衛門 白尾与三右衛門 筆者
 隈元文右衛門 岩田休兵衛

一、前之浜 前田伊右衛門 松田二郎八 筆者 中野十右
 池田善左衛門 筆者

一、生見 前田四郎右衛門 浜島怒衛門 筆者 黒岩與
 石塚弥八左衛門 筆者
 三左衛門

享保七年（一七二二）十二月二十四日に永野門ノ吉助（肝付良右衛門下人）の家から出火があり、前田善左衛門、同小左衛門、秋山八郎、田中長左衛門の四家が類焼し、吉助は焼死した。

享保八年（一七二三）十一月二十二日に喜入総家中の年若の人に対して、文武弓馬の稽古けいこことに精励するように申し渡され、麓ふもと、宮地みやち、旧市、旧麓、御領原、大丸、前之浜においては毎月十五日夜、式夜を開き、役人・相談役各一名ずつ出席して監視することになった。

享保九年（一七二四）二月、藩主の通路に休憩所、宿泊所を設けるための見分が行われ、同月十五日、藩の御目付役伊集院弥八郎、町田正左衛門、横目衆二人、筆者衆が来郷し、久津輪と瀬々串宮ノ下に御茶屋、黒地藏峠に水茶屋を設けるよう申し渡された。命に従って、久津

輪茶屋方として邦永佐六、倉元氏、瀬々串茶屋方成尾用右衛門、永浜武左衛門、村尾氏、黒地藏水茶屋方緒方平兵衛にそれぞれ取付の役を命じた。四月四日、藩主島津継豊は指宿より久津輪茶屋に少憩の後、兼達の私亭に宿泊、翌五日、喜入館を發し黒地藏水茶屋、瀬々串茶屋を経て谷山に向かった。

享保十一年（一七二六）七月二十一日早朝より二十三日まで暴風雨があり、田畑の損失はもちろん、浜手州崎前之浜一帯は波浪のため、ことごとく洗い去られ、松並木の大部分は倒れ、小松原、前之浜の川口を洗い切られるという未曾有の損害を受けた。翌月十九日には喜入浜破損箇所くわの検分のため、地方検者野津正左衛門が来郷し、郡方へ申し出てあった加勢人夫の件は、願い出の通り許可され、普請には銀米代官所手形を使用することとなった。

加勢の人夫 総数 六千参百七拾五人

内 壱千拾人 穎娃

六百九拾人 指宿

参百人 山川

式千百八拾八人 喜入

式千百八拾八人 喜入役所

工事は十二月中に竣工したが、享保十三年（一七二八）十月二十日に検者有馬清兵衛が来郷し、二十五日まで見分をなした。

享保十一年（一七二六）八月二十六日、前年の門割の折、名頭を置かなかつた弓指、東房、川畑に本名頭を置き、下淵田は鎮守菌屋敷の内一〇石一升余を分地し、名頭を置かず、鎮守菌屋敷の所名頭とした。

享保十一年（一七二六）九月一日に兵具所屋敷城戸入馬場に千手観音を建立した（石工永田四郎右衛門）。

享保十一年（一七二六）十月二十日栗脇門名子段四郎方より失火し三軒を焼失した。

一、五敷四間三尺 屋家一軒 栗脇門名子段四郎

一、三敷三間 馬屋一軒 全人

一、四敷二間三尺 屋家一軒 右段四郎親次兵衛

享保十二年（一七二七）六月二十日、旧市方限より「辺夕方」街道筋の藪山、軽石原を仕明し田地を開き、後々は愛宕神社の維持管理の用に供したい旨の申し出があつたが、吟味の結果開田が許可された。

享保十三年（一七二八）二月九日に生見帖地村古殿門名子善衛門方から失火し、帖地屋敷名子六郎左衛門の母

屋が類焼したため、六郎左衛門は生活に窮した。領主兼達は不憫に思い粟二斗を扶助した。

享保十三年（一七二八）六月三日に地震があり、愛宕神社脇が崩壊したため、土砂が愛宕川（当時は永田川と呼んでいる）を埋め、付近の田地が荒地と化した。

享保十四年（一七二九）九月十三日早朝、久津輪の浜辺にあつた綱染め用の釜が紛失していた。ところが夜明け前に漕ぎ通つていった小舟の二人乗りに、不審な点があつたので、追跡し中名川口で追い付き、積み荷を調べたが、兩名が盗みを否定したので、御用人座に訴えた。御用人座で吟味したところ盗みを自白し、十一月三日、釜は持ち主に返つた。

享保十七年（一七三二）二月、喜入浜州崎より鈴村の下まで、白貝が繁殖した。

享保十七年（一七三二）十一月二十六日に喜入惣家中より鍋尾野方は手広く、殊に南向きで冬草も多いので野放を鍋尾へ移すこと、そして牧之内苜蓿の辺りや、松尾より下手に、田畑を開墾する場所があるので、これらの原野を開拓して、作場としようとする願いが出されていたが、吟味の上許可された。

享保十九年（一七三四）十月三日、宮地坂より上百姓の訴えにより一名に分ち宮坂名を名立し、岩田六郎右衛門を庄屋に任じた。これまで瀬々串、中名、前之浜、生見の四在^{ざい}であつたが、宮坂を新規名立したので五在となつた。藩政時代には、農氏の居住地域を在と称した。

享保十九年（一七三四）十二月十二日、生見源廣院寺門渥木森の下に石体の観音像を建立した。

享保二十年（一七三五）二月一日、下村宮原屋敷、長兵衛の母屋から出火し、名頭兵助外四戸が焼失した。

享保二十年（一七三五）四月十二日、地神堂（妙音天）を、瀬々串から前之浜に移すことに合意し、横峯屋敷に堂を建立し、翌年一月二十一日に遷宮した。

元文元年（一七三六）一月十四日、中村平四郎宅から火災が発生した。その日は風が強く、またたく間に、町の中央部から浜手まで、残りなく焼失した。また、大丸は八木氏、永田氏の両家を残し丸山、上野氏を境に南屋敷も全戸焼失した。

元文二年（一七三七）三月十八日に家中給地高一石につき、米一升ずつを御加勢米として、上納するよう申し渡された。この加勢米は翌三年十一月までつづいた。ま

た、足輕の扶持米高は、三石であつたものを二石に減じた。これは先年からの凶作続きで借財が増え、財政が窮乏していたからであつた。

元文二年（一七三七）肝付氏所領高

総高 四千四百貳拾四石九斗九升貳合五勺

内 百六石参斗八升三合七勺 諸納戸高

九百四拾貳石壹升六合九勺 家中給地並扶持高

参千参百七拾四石参斗九升壹合八勺 所帯方高

元分三年（一七三八）八月十七日に麓御領原の十五歳以下の童子の花相撲が、弓場（現在の町役場敷地）で開催され、角力取出場者全員にユデ芋を領主から贈られた。

兵具所軍用金紛失事件

享保五年（一七二〇）五月二十二日に、兵具所に保管してあつた軍用金庫が、何者かに破られている旨を兵具所役から知らせがあつた。役人前田盛平が見分したところ、軍用金六〇〇貫の内二〇貫が紛失していることがわかつた。そこで兵具所勤務の者を嚴重に取り調べ、一方目付役が探索を続けているうち、石峯新七宅でも一五貫文が盗難にあつており、しかも集団による犯行であることがわかつた。そのうち、前田盛平の下人隼助も三貫文

を分け前として、受け取っていることが明らかとなった。

そこで隼助を水責めにして、罪状を究明したところ次の通り罪状を白状した。「二月初めに山道より夜中兵具所に忍び入り、一四貫文ばかりと思われる銭をかつぎ出し、町の綱小屋の中に埋めた。その後賭博のある度に少しずつ持ち出して使った」と白状した。

隼助の白状によって、軍用金は賭博のために盗み出されたことが明白となり、これに関係した二六人も判明した。

兼達の弟兼年が鹿兒島から帰郷し、園田藤内、竹内平右衛門立ち合いのもとに次の一五人には縄付として牢込とした。浜島弥九郎、西原ノ慶兵衛、今村ノ小助、上籠ノ正右衛門、佐藤清左衛門、下人ノ長助、城ケ野ノ与四右衛門、山下ノ長兵衛、地頭菌ノ休介、玉繁寺門前ノ太左衛門、栗脇ノ新左衛門、堀ノ権兵衛、勝目曾右衛門、佐藤武右衛門、奥田孝兵衛、残り一二人の内士分は御用衆へ、門前者は寺社へ、百姓は郡見廻方へそれぞれ預け人となった。

一方兵具所詰役人に対しては、役目不謹慎の故をもつて中村十郎兵衛は玉繁寺、中村菌右衛門は常法寺、丸岡

彦右衛門は清涼院、永浜右衛門は傑心寺へそれぞれ二七日間の寺入を申し渡して事件は一応落着した。

享保の飢饉

享保十一年（一七二六）から同十七年（一七三二）までの前後七年間は、大風洪水、火災、地震、疾病の流行、農作物病虫害発生などの天災地変が続き、凶作と被害に苦しんだ。世に享保の飢饉と称し、天明の飢饉とともに、日本国民の窮乏悲嘆の最たるものであった。わが喜入郷でも例外でなく、郷民の生活はその極に達していた。

享保十一年（一七二六）七月二十一日から降り出した雨は、夜半から暴風となり二十三日まで続いた。家屋は破損され、樹木は倒れ、高潮のため海岸線はことごとく崩れ、田畑は流失して農作物は皆無の状態となり、三日間に郷内は荒野と化した。

肝付文書享保日記に次のように記してある。

二十一日朝ヨリ北風強ク、夜戌ノ刻（午後八時）ヨリ大風
二十三日朝吹止ム。夜中甚雨降 朝洪水満シ、風雨ニ田畑
ノ損失 浜手州崎ヨリ前之浜悉ク波洗ヒ、松並木大方倒レ、
小松原前之浜川口洗切ル

このため翌十二年には飯米にこと欠く者が多く、郷民は

飢えをしのごくために野草、木の葉を食べたと伝えられている。また、領主から飯米を拝借する者も多かった。

享保十二年（一七二七）二月十四日 凶年飢拝借米

（一人一升宛）

一・九十三家内 生見名中

一・二十二家内 前之浜ノ内坂ヨリ上

一・七十二家内 二百八十二人 前之浜名中

一・八家内 十九人 町浜

享保十二年（一七二七）六月二十五日 凶年飢拝借米

一・真米壹石八斗参升 人数 瀬々串名

二十八家内（一人壹升五合宛）

一・全 壹斗参升五合 人数 中名

二家内（一人壹升五合宛）

一・全 四斗参升五合 人数 前之浜名

九家内（一人壹升五合宛）

一・全 貳斗 人数 前之浜

三家内（一人貳升宛）

内菌門名子次兵衛

諸左衛門 徳右衛門

享保十二年七月三日 凶年飢拝借米

一・真米八升（一人壹升宛）

南門名子 喜左衛門 七左衛門

享保十四年（一七二九）八月には、数度の大風雨が

あつて農作物は甚大な被害を受けたが、これより先、同十三年から十四年初めにかけて疫病が流行した。各社殿において神楽を奏で、病魔祈禱なども行われたがそれでも多数の病死者を出した。疫病の流行につづいて農作物の凶作となり、飢餓拝借米は続出するありさまであった。

享保十五年（一七三〇）三月十日

凶年飢拝借米（一人貳升宛）

一・真米貳拾石

内 参石壹斗貳升 人数百五十六人 瀬々串

六石六斗四升 全 三百十八人 中名

四石参斗八升 全 二百十九人 前之浜

五石五斗 全 二百七十五人 生見

四斗六升 全 二十七人 町

享保十五年（一七三〇）三月十八日

凶年飢拝借米（一人貳升宛）

一・真米 壹石六斗 人数八十人 前之浜

享保十六年（一七三二）十二月には熱病が大流行し、各社殿において、病魔除けの祈願などをなしたが、去る十四年の疫病流行によりさらにひどく、病死する者が続出した。さらに翌十七年（一七三三）六月ごろから農作物に害虫が発生し、特に稻の被害は甚だしく、ほとんど

が収穫皆無となったので、種子^{むか}の確保さえ困難となった。そのため飢餓米はもちろんのこと種子^{むか}の拝借をする者が多かった。

享保十七年（一七三三）九月十八日 種子^{むか}粉拝借

一・真米 六斗九升

古殿門七人 久保園十一人 上久保一人

宮原五人 東屋敷六人 西屋敷九人

田貫四人 森満二人 米倉十三人 宮園二人

生見門三人 帖地四人

享保十七年（一七三三）十二月十八日

凶年飢拝借粟（二人壹升宛）

一・粟四斗七合六勺 家内五人 中名下之藺屋敷徳之充

一・全参斗 人数三十人 前之浜九家内

享保十八年（一七三三）二月五日

凶年飢拝借粟（二人壹升宛）

一・前之浜 十九家内 人数百十九人

一・生見 九家内 人数三十三人

享保十八年（一七三三）二月十七日

凶年飢拝借粟（二人壹升宛）

一・生見 二家内 人数八人

一・前之浜 五家内 人数十八人

一・中名 六家内 人数十九人

享保十八年（一七三三）三月十一日 種子^{むか}粉拝借

一・赤籾八斗 中名七人

享保十八年（一七三三）三月十六日 種子^{むか}粉拝借

一・赤籾壹斗四升 前之浜 有田門ノ平助

享保十八年（一七三三）六月二十五日 凶年飢拝借米

一・赤米四斗壹升 前之浜 人数四十一人

住民の困窮はその極に達し、動物、植物で食べられるものはすべて食料に供した。竹垣を結んである古繩を粉にして、蕎麦^{そば}粉をねり合わせて団子として食い、ミミズを日干しにして焼いて食べることは茶飯事であったが、どうしても食べられなかったのは、松の葉と杉の葉であったという口伝は、今も町内に残っている。

享保十二年（一七二七）に一カ年間の醸造を禁止し、^{こし}甑に封印したことや、享保十七年（一七三三）十二月、来る正月には餅類^{もち}を一切調達しないよう達示があったことから、当時の窮乏が深刻であり、かつ全国的であったことを知ることができる。

〇八代

兼伯（兼昌 米熊丸 弾正 主殿）

元文四年（一七三九）、一四歳で家督を相続した。こ

の時の肝付氏持高は四千四百二十四石九斗九升余であつた。

元文五年（一七四〇）十一月二日、松崎慶兵衛、倉元治左衛門、加塩五々右衛門の願いにより、先年焼失した野元観音像を、近郷の士および百姓が再建することが許された。

寛保二年（一七四二）、前年の夏洪水によつて破損した下村小牟田用水および石垣の普請をすることになり、同年二月十六日、文銀六二二匁五分、赤米五石一斗六升五合を御物方より手形が出された。

覚

一、文銀 六百貳拾貳匁五分

割石 千百五拾貳本（一本四分）

下才 七拾七人（一人一匁一分）

一、赤米 五石壹斗六升五合

吏 千參拾參人（一人五合）

喜入郡見廻

日高新左衛門

右者喜入下村之内小牟田用水、石垣去夏洪水ニ付洗罷及大破

自今（以下略）

二月十六日

郡奉行 伊東長左衛門

物奉行宛

白石仲左衛門

寛保三年（一七四三）二月二十一日、江戸將軍の用命により、喜入浜産の板屋貝三〇〇を進献した。

延享元年（一七四四）二月十一日に頼娃、指宿、喜入三郷の境界線の縄引が行われた。郷原金大夫主および郡奉行大野氏、地方検者市成氏は小牧村に滞在していたので、喜入郷から肝付兼同、郡見廻役八木領右衛門、行司勝目安左衛門、生見庄屋などが出向いて立ち合いをなした。

延享二年（一七四五）二月一日、磯御用狩が喜入で行われ、阿多、田布施、伊作、加世田、鹿籠、山田、谷山からも参加した。瀬々串鹿倉から日当平まで狩して小猪一頭、翌日は荒平から吉見山まで狩りして猪四頭を得た。

延享二年（一七四五）八月十日、山方座の使用人鈴村ノ六助が夜半から行方が不明となった。宮坂、前之浜、鈴村などを探索したが、その所在はわからなかった。

延享三年（一七四六）四月、郷内の戸口調査が行われたが、調査の結果喜入郷の人口は五、一四一人であった。

このころ、二才衆中（青年）仲間に、方咄かたとぎと称して、女性のいる家に多人数寝泊まりする風習があつて、ともすると、無作法の行跡があつたので、同年五月十八日、夜遊びを禁じ、飯屋に寝泊まりするよう申し渡した。

延享四年（一七四七）十月二十九日に旧麓城山を畠作地として開墾するよう兵具方に命じた。開墾の後は、地頭、西之原、大園、上籠、城ヶ野屋敷を作人とした。

同日肝付兼伯の長女喜代姫の踏初めの草履を鈴村の市兵衛が進上し、青銅一〇〇疋ひきを拝受した。市兵衛は九十歳で、妻（八十三歳）、子供三人（共に夫婦者）、孫二人（内三人夫婦者）、曾孫五人という長寿かつ子宝一家である。

延享四年（一七四七）十二月、將軍徳川吉宗死去につき、藩主の弔使として、肝付兼柄は同月四日、江戸に上った。供衆は肝付兼命以下小者、下男ら二四人であつた。

寛延三年（一七四九）四月二十八日、七歳から十四歳までの男子の年中行事であつた五月五日の人馬追を禁止し、童子も節句日には、寺参りや一門中の礼儀などを行い、たすよう申し渡した。

寛延二年（一七四九）十一月二日、瀬々串村川原屋敷ノ山之畝は、両親存生の間孝養を尽くしたので、その功績を賞して青銅二〇〇疋を拝受した。山之畝は川原屋敷ノ孫六の長男として生まれた。七、八歳のころから貧困と戦いつつ、二十余年間半身不随の父母に孝養を尽くし、家計を支えて来た孝行息子であつた。

同年十二月一日には、中名堀之内屋敷ノ紋五衛門、羽矢左衛門、分七の兄弟は親孝行を賞せられて、青銅五〇〇疋を拝受した。

寛延二年（一七四九）十二月二十八日に玉置小市が、稻荷社に奉進してあつた平物作りの脇差が紛失した旨を、社司から届け出があつた。そこでいろいろと探索を続けていたが、知覧郷の鍛冶職佐右衛門から中村清右衛門に伝えたところによると、寄進の脇差は、川辺において売り物に出されていることが判明した。中村氏は知覧に越し、佐右衛門と同道して川辺に赴き探索したところ、松崎村下之門百姓平右衛門が五〇〇文で買い取つたので、取り返して稻荷社に納めた。

宝暦三年（一七五三）、肝付兼伯は藩主島津継豊の謝恩使として、執事日高権右衛門為雪以下医師、料理方、

足輕、下男ら一九人を従えて江戸に上った。一月十一日、鹿兒島を出発して二月十八日、江戸芝の館に到着、三月一日、江戸城に登城して將軍家重にまみえ謝恩使の任を果たした。

宝曆四年（一七五四）五月二十三日、木曾川治水工事に對する御手伝方の出銀の申し渡しがあつた。出銀は領地高一石につき一升九合、または文銀九分九厘ずつで、喜入郷から総額文銀五貫七六匁五分二厘三毛の上納であつた。

宝曆六年（一七五六）の薩州分限帳によると島津氏の御家門方（御親類 御役無大名衆）として、加治木、都城、垂水、今和泉、重富、宮之城、種ヶ島、日置の八家を挙げ、次に御家内持切方として、喜入、知覽、鹿籠、永吉、吉利、平沼、入来、雀田、黒木、佐司、新城、花岡、市成の二三家を記し「以上御役なし御家門衆」としてあるところを見ると、喜入郷の場合は御手伝方の出銀だけで、人夫の出役はなかつたものと思われる。

宝曆八年（一七五八）五月一日に下村鈴門に田之神を建立した。鈴村は中齒、鈴東（後村）、上村、松ヶ崎（前村）に分かれていて、その地区の代表者次与右衛門、

伝太清門、太郎八、八助の四人が主取であつた。

○九代

兼満（米熊丸 左門 弾正 帯刀）

兼満は宝曆五年（一七五五）三月六日、兼伯の二男として誕生し、長兄兼次が早世したため、宝曆十二年（一七六二）正月二十七日、年八歳で家督を継いだ。

安永七年（一七七八）一月、小田代に中野助左衛門、南ノ儀陽、同与平の三人が寄進して山之神を奉詞した。

天明三年（一七八三）五月、喜入浜の石垣工事をなしたが工事監督には前田盛易が当たつた。

天明三年（一七八三）から同六年ごろまで、世に天明の飢饉と称せられる全国的な大飢饉があつた。しかし薩摩では、甘藷栽培の普及によつて、飢饉を救うのに非常に役立つたという。

甘藷と飢饉

島津国史に「薩隅日三州少死者、蓋頼蕃薯以救飢云」とあるように、飢饉に際して三州の地に飢死者が少なくなつたのは、甘藷（蕃薯）で飢えを救つたからである。

天明の飢饉は享保の飢饉をしのぐ惨状であつた。津輕地方の天明年度凶歳日記に「死シタル人ヲ食ヒ申候、出

崎村ノ源次郎ト申ス者ノ女房ナド十四、五歳ノ男ノ子餓死致シ候ヲ女兩人ニテ四日間ニ食申候、其後何トカシテ人ヲ丸ニテ食ヒタキモノト願イ申候由、又治介ト申ス者ノ所ニテ子供ノ泣声致シ候ニ付、隣家ヨリ参リ見ケレバ、マダ生キタル子供ノ股へ喰付居候」と。また、「餓死ノ者数千人トイフ、ソノ数ヲ知ラズ、街ノ往来ニ死骸満テ足ノ立ツ所モ無キ程ノ事ニ候」とあるように、悲惨極まるものであったが、薩摩ではこのような惨状は見られなかったという。これは甘諸栽培が普及していたからであつた。

甘諸は薩摩では古くから「唐芋からいも」と呼び、その他の地方では「薩摩芋」と称した。薩摩に甘諸が栽培されるようになったのは一六〇〇年代で、その経路については幾つかの説がある。

慶長十七年（一六一二）坊津に伝わったという説、元禄十一年（一六九八）種子島久基が薩摩に伝えたという説、宝永二年（一七〇五）山川の前田利右衛門が琉球から持ち帰ったという説である。いずれにせよ、たびたびの飢饉に甘諸が役立ったので、甘諸栽培は、幕府の奨励もあって全国に普及していった。

喜入郷にどのような経路で甘諸が普及されたか確証を得ることはできないが、延宝・天和（一六八〇年代）には甘諸が栽培されていたことが「肝付文書」によつて知ることができるといえる。

「肝付家譜」延宝七年六月二日

一・小麦粉 一折 三ケ名

一・者 二折 庄屋三人

一・焼酎徳利 二双 名頭

右進上庄屋御通酒終テ御目通ニ於テ名頭エモ

酒ヲ給フ

「肝付家譜」天和二年十月二十八日

新御殿ノ造宮ヲ祝シ奉テ喜入鹿兒島ノ御家人衆中歴々ノ隠

居マデニ硯水けんすいヲ進上ス

一・猪肢大小四十本 衆中

一・樽一 双七十盃入 衆中

一・芋（ハンス芋） 喜入百姓中

一・樽一 双八十盃入 喜入百姓中七人参上

右ノ人衆今朝酒食ヲ給フ 而後左門公（兼伯） 出御御通酒

百姓マデ之ヲ下サル

これによると、延宝七年（一六七九）六月、名頭から領主へ焼酎が進上され、天和二年（一六八二）十月には

百姓中から領主へハンス芋および焼酎樽だるが進上すすりされている。

このことは、享保の飢饉より五十年ぐらい前から喜入において甘藷が栽培されていたことを示している。

甘藷は食糧として重宝がられたばかりでなく、焼酎醸造用にも使われた。当時これという特別な慰安などなく、労働に明け暮れていた百姓にとつて、晩酌の「ダイヤメ」が何よりの慰めであったのである。

百姓たちは、水利の良い場所に醸造場を設け、大樽に甘藷を煮込んで発酵させ、諸味もろみを造り、それを釜に入れて焼酎煮をして、一年分の焼酎を造つて、格納して置いたのである。当時焼酎一盃の代価は三三文、一盃の量は二合七勺であった。

○十代

兼般（鶴五郎 典膳 帯刀 見海）

享和二年（一八〇二）一月四日、喜入と知覧境の縄引きが行われ、両郷の役人が立ち合った。

享和三年（一八〇三）二月、喜入往還筋の路程調査を行った。

○十一代

兼善（米鶴丸 主殿 典膳 了山）

弘化元年（一八四四）に喜入郷の戸口調査が行われたが、それによると次のとおりである。

総戸数 一、二三五軒

内 家来 三三九軒

中名 前之浜 三一一軒

瀬々串 宮坂 生見 五八五軒

弘化二年（一八四五）十一月、喜入、知覧境について、両郷役人の立ち合いで見分が行われた。

黒地蔵坂の改修

天保年代になると、外国船の出没が激しくなり、幕府もまた薩摩藩も海防の急務に迫られた。天保八年（一八三七）に米船モリソン号が山川沖に停泊し、弘化元年（一八四四）にはフランスが、同三年にはアメリカ海軍司令官ビッドルが幕府に通商を迫るなど、対外国関係は緊迫してきた。

薩摩藩では、鳥居平八らを長崎に遣わして西洋兵学、砲術などの修練をさせた。また藩主斉興は天保十二年（一八四一）、洋式銃砲術を谷山中塩屋において試験し、翌年には騎射場において白砲、野戦砲、劍銃などの訓練

を実施し、弘化元年ごろから鉄砲、火薬の製造も緒についた。

一方では、海防充実のため台場の築造に努め、特に山川、指宿二帯は防備を嚴重にし、番所崎や大山崎に台場を築いた。当時山川地頭職であった海老原清瀨は、地頭仮屋を新築拡張したり、正隆寺を改築したりして駐屯に備えた。急変の際は、鹿児島から砲隊が急行することになつてはいたが、鹿児島山川間の道路は、急勾配こうばいの所が多く、特に黒地藏坂は急坂で不便であつた。

黒地藏坂は、現在の草平農道の鉄道踏切辺から水田西側を通つて台地に登り、台地を横断して樋高てたか集落に下り、樋高川に出る急坂であつた。

弘化四年（一八四七）、海岸線沿いの崖を切り開いて、平坦へいたんな道路（現在の国道）とし、軍用運送の便をはかつた。

○十二代

兼両（米鶴丸鶴五郎 典膳 左門 兵部 丹波 太郎）

文久三年（一八六三）三月十一日、喜入兵具所に格納してあつた百目唐金筒二挺を地金にして、二尺八寸（八五センチ）の百目筒一挺に改造のため鹿児島屋敷に送つ

た。この二挺の砲は、赤井金右衛門が兼柄に進上した砲で、その銘に次のように記されていた。

元禄十四年辛巳二月吉辰赤井金右衛門源利長於加治木鑄立之

兼柄公へ進上

寛政十二年庚申浜田長兵衛藤原盛喬以利長之親繼而鑄之也

薩英戦争と喜入

文久二年（一八六二）八月二十一日、島津久光が江戸からの帰途、生麦村（現在の横浜市）に差しかかった時、騎馬の英国人四名が久光の行列を横切つたのを、奈良原喜左衛門が怒つてその一人リチャードソンを斬り、他の従士もマーシャルとクラーク二人に傷を負わせるという世にいう生麦事件が起きた。

英国代理公使ニールは下手人の検挙を要求したが、薩摩藩は非は英国人側にあるとこれに応じなかつた。翌三年ニールは本国政府の訓令によつて、幕府に謝罪書と補償金一〇万ポンドを出させた。

また薩摩と交渉して、下手人処刑と賠償金二万五、〇〇ポンドの要求のため、クーパー少将が七隻の艦船を指揮して六月二十七日、鹿児島に入港してきた。薩摩藩ではこの要求に応じなかつた。

これより先、薩摩藩では、生麦事件後は英艦の来攻に備えて、藩を挙げて防備に努めた。

喜入では、文久三年（一八六三）四月、東原に遠見番所を設け、烽火台を建て、大砲一挺を備えつけ、中原城之進、二見平市、池上小太郎、山口源左衛門の四人の番人を置いて警備にあたり、火急の時は烽火を打ち上げ、鹿児島に急報することにした。

八幡橋東に馬継宿を置き、寄夫二人、馬二頭を常置していた。四月十八日には島津家から大砲、火薬、火縄などを配置され、急変の時は安樂八左衛門総指揮の下に町の浜、中名浜に出動する態勢も整えられていた。

旗艦ユーリアラス号以下六隻の英艦は、六月二十七日、鹿児島湾に侵入し、谷山沖に仮泊した。

肝付兼両は桜島横山（袴腰）、赤水、烏島砲台の指揮を命ぜられて、二十八日、桜島に渡った。

この時の薩藩の砲台配備状況は次のとおりである。

位置	指揮者	装備
砂馬場 (天保山)	島津織之助	大砲七 野砲二 防弾火薬庫あり
白砲二		露砲台で
大門口	関山 糾	大砲三 野砲二 白砲二 露砲台で 番兵小屋三

南波止	町田少輔	野砲二 白砲三
辨天波止	北郷数馬 相良兵馬	大砲一〇 野砲一 で番兵小屋一 白砲二 露砲台
新波止	川上右擲	大砲一三 野砲一 白砲三 露砲台 で防弾火薬庫二 番小屋三
祇園州	島津権五郎	大砲七 白砲二 露砲台で番小屋一
桜島横山	肝付兵部	大砲四 横提五
烏島	全	野砲三 横提二（大正三年噴火にて埋没）
桜島赤水	全	大砲三 野砲三 露砲台で防弾火薬庫あり
沖小島	青山愚知	大砲五 野砲小一〇 陰砲台（砲台の如く見せ、砲台なし）

肝付家鹿児島在番詰の日記によれば、出陣の喜入兵は六〇人ぐらいいであった。七月二日および三日には敵の攻撃は最も激しく「異人ヨリ打放候砲丸烈シク飛来、御当地ノ騒動筆紙ニ尽シ難ク候」とある。敵の砲撃によって上町方面は大火災となり「近代未聞ノ大火、夜明頃漸ク鎮火ニ相成り候」とある。

肝付兼両は桜島砲台の指揮をしつつ、領地喜入の防備並びに鹿児島屋敷の防衛に心を砕かねばならなかった。鹿児島屋敷にいた妻子や母、女子衆は、

草牟田相良家へ避難させ、その後喜入に帰している。重要書類や軍用金の保護、陣中兵糧の調達、情勢報告など家来衆は、鹿兒島、喜入、桜島の間を駆け回った。

この戦争で敵艦、パーシユース号は袴腰砲台からの一弾が要部に命中し、折からの暴風にも見舞われて、錨を断ち切つて逃走し、旗艦ユーリアラス号の艦長ジョスリング大佐、副長ウイلمット中佐の二人は、新波止台場の砲撃によつて戦死、その他戦死一三人、負傷者五〇人を出し、四日になつて英艦は鹿兒島湾を退去して横浜へ向かつた。

一方薩藩では戦死者五名、重軽傷一〇数名に過ぎなかつたが、城下の一割に当たる上町方面町屋敷およそ三五〇戸、士族屋敷一六〇戸、寺院四カ所を焼失し、さらに汽船三隻、琉球船三隻、日州赤江船二隻および集成館・鑄銭所などを失い各砲台も破壊され、受けた損害は甚大で、攘夷のいかに大変かを実際に悟つた。

しかし、この戦いは西欧の進んだ軍事、科学技術を積極的に導入すべきだという考え方を誕生させるきっかけとなつた。

慶応元年（一八六五）五月二十七日、鹿兒島に文武学

寮が開設され、喜入郷から志々目平内左衛門、前田伊右衛門、邦永助四郎が一年交代で入寮を命ぜられた。

慶応二年（一八六六）五月二十五日に大洪水があり、田島の埋没、人家の破損、人畜の死傷など甚大な被害があつた。とくに八幡川畔の田はひどく、その大半が土砂で埋没し、そこで兵式訓練をしたという。

慶応三年（一八六七）二月、薩摩藩では兵式訓練を英式調練に統一することになり、その指南役となるための講習会が開かれ、喜入では西村織右衛門、邦永矢三太、中村助左衛門、西原松斎、山口須左衛門、黒岩甚蔵の六名を選んで受講させた。

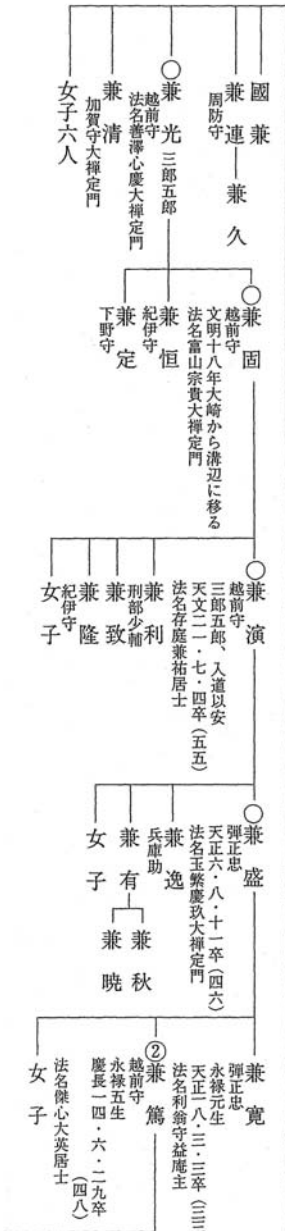
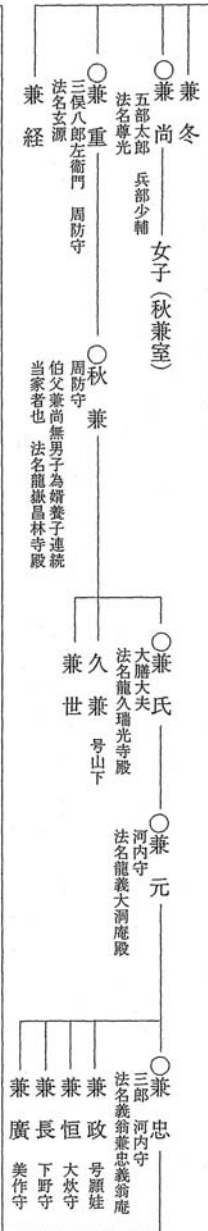
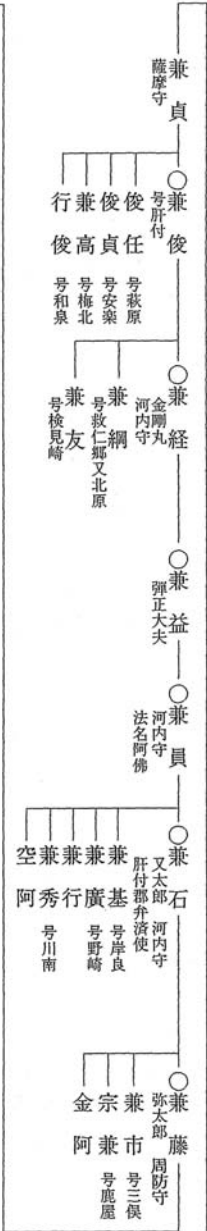
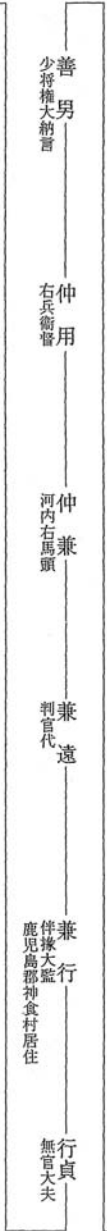
慶応三年（一八六七）十月十四日、徳川第一五代将軍慶喜は、いまや天下の形勢我に不利と悟り、土佐藩主山内豊信の勧告を容れて大政の奉還を上奏した。慶長八年（一六〇三）、徳川家康が征夷大將軍に任ぜられて幕府を江戸に開いてから、二六五年目のことである。

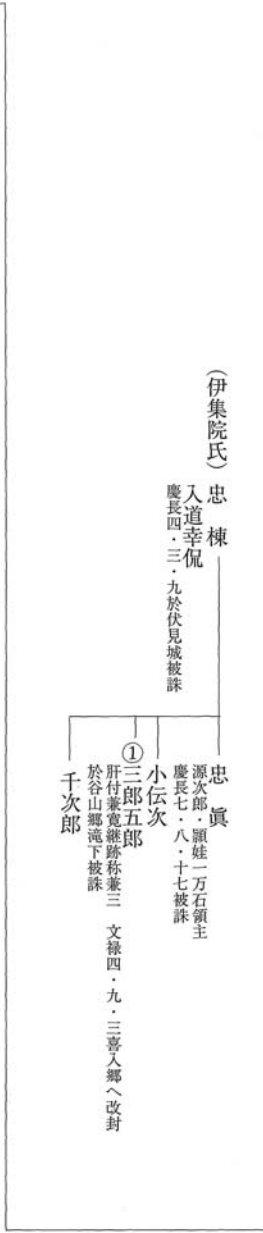
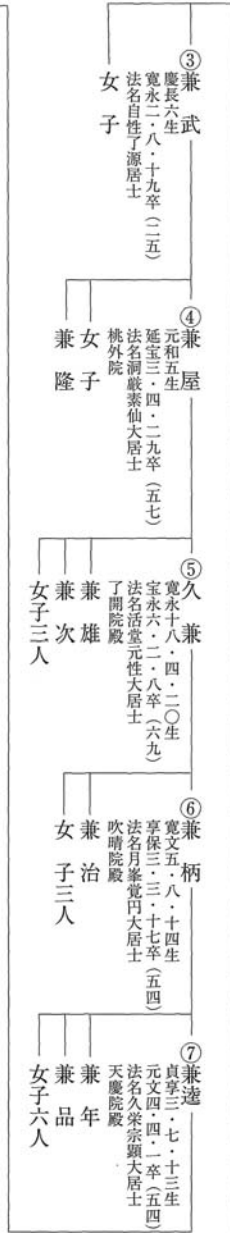
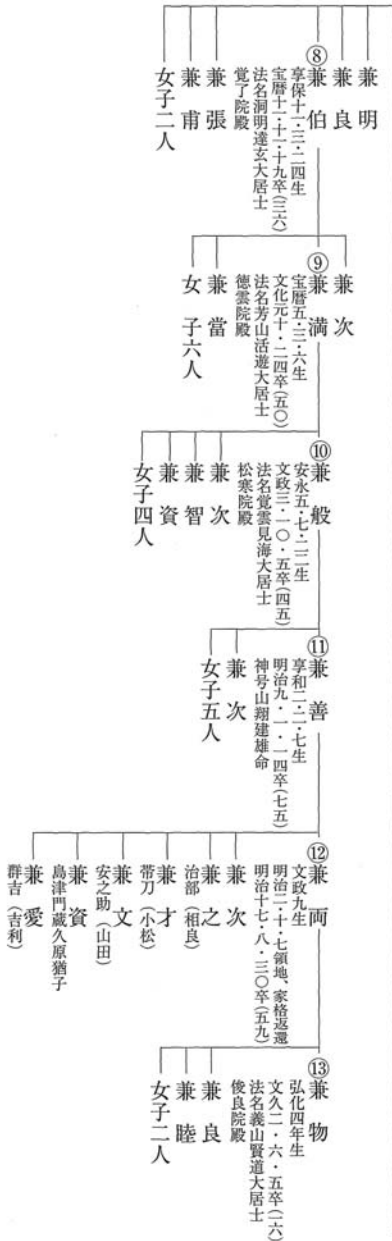
ここにおいて政権は朝廷にかえり、慶応四年（一八六八）九月、年号を明治と改めた。

肝付氏が喜入郷に移封されてから一二代二七〇余年で武家政治は終わりをつげた。

肝付氏略系図

天智天皇——大友皇子——余那足(本朝皇胤祖連因ニヨルト余那足ハ見エズ)——善名——國通
大政大臣 助解自長官檢非違使別當參議 右大臣大辨 大納言 正三位大納言





第三章 薩摩藩と外城（郷）制度

第一節 内城（鶴丸城）

島津家久は、慶長七年（二六〇二）に鶴丸城を構築した。この城は、天守閣をもつ近世一般の城郭ではなく、屋形造りの居館であった。

城下は、武家屋敷と城下町、近在二四カ村、荒田浦と横井の野町のまちからなっていた。

町人の住んでいた「城下三町」は上町六町、下町一二町（後に一五町に増加した）、西田町三町からなっていた。

城下町は、町奉行の支配下に、町人役として、惣年寄おんとしより、年寄、年寄格としきよつし、年行司格としきよつし、年行司格、十人格、乙名頭おつなかしら、横目役があり、下町に会所があつて、平生は町年寄が勤務し、主として警察事務を司りつかさど、時折他家使者の接待役をした。

城下の面積区分は、町方三分、武家七分といわれ、土屋敷の地域が広く、人口においても武士が大変多かつた。その武士の中には貧窮の下級士も多く、近在農村で農耕生活をしたたり、手工業によつて生計を立てねばならぬ人たちも多かつた。明治維新の功臣は、多くはこの階層の出身であつた。

天下の雄藩としての薩摩藩は、外様大名で、金沢一〇二万石につぐ雄藩であつた。

族籍別に見ると、士族数の驚くほど多い藩で、明治二十年（一八八七）後半の鹿児島における士族戸数は四万六、五二九戸もあつた（旧薩藩領の宮崎県諸県郡地方は除く）。

薩摩藩の職制は、城代を筆頭にして、家老、若年寄、大目付の三役、以下、大番頭、寺社奉行、勘定奉行、御小姓与番頭、当番頭、御側御用人、御用人、御勝手方、御趣法方、奥掛、町奉行、御側役、江戸留守居、京大坂留守居、御納戸奉行、物頭、御船奉行、御使番、御小納戸頭取、御廣敷御用人、教授、御右筆頭（以上御直触れという上級職）その他いろいろな役職があつた。

城下は九家格にわかれ、次の階層があつた。

一門(親族としての待遇を受ける) 〓四家
一所持(一所、すなわち二郷の領主) 〓二二家(喜入
肝付家等)

一所持格 〓四一家

寄合 〓五四家

寄合並 〓一〇家

小番(他藩の馬廻役) 〓七六〇家

新番 〓二四家

御小姓与(他藩の徒士) 三〇九四家

与力(座付士ともいう)

この下に准士分の足輕があつた。

第二節 外城(郷)の制度

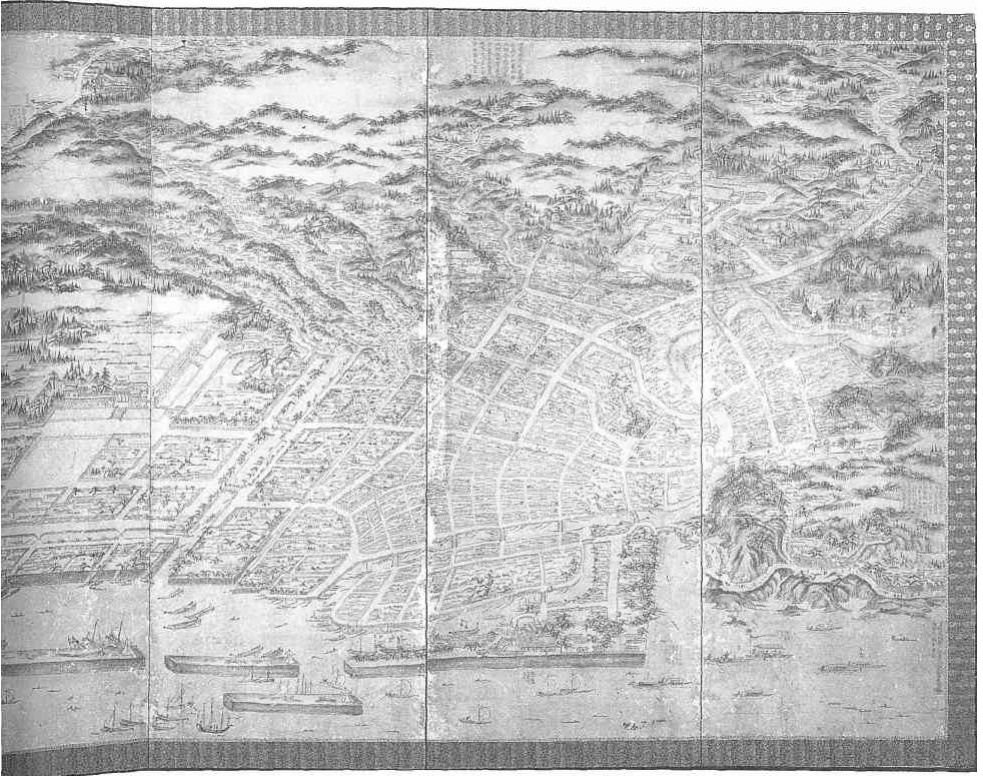
一 外城(郷)の成立

外城というのは、もともと内城に対する外衛の支城を意味するもので、領内の各地に、支城をおいて守備した拠点である。

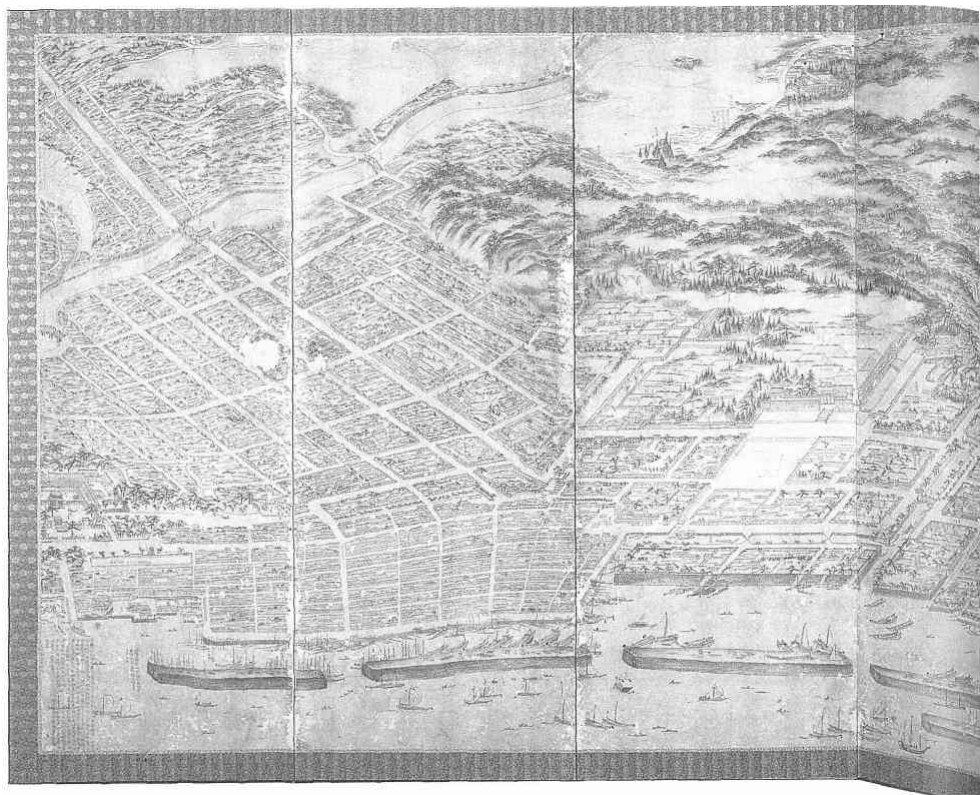
本城の鶴丸城は、天守閣を備えた近世の一般の城郭で

はなく、屋形造りの居館で、その精神は「城を以て守りとなさず、人を以て守りとせず」という考えによるもので、それが、領内三州の各地に置かれた外城制度と深い関係を有した。

外城制度の成立年代は、天正年間であつたと推定される。その論拠は、上井覺兼日記天正十二年(一五八四)正月二十六日条に、外城衆と明記されていることが先例である。しかし元和元年(一六一五)閏六月十三日に江戸幕府が全国の大名に対して、居城のみを残し置いて、領国内のその外の城をすべて破却すべきことを命じた。従つて世に言う一国一城に基づいて、薩摩藩主の居城である鶴丸城のみを残し置いて、領国内のその他の城をすべて破却した。ここにおいて、実質的には外城の中核としての城が破却された後も、制度として外城が存続した。薩摩五一郷、大隅四二郷、日向二〇郷、計一一三郷を外城として、外敵の防衛に当たらせた。従つて外城といつても、城郭があるわけではなく、そこに地頭^{かりや}飯屋を設けて行政の役所にあて、その周囲に、麓^{ふもと}という郷土集落をつくつて、その地域の軍事、行政を管轄する仕組みであつた。



鹿兒島城下町絵図：右側（鹿兒島市立美術館蔵）



鹿児島城下町絵図：左側（鹿児島市立美術館蔵）

薩摩藩は他藩に比して驚くほど、武士の数が多く、多数の武士人口を扶持するために、郷士制度という家臣団の屯田制度を施行したものであると推定される。

薩摩藩の外城は二種類に大別される。すなわち藩の直轄地で地頭の支配する地頭所と、藩の重臣の支配する私領（一所持）との二種類があった。

私領は薩摩一三カ所、大隅七カ所、日向一カ所で、その他はすべて藩直轄の地頭所であった。喜入は私領に属していた。

寛永年間（一六二四〜一六四三）以降、地頭は遙任となり、私領主も地頭もすべて鹿児島定府となった。この遙任の地頭は、掛持地頭と称して、一代に一回その外城を巡視するだけで、城下にあつて外城の仕置をみることになつていた。

これに対して長島・甌島のように常時その地に在勤するものを居地頭（移地頭）といった。また国境の出水、高岡、大口などの大郷には、地頭代を置き、穆佐、倉岡、山之口、綾、水引の五カ所には「抑」を置き、私領であつた都城には「中抑」を置いて辺境の要務を助けさせた。

外城支配の役所は、地頭仮屋と称して、外城の支配は

郷士が行つた。地頭のもとに所三役という次のような役職のものがあつた。

一、囃は数名が任ぜられ、郷内全般の政務を総覧した。

天明三年（一七八三）に郷士年寄と改称され、慶

応元年（一八六五）、再び旧称に復した。

一、組頭は郷内の士を数組に分け、その頭役として、

郷士の教導および外城警備に当たつた。

一、横目は数名で編成し、諸務をとりつぎ、檢察、訴訟のことを任とした。

そのほか主な役職は書役、普請見廻、野廻、相談役、行司、郡見廻、柵楮見廻、牧司、浦役、諸主取、庄屋、触役、別当などの多くの役が置かれ、これらはすべて郷士の役職であつた。

二 喜入外城

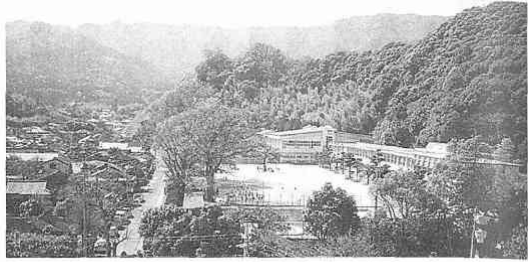
慶長七年（一六〇二）、島津家久は内城（現在の竜小学校所在地）から鹿児島城（鶴丸城）に移つた。外城制度が確立されたころ給黎城は、現在の旧麓集落内の本城、南城、北城と呼ばれる地域に当たり、城山の麓には、それを護衛するように武家集落が発達し、今なお往古の

面影をしのぶことができ
る。

しかるに肝付兼屋は、
承応二年(一六五三)十
月、居館を琵琶山の南麓
(現在の喜入小学校所在
地)に造営して、十二月
二十五日、新館に移転し
た。この時、白浜太郎右
衛門ほか多数の喜入郷士
に対して館の周辺に居所
を与え、武家屋敷を形成
した。

かくて麓の形態が新たに整ってきたので、旧給黎城を
中核とした麓は、府本としての機能を全く失い、いつし
か旧麓もともとと呼称されるようになった。

郷の中心は、新しい麓に移った。広義に麓と呼ぶ場合
の地域は、旧市、麓、宮地、旧麓、御領原、大丸、前之
浜を含んでいた。麓には主として郷士が居住していた。
なお、現在の大字の地を「在ざい」と称して、農民が生活



肝付家仮屋跡(現在喜入小学校)

し、各在村には、数戸の武家を配置して農地を耕作させ
るとともに、農民の監察に当たらせていた。

鹿児島に内城を築城した家久は、原則として、地頭、
領主は鹿児島に居住させることにしたので、肝付家も鹿
児島に邸やしきを建てて居住した。従って喜入の政務は、家臣
中より五人を選んで、役人に任じ、合議制で、庶務の全
般を司り、郷行政の首脳部の役割を果たし、その配下には
いろいろの役職を置いた。その役名は、時代によって
多少の相違があった。

各時代の記録に散見する職名は、次のとおりである
(鹿児島屋敷の分も、混同されているものもある)。

○兼篤時代(慶長〜元和年間)の役人は、普請見廻、取
締役、兵具方であった。

○兼屋、久兼、兼柄時代(寛永〜元文年間)は、執事、
談合役、納戸役、台所役、普請奉行、御扨従、玄關執事
役、代官役、厩司、兵具役、定勤御目付、兵器方、寺社
方、用木方、郡見廻、牛馬役、側役、旅方、小姓、公儀
横目、料理方、馬方

○兼伯時代(寛保〜天明年間)は、組頭、執事、側役、
納戸役、近習役、目付役、側勤、小坊主、田地方、屋敷

方、用木方、普請方、番所執事役、郡見廻、兵具役、旅方、相談役、小姓方、代官役、右筆方、書物方、寺社方、宗門方、公儀横目、相談執事役、料理役、近習、納戸方、小姓、馬方、近習取締、牧方、家中触役、山留役

○兼般、兼善、兼両時代（寛政〜慶応年間）は、相談役、寺社方、御近習役、御目付、御軍役方、御馬方、公儀横目、宗門方、代官役、納戸役、番頭、兵具役、物奉行、模合方、下代役、寺社取次役、郡見廻、御右筆、庄屋行司、料理役、柘見廻、浦役、御側役、牛馬役、山方取締役、御小姓、夫役、御配録方、書役などで、各時代に共通の職は省略したものであるが、大体以上のようなものであった。

組頭くみがしらとは、兼伯時代におかれた役職で、郷士を五組に分け、その組の武士の取り締まりをなさしめた。

郡見廻ごみまわいは、絶えず領地内を巡視して、農民の事情を監察するとともに、農民の指導をなした。

横目よこめは、二人置いて、訴訟、警察の事務を掌った。その部下に、二〇余人の足軽がいた。

庄屋、在役、小触こぶれは、喜入郷が瀬々串、中名、前之浜、宮坂、生見の五方在から成り、その在ごとに、庄屋を置

き各在管内の取締監督および納租、夫役の割付、その他一切の事を掌り、その下に在より選抜した在役（名主）があり、またその下に小触という庄屋および在役の小使をするものがいた。

在の内に門屋敷かどがあつて、門屋敷かどことに名頭みょうず（乙名）があつた。名頭は、その門屋敷の一切のことについて支配していた。その家は、代々世襲であつた。

柘見廻はせ、楮見廻こうせ、竹木見廻、牧司、浦役等の役人は、それぞれの持場の職を分担して司つていた。

惣大工そう、鍛冶、紺屋、木挽こびき、屋根職などの職は、一種の吏員として、大抵は世襲制であつた。

鹿兒島屋敷の交代詰と定詰の役員は、交代詰が一月交代で、定詰とともに領主を補佐する役であつた。

番頭は、詰合諸士を取り締まり、納戸役は、金銭米穀の收支を司り、その他の在番、近習役、兵具役、右筆、御記録方、小姓、馬役、相談役、料理役、普請方などの諸役は、それぞれ分担の職を受け持つて領主を補佐した。

麓の肝付館役所の交代と下代について、交代は、麓の役所と鹿兒島屋敷との往復文書を送達するもので、これは農民中より選抜して、麓の役所に詰めていた。下代は

米穀の収支を司る地位の低い職であった。

○喜人の家老といふべき執事職の家は、寛永二年(一六二五)から貞享四年(一六八七)まで、相津山信濃守、

前田隠岐守盛誠、前田佐渡守盛治、兵務少輔、前田四郎右衛門尉盛弘、前田佐渡守盛長、前田隠岐守盛俊、志々目源左衛門義孝、新納弥左衛門久行、前田伊右衛門盛政、安楽伊豆兼保、安楽才右衛門兼時、安楽弥五右衛門兼儀、税所次兵衛、前田仲左衛門盛政、志々目対馬義辰、

○元禄八年(一六九五)ごろまで、前田佐渡守盛張、前田休右衛門盛房、隈本淡路守宗清、新納参河守久信、松崎和泉守兼立、肝付九郎左衛門兼兵、安楽伊豆守兼保、志々目源左衛門義里、前田十郎左衛門盛子、日高権右衛門為春、新納民部左衛門久棟、安楽才左衛門兼時、志々目源左衛門義孝、新納弥左衛門久行、新納十左衛門久重、志々目正兵衛義辰、前田左近盛政、安楽主馬兼儀、志々目源左衛門義陳、前田休左衛門盛房、新納弥左衛門久茂、肝付十郎左衛門兼紀、志々目四郎左衛門義知、兵務少輔、○享和三年(一八〇三)ごろまで、前田休右衛門盛苗、前田伊右衛門盛平、新納三左衛門時興、肝付佐次兵衛兼同、邦永五郎左衛門時苗、前田伊右衛門盛秀、肝付十郎

左衛門兼命、佐藤運左衛門信満、安楽八左衛門兼命、前田休右衛門盛康、日高権右衛門為雪、新納嘉左衛門時方、肝付佐次兵衛兼雄、邦永弥大夫時喬、安楽弥平次兼陳、松崎十兵衛兼品、肝付良右衛門兼常、前田休右衛門盛易、八木伝右衛門俊易、佐藤七郎兵衛實本、新納十右衛門時音、肝付佐次兵衛兼鎮、肝付曾五右衛門兼微、安楽才左衛門兼陳、志々目四郎右衛門義通、邦永五郎兵衛時比、前田三右衛門盛方、

○嘉永二年(一八四九)ごろまで、徳永次兵衛兼芳、八木四郎右衛門俊憲、邦永助右衛門実基、白浜八兵衛貫当、中野助左衛門儀珍、佐藤運左衛門実凭、前田伊右衛門盛奥、日高権右衛門為春、新納十右衛門久明、邦永平内実橘、安楽八左衛門兼備、肝付良右衛門兼高、隈本伊左衛門宗武、税所藤右衛門篤泰、邦永五太夫実雄、前田宗左衛門盛敬、安楽八左衛門兼通、佐藤運左衛門実品、新納十左衛門実記、税所彌三右衛門篤寛、白浜太郎八貫賢、○明治二年(一八六九)ごろまで、隈本伊左衛門宗方、志々目十郎左衛門義口、邦永悦左衛門実名、前田四郎右衛門盛通、邦永一角、新納五太夫時行、志々目源左衛門義生、中馬吉兵衛智通、前田伊右衛門盛徳

薩摩藩の私領は、元文四年（一七三九）および延享二年（一七四四）の分合配置の結果、薩摩国では、永吉、吉利、日置、平佐、入来、佐志、宮之城、黒木、藪牟田、喜入、知覧、今和泉、鹿籠の一三カ所、大隅国では、市成、加治木、重富、垂水、新城、花岡、種子島の七カ所、日向国では、都城の一カ所であった。その他は藩の直轄の地頭所であった。

薩摩藩では、例えば、鹿児島衆中、出水衆中などのごとく、居住地名を付けて、武士を呼ぶ慣例であった。従って、近世初期には、城下士に対する特別の呼称は用いなかった。天明三年（一七八三）に名称は、郷士と改められたが、私領の武士は「家中」とよばれ、郷士よりやや低くみられていた。それは、武士生活に終始せず、農耕生活の自活の屯田兵生活が蔑視されて「肥たんご士」とか「一日兵児」とかいわれた所以である。

第四章 郷士の生活

第一節 郷士（家中）の知行高

郷士（家中）は、領主から、禄高何石かを支給されていたが、実際には、米穀の現物を受領するのではなく、その禄高に相当する農耕地の支給を受けて、これを耕作する知行制で半農半士の所謂「肥たんご士」の屯田兵的な士であった。そしてその支給された禄高も、喜入郷の経済力から見ても、微禄の者が多く、元文二年（一七三七）の肝付家持高は、四、四二四石九斗九升二合五勺であったが、その内、家中給地高は、九四四石二斗一升六合九勺となっていたことからしても、いかに家中の知行高が微細なものであったかが容易にうかがえる。

園田家所蔵の文久二年（一八六二）の「喜入衆中知行高帖」によると次のようになっている。

高三石四斗八升六合四勺三芽

松崎十兵衛

第四章 郷土の生活

内一石七斗九升五合	屋敷		高八斗六升七合五勺七才	屋敷	中村勘左衛門
高三石八升三合一勺五才		白浜腎右衛門	内三斗五升三合	屋敷	
内八石七斗三升	屋敷		高六石五斗六升八合九勺一才	屋敷	勝目十左衛門
高五石七斗六升五合二才		鳥越藤太	内二石六斗七升七合	屋敷	
内二石三斗一升九合	屋敷		高八斗七合六勺七才	屋敷	竹内仲左衛門
高三石六斗三升四合八勺四才		室田仲右衛門	内三斗二升八合	屋敷	
内一石四斗七升六合	屋敷		高一石二斗六升一合一二才	屋敷	浜田猪之助
高一三石九斗五升三合六才		園田伝左衛門	内五斗一升三合	屋敷	
内五石六斗七升	屋敷		高一石二斗八升七合三才	屋敷	税所仲右衛門
高一五石二斗八升八勺六才		安楽弥五左衛門	内五斗二升三合	屋敷	緒方平兵衛
内六石二斗一升二合	屋敷		高九斗三升八合七勺七才	屋敷	
高一石一斗九升六合七勺九才		税所弥三左衛門	内不明	屋敷	
内四斗五升六合	屋敷		高八斗四升三合一勺三才	屋敷	星隈平左衛門
高一石五斗二升四合三勺七才		秋山源右衛門	内二斗四升三合	屋敷	
内六斗一升九合	屋敷		高五石五斗二合一勺七才	屋敷	黒岩十助
高二石二斗七升二合一勺四才		二見平市	内二石三升六合	屋敷	
内九斗二升三合	屋敷		高一石九斗三合一勺七才	屋敷	二見次兵衛
高一石八斗六合五勺三才		山口喜左衛門	内七斗七升四合	屋敷	
内七斗三升四合	屋敷		高三石四斗三合	屋敷	古江新左衛門
高一石九斗九合一勺一才		木佐貫平次郎	内一石三升七合	屋敷	
内八升一合	屋敷		高三石一斗九升九合六才	屋敷	川野市郎右衛門
高二石七斗九升六合二勺二才		永浜甚七	内一石二斗七升八合	屋敷	
内一石一斗三升六合	屋敷		高四石四斗九升七勺五才	屋敷	比地黒口藏

第四章 郷土の生活

内三斗五升八合	屋敷		高三石九斗二升四合九勺三才	湯浅茂右衛門
高一石四斗一升七合三勺五才	屋敷	浜島源左衛門	内一石五斗九升五合	
内五斗七升六合	屋敷		高一石六斗二升五合五勺	勝田与四郎
高七石七斗九升三合五勺三才	屋敷	永田市内	内六斗六升一合	
内三石一斗六升七合	屋敷		高三石一斗四合五勺四才	黒岩正左衛門
高九斗六升八合八才	屋敷	勝目□次郎	内一石二斗六升二合	
内三斗九升三合	屋敷		高一石五斗九升一合	徳永作□郎
高八石六斗九升七合五才	屋敷	緒方吉左衛門	内六斗四升七合	
内三石五斗三升四合	屋敷		高三石九斗六升五合三勺	日高嘉左衛門
高三石八斗四升九合八勺九才	屋敷	志々目十郎左衛門	内一石六斗一升一合	
内一四石九斗七升四合	屋敷		高二石七升六合八勺二才	室田嘉兵衛
高一六石七合五勺	屋敷	隈元伊左衛門	内八斗四升四合	
内六石九斗一升一合	屋敷		高四石六升四合二勺九才	中山宇右衛門
高一一石七斗四升九合七勺三才	屋敷	中野賢左衛門	内一石八斗五升五合	
内四石七斗七升五合	屋敷		高四石一斗九升一合	森山源五右衛門
高五石九斗二升二合五勺	屋敷	海江田益右衛門	内一石七斗三合	
内二石四斗七合	屋敷		高一石八升五合四勺五才	岩田藤八
高四石三斗九升九勺五才	屋敷	室田利助	内四斗四升一合	
内一石七斗八升四合	屋敷		高六石三斗三升一合二勺六才	安楽只右衛門
高三石一斗九升一合	屋敷	白浜源七	内二石五斗七升三合	
内一石二斗九升七合	屋敷		高二石三斗七升五合七勺一才	鳥越八郎内
高一三石四斗三升五合四勺二才	屋敷	岡元源太兵衛	内九斗六升五合	
内□石四斗五升九合	屋敷		高二石八升三合八勺六才	白浜九兵衛

内八斗四升七合	屋敷		高六石二斗二升一合七勺七才	屋敷	塚崎九助
高一石五升八合九勺六才		海江田与八	内二石五斗二升八合	屋敷	
内四斗三升	屋敷		高四石八斗二升六合四勺二才	屋敷	谷口市之進
高六石三斗三升八合五勺		二見嘉左衛門	内一石九斗六升一合	屋敷	
内二石五斗七升二合	屋敷		高四石一斗九升二合四勺	屋敷	伊牟田磯八
高四石三斗五合五勺八才		池上藤右衛門	内一石七斗三合	屋敷	
内一石七斗五升	屋敷		高四石六斗七升五合二勺	屋敷	坂口正兵衛
高四石六斗四升一合九勺四才		岩田藤七	内一石九斗	屋敷	
内一石八斗八升六合	屋敷		高四石八斗七升二勺一才	屋敷	竹内為右衛門
高四石一斗九升一合		加塩五々右衛門	内一石九斗五升三合	屋敷	
内一石七斗三合	屋敷		高九斗七升五合五勺	屋敷	竹内八之助
高三四石八斗八升五合五勺六才		前田四郎左衛門	内三斗九升六合	屋敷	
内一四石一斗一升六合	屋敷		高五石五斗八合七才	屋敷	崎森六郎兵衛
高四九石七斗四升五合六勺七才		前田嘉右衛門	内二石二斗三升八合	屋敷	
内二〇石二斗一升四合	屋敷		高九斗三升四合	屋敷	中村□□藏
高三六石六斗五升二合九勺二才		安楽八左衛門	内三斗八升	屋敷	
内一〇石八斗三升一合	屋敷		高一石四斗	屋敷	馬場源右衛門
高二九石三斗七勺五才		志々目源左衛門	内四斗二升三合	屋敷	
内一一石七斗九升七合	屋敷		高九斗八合	屋敷	伊牟田□左衛門
高一二石八斗二升六合五才		中島吉兵衛	内三斗六升九合	屋敷	馬場城右衛門
内五石二斗一升一合	屋敷		高一石六斗二升五合	屋敷	
高九石八斗五升		星隈権内	内六斗六升	屋敷	
内四石三合	屋敷		高一石一斗四升	屋敷	山野十兵衛

内四斗六升三合	屋敷
高一石六斗二升二合九勺二勺	牧瀬□郎□衛
内六斗五升九合	屋敷
高九斗三升六合五勺	佐藤源□
内三斗八升一合	屋敷
高三石八斗九升一合	岩田元右衛門
以下紛失	

残りは紛失され、ここに収録されているのは九六戸であるが、弘化元年（一八四四）の戸口調査によると、当時の士族戸数は、三三九家となっていたので、一八年後の文久（一八六二）の時点でも大差はなかったものと思われる。

これによって、推定しても、三〇石以上の家録は、僅かに数家に過ぎず、割合に高録と思われる一〇石以上でも三〇家程度であろう。

鹿児島城下の足軽は、一身賄料三石六斗が支給されていたが、これを石高に換算すると、約一〇石に相当するので、これから見ても、喜入郷士は極めて微禄で、大部分の郷士は、城下の足軽以下の低い禄高であったことになり、その生活も豊かではなかったものと思われる。

このような経済的に低い郷士たちは「抱地」^{かかえち}、「山野」や「永作地」などといわれる休養地、自費開墾地、仕明^{しあけ}地などによって、生活を支え、その他役得などによって生活していた。また内職をする者も多く、医者、鍛冶^{かじ}、大工、左官などから、櫛^{くし}、傘作りなどの内職によって、家計を助けていた者も多かった。

この地方知行というのは、領地を知行に与えることで領主は自作するか、または百姓に耕作させて貢物をとるやり方で、薩摩藩独特の中世の古い形式のやり方で、他藩の藩庫から玄米をもらう仕組の蔵米知行とは異なっていた。

第二節 郷士の生い立ち

男子出生の時は、将来この男児が、主君の馬前に、^{ひとむす}一廉の忠勤を励むことをねがい、出生するや「桑弧蓬矢」^{そうこほうし}（昔、男の子の生まれた時、くわの木の弓と、よもぎの矢を作り、これで天地四方を射て、将来四方に雄飛することを祈る）の儀式はもちろんのこと、必ず自家製の元結でその頭髮を結び、この男児の武運の長久を祈願した。

男尊の風習として、

・衣類を乾かす竿は男女のものを区別し、男子の衣服は、女子の衣服と共に乾かすことは許されなかった。

・男子は衣類を乾かす竹竿の下をくぐることを厳しく禁じられた。

・婦人は、眠っている男子の枕元を通ることは、固く禁じられた。

・男子が眠る時は、直接に頭を席(畳)上につけて眠ることは、武運のけがれに連なるとして禁じられた。

・洗濯用具や洗面具は男女のものを区別した。

母親が日常わが児に訓える主なことは、

文武に精励せよ

人に対して無礼をするな

人にひけをとるな

行儀の悪いことをするな

嘘をつくな

などで、ひもじいとか、食物がまずいとか、寒いとか、暑いとか、言ったら「そのような男子では、戦陣には行けない、りつばな忠勤を果たすことはできない。戦の時はどうするのか」と強く訓戒していた。

喜入の俗謡に次のような、母親のきびしい、たのもしいところを謡ったものがある。

「麓んごゆたちや、砂原ん煙草

色は白れどんか、きつごころ」

きびしい母親によつて、幼年時代を「躰しんぱうの重視、魂根性の涵養かんよう」を目指す、厳しい家庭教育によつて育てられた男子が、青年期に成長すると、

・武術の訓練は、夏は陽照ひなたの強い日向の所で、冬は寒風肌を裂く木陰きかげの場で行った。

・甲声かんこゑ取りと称して、冬夜寒風吹き荒ぶ「塞平浜すさひら」で二才謡せうたを高声で練習し、また「河童釣り」と称して、寒い

暗夜に谷川やがわにおいて、裾すそをまくりあげ、臀部でんぶまで水中に浸し、片手に脇差わきざしを持って、河童の到来するのを待った

り葬式の当夜、その墓前に正座させたり、神社などの寂しい場所を選んで、「唐猫借り」「金灯笼借り」などの肝

試しを行つて、その心胆こたんを練っていた。もし、卑怯ひきょうな振る舞いや不作法ふさぽうなことがあると、制裁として「水掛」

「ミソ押」「灰播」「屁くわせ」などが行われていたが、その人は、その制裁による身体の苦痛より、むしろこの

制裁で多くの同僚に見下げられ、あざけり笑われる精神的な苦痛が、この上もない大きな恥辱であり、堪え難い

苦痛であった。

男児は、前髪のある時代を「稚児」と言い十五・六歳に達すれば、前髪を切り「兵児二才」^{へこにせ}に入ることになっていた。二才には二才頭がいて、二才衆の行動を監督し、年少者は、年長者に対して、絶対的に服従する義務があり、たとえその命令に不合理な点があっても、反抗することはできなかった。

反面年長者は、年少者をよく保護し、日常の行動を指導して常に二才衆の結束を図っていた。

十六歳から十八歳までは、町ごとに設けられていた「稽古所」^{けいこ}に入所して、昼は刀、槍、^{やり}剣術を修練し、夜は軍法、軍書を輪読して土道を励み、もし旅行する時は、必ず十二月末から一月初めには帰郷して、剣術を練習し、二月末から三月初めに行われる鹿児島からの軍賦役の検閲を受けなければならなかった。

第三節 郷士の文武

ア 稽古所

喜入郷は、七町五カ在に区分されていたが、この七町とは、麓、^{ふもと}宮地、^{みやち}旧市、^{むかしち}旧麓、御領原、大丸、前之浜

あつて、この町ごとに、稽古所が設けられていた。

郷士の子弟は、十六歳に達すると、兵児に伍して、各町に設けられた稽古所に入所し、武芸を修めなければならなかった。この兵児というのは、十六歳から十八歳までの二カ年間で、この二カ年は、謹嚴、剛直、信義を重んじ節操を励み、いやくも非礼の行動や卑怯の風評を受ける者があれば、嚴重に^{いまし}誅められ、特に甚だしい者は、暴力的な制裁も加えられた。

イ 文武の奨励

①元禄二年（一六八九）七月十八日領主仰渡の条

御家中の面々連々不心懸有之士道之本意をも忘却仕候者不少平生知行屋敷をも御扶助被成置候は自然の時、肝要の御奉公をも為可相勤に候。然者軍役の儀は不依貧富不相嗜候て不叶儀一天下右之通候処面々身上の持を専に仕土道の心懸一向無之武具をも用意不致、就中日頃の事大形に罷成り弓数も年々相減儀別而不然事候依之向後の儀は知行屋敷被下置候面々弓鉄砲各一挺宛不致所持人体の嫡子は不及申成人の子供無之年寄の人たりとも弓場へ可罷出候縦年寄射儀不罷成候共弓場へ罷出主取之人被仰付置候条可致星合候尤も二男三男の儀も武芸相嗜弓場へも罷候儀は可為心懸次第候左候て星帳可被遊御覽候。武具の儀も追付改

可被仰付候条何れも此旨承知仕候様可申渡旨被仰出候。

右之旨御直ニ被仰出候条何も被奉其意弓鉄砲之用意并弓場へも無懈怠可被罷出候尤此上大形之人於有之者横目より

申出候様被仰付置候条可被得其意旨可被仰渡候以上

この申し渡しを要約すると、次のとおり。

「家中の中には、武士道の本義を忘れた者があるが、かねて知行屋敷（食禄）を与えているのは、平常の奉公に勤むためである。

軍役には貧富にかかわらず従わなければならないが、士道の心掛けがなく、武器をも用意しない者もあり、その武器の数も年々減少しているが、これはもつてのほかである。今後は知行屋敷を与えられている者は、弓、鉄砲各一挺ちゆうづつは用意せよ。武芸を励まず、武器をも整わない者は、知行屋敷を召し上げることにする」

②享保三年（一七一八）六月二十三日領主兼達の申し渡し条

一、天下御国御法度並に時々被仰渡候趣謹みて承知置聊か相背間敷事（幕府や藩の掟や、今まで申し渡された事柄をよく心にとめ、いささかの間違いないようにせよ）

一、家中製法の儀は、了開院、吹晴院様被仰付置候通諸事不相変様に可致其沙汰事（家中製法のこと、久兼（了開

院、兼柄（吹晴院）より申し渡ししてあるように、諸事について相変わらないようにせよ）

一、了開院様御代已来学文武芸の儀随分無油断相嗜自分の物好徒の費不致身帯相応に相統御奉公正道に心掛相勤旨段々被仰渡置候猶以て若き者共手習学文弓鉄砲兵法等の芸共無懈怠且又可成程武具の用意をも可致儀肝要候事（久兼の時代に身分相応に生活し、無駄をはぶき、文武の道に励み奉公するよう細部にわたって申し渡ししてあるが、若い者は一層文武に励み、又武具をも用意することが肝要な事である）

③享保八年（一七二三）十一月二十二日の達示
家中の若者に対して、武芸その他の諸稽古に一層精励するようにとの達示があり、各町ごとに頭取二名ずつが置かれ、毎月十五日の夜を式夜と定め、その式夜には、役人一人、相談役一人が出席して、稽古事の監視および指導にあたることになった。

④宝暦十年（一七六〇）創設の五番組の制
郷内の武家を五組に分け各組に組頭を置きさらに組を小分けして、五人組の制を設け、組員の言行は、その善悪にかかわらず、すべてその組の連帯責任と定められた。最初の組頭として、次のように任命された。

一番組 中野助右衛門

二番組 玉置一平

三番組 税所藤右衛門

四番組 安樂弥平次

五番組 肝付良右衛門

このように文武の奨励には、いつの時代でも常に意が用いられていた。

武芸のうち、劍術は示現流、弓術は日置流、馬術は鎌倉流、槍術は梅田流、足軽武術は朝山流、操練は甲州流を修練していた。

武術の鍛錬は、古來刀と鎗を主体としていたが、幕末に至って、洋式の調練を期日を定めて、各組を洲崎浜や中名浜に召集して、隊伍を組んで行進したり、起座の法や射撃の練習などのいろいろな訓練が行われていた。

郷土一人分の武具として、平常用意されていたものは刀（大小）、鉄砲、洗矢一、銃丸五〇、早込二五、火薬一斤、火縄二個、油筒一、桐油一、弁当入一、細引一、草靴二足、吸筒一、白米一升、錢二〇〇文、梅干、梅染陣羽織、股引または帯刀アゲ半着一などであった。また武具所に常時格納されていた武具は、士分が三〇〇人分、足軽が五〇人分、ほかに劍、弓、鉄砲、桐油、細引、飯盒、陣羽織、担荷、布などであった。

第四節 郷土の娯楽

一 狩 獵

領主が自ら家中の武士を率いて、荒平、大谷山、南平山、瀬々串、小河内、吉見などの各狩倉に壮大な鹿狩りや猪狩りを催して、尚武の氣を養い兼ねて娯樂とした。

まず狩立の前日には、領内に命令して準備を整え、当日は、未明に家中の武士ならびに勢子役夫が狩倉に集合し、総員を数組に分け、その各組ごとに組頭をおき、この組頭は自分の組の武器を点検してからそれぞれ各部署についた。手はずが整うと、犬附の勢子衆はおのおの獵犬をつれて、掛け声も勇ましく広い山野をかけ回り獲物を狩り立て、弓手、銃手は間伏にいて獲物を射とめるのである。

その日の獵が終わると、当日の獲物を料理し、酒を酌みかわして一日の勞をねぎらい士氣を鼓舞したのである。

この狩獵の指揮役には、征役、行司などがあって、そ

の下に射手、犬附などの諸役がおかれていた。

延宝四年（二六七六）十一月十八日に、荒平狩倉において、狩りが盛大に行われたことが、肝付家世譜に見えている。その後の狩猟の記録を探ると、

貞享元年（二六八四）十二月十六日荒平にて、猪鹿二六、領主兼柄も猪鹿二頭獲る

元禄元年（二六八八）一月十三日荒平にて猪鹿一七

元禄二年（二六八九）一月二十五日荒平にて鹿六猪三

元禄六年（二六九三）一月二十一日荒平にて猪鹿一四

延享二年（二七四五）二月一日瀬々串より日当平まで

猪一

延享二年（二七四五）二月二日荒平より吉見山まで猪

四

延享二年（二七四五）十一月十五日荒平より吉見山ま

で猪二鹿一

これらの記録は、ほんの一部で、おそらくこの催しは年々行われ、年中行事の一つとして、盛大に行われているものと思われる。

二 馬 追

島津貴久が蒲生征討の時の軍状を記してある山本文書

の中に、弘治元年（一五五五）四月九日「喜入野駒新正八幡宮に御寄進なされ候」とあり、喜入氏統治時代より放牧がなされていたことは明らかであり、天保十四年

（一八四三）の三国名勝図会に喜入野牧八〇頭ばかりと記され、また元治元年（一八六四）の記録には五人頭と記されている。

喜入野牧の牧印は、^{ひし}菱形であったので、喜入野のことを別名菱形野とも呼ばれていた。

馬追行事の記録は、宝永四年（一七〇七）に初めて見えているが、毎年一回は行われるのが通例となっていた。

その日は郷民総出をして、総員を五組に編成し、士族は押伍となつて、各組に組頭を置き、組頭一名が馬に乗り、組員を指揮して、一の組は前平、二の組は陣之尾、中野平、三の組は長尾頭、四の組は永尾、五の組は鍋尾に出動して各部署についた。総指揮者が、ころあいを見はからつて合図をすると、各組は、旗をなびかせ、法螺^{ほら}貝を吹きながら合図をなし、牧野の周辺を包圍し、おのおの手にした小旗や竹木を打ちふりながら大声で関^かの声をあげつつ、他の組との連絡をとりながら、馬が囲の

外に逃げ出すのを防ぎ、漸次馬を笠の中に追い込みこの時、当年十六歳の果敢な兵児衆が、駒取役となり、渋柿染の衣を着し、凜々しいでたちで、牧神ヶ岡の上より駆け下り、笠の中の仔馬をとりおさえるのである。

駆け下りた勢いで、直ちに仔馬をとりおさえる兵児、駆け回る駒を追いながら見事飛び乗る者、この豪壮と敏捷を四囲から見守る大観衆は、手に汗握り覚えず大声を揚げ、手を振って声援をおくる。この声援に応えて、兵児衆は、見事に残らず駒をとりおさえたのである。

当歳の仔馬追が一段落すると、次は後駒取となるのである。後駒取役は東西に走駆する牡馬を捕らえて、これに乗り、残りの衆馬と共に笠に追い込み、全部の馬追が終わると、この衆馬は放ち、一才駒は牡馬数の多寡によつて適当な数だけは放ち、残りは競争入札によつて払い下げられた。

享保三年（一七一八）四月二十六日の馬追の記録によると、母駄が四七頭、父馬が五頭、取駒が三頭、当才馬が一一頭の総数は六六頭と記されている。

この馬追の日には、領主も鹿兒島より帰館され、観覧されるのが通例となっており、村の内外の老幼男女の観

衆も、この盛大な催しを見物することを何よりの楽しみとしていた。

注 笠（オロ）の跡

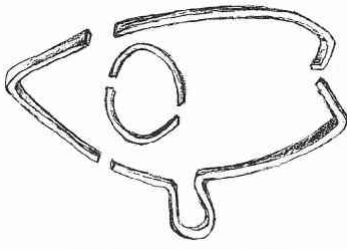
喜入の森（旧牧）の北向きのなだらかな傾斜面には、秋口から冬の間に放牧して成長させた馬を追い込んで捕らえるための近世の遺構である笠の跡が完全な形で保存されている。

この遺構の外周は、東西に八〇メートル、南北の最大幅が六〇メートル、高さ二メートル五〇センチの木の葉状の形状をした土塁が巡られ、西側の正面入り口は漏斗状にあけられ、さらに、その入り口から逃げた馬を追い込むために狭められた南北の土塁にも入口が切られている。

また、土塁内には、やや奥まった場所に直径が三〇メートルの円形の土塁があり、入り口が2カ所切られている。

また、北側の土塁には瘤状の張り出し部分が設けられ、子馬をさらに狭いところに追い込んで竹垣の柵で入り口を塞ぎ捕まえる構造になっている。

現在は、その遺構の中にキャンプファイアーのための施設と遊具が置かれ広場となっている。



喜入の森笠（オロ）跡

三 早馬

毎年旧曆三月十五日に、冷松すんまつの地（通称、馬乗馬場と言われ、武士たちが乗馬の稽古をしていた）で開催されていた。その日は、乗馬の達人な武士が、思い思いの扮装で出場し「楽乗」「調子乗」あるいは「駈」「追」などのさまざま催しが行われたが、これらは、武士の馬術を奨励するための尚武的な娯楽であった。

明治維新後は、この早馬は一般大衆の娯楽として、草競馬などが催されるようになり、一時は盛況を極めていたが、明治中期より漸次衰微してきたので、大正五年（一九一六）には競馬場を旧牧の地に造成し、春秋二回の競馬が催されるようになった。

第五節 領主と郷土

1 領主の初地入

領主は通常は鹿児島島の館に居住していたが、領主が鹿児島から喜入に地入した時の、初地入の作法としては、

知行持はもちろんのこと、二男三男にいたるまで、喜入郷中の郷土ごじゆうは、旧市もとまちまで出迎えることになっていた。

郷土は各自の屋敷の内外を清掃し、門外には盛砂をなし、門内には砂（シラス）をまいて清めた。

麓の飯屋においては、家宰（吸い物、盃酒）を相談役が賜り、これを諸士に分配して頂戴した。終わると、広間において「初見得の儀」が行われた。次の間で、足軽、社人、名頭、小触らが焼酎を頂戴して、領主の武運長久を祈念し祝福した。

2 領主の婚礼

天和三年（二六八三）の正月肝付家第六代領主兼柄が島津光久の娘と縁組した時の婚礼の儀の記録を抄録すると、

十四日 島津邸へ御調度品の受取人として、松田喜右衛門、中村紋右衛門ならびに士一四人、人足三五人、姫君供衆の雑具受取人として、西原孝右衛門、山口彦兵衛ならびに士六人、その他人足が参上、調度品長持一二棹、供衆長持九棹を受け取った。

十五日 島津邸へ姫君迎えの持参品としては、
 姫君へ御結納、御祝物、挽茶一对、箱入、葉茶一二袋、

白紅粉各二包、小袖一重、帯一筋、雉子二番、餅二台、
昆布四把、生鯛四、樽二荷、

大守君へ、御大刀一腰、御馬代銀一枚、干鯛八枚、昆布
八把、御樽二荷、

御母堂へ、干鯛八枚、昆布八把、樽二荷であつた。

同日酉下刻の御輿入行列（士は喜入衆）

一番 士二人 提灯一对夫 士二人
二番 士二人

三番 御里士一人
御具桶夫二人
御里士一人

四番 御挟箱一对夫 士一人
提灯一对夫 士一人
提灯一对夫 士三人

六番 士三人 七番 御里士二人
士一人

八番 御乗物御里士一人 九番 提灯一对夫二人
士二人
士四人

十番 士三人 十一番 立笠 一人 提灯一对夫二人
草履 一人

十二番 士二人 老駝乗物 定衆
四人

十三番 士二人 草履取夫一人 十四番 滝野局 御里士
三人

十五番 提灯一对夫二人 後押士二人 十六番 比志島殿

御祝の儀は、新御殿の表の間で行われたが、御殿表の
間の床には、三幅対寿老人掛物、立花一瓶が飾られ、左
右に、御具桶、床の前には二重瓶子、式三献が置かれ、
左門公（兼柄）御夫婦、中書老御夫婦が着座、御色直し
の支度が済んで、御膳の座となるのであるが、御膳の座
には、左門公夫婦、図書老、中書老の両夫婦、滝野局が
着座し、まず姫君より、御小袖一重と長御袴一具を左門
公へ進ぜられ、御三献の儀式が終わつた後、左門公は、
この御小袖上下を御着用になる。

左門公、右台の御盃の時、目録をもつて次の御披露が
あつた。

一、太刀、青銅二百足を図書老、中書老へ

一、青銅二百足宛を図書老、中書老の夫人へ

一、青銅百足を滝野局へ

3 郷土の家系と家格

○大崎十九家

天文十八年（一五四九）、肝付兼固が日向国大崎より
隅州溝辺に移封の時に御供人衆十九家が追従したが、こ

これらの家柄を所謂大崎十九家と称している。

この十九家は、その後溝辺から加治木に、加治木から喜入へと領地交替の肝付家に追従した家柄である。

執事 || 相津山信濃守、前田隠岐守 士 || 有川

蔵役人 || 隈本 代官納所 || 園田、丸岡

庖丁仁 || 竹内、二見、安楽 蔵衆 || 塚田

鍛冶 || 榎屋 筆者 || 八木

大工 || 勝田、志々目、玉置、峰崎、葉丸、成尾

塚崎

○中間三家

勝目、森山、加塩

○その後肝付家を慕つて喜入に土着した家

中村、安楽、富岡、寺井、松崎、岡本

○溝辺住人で移り来た家

石尾、前原、中原、中嶋、倉本、坂本

○加例川の衆

川添、徳永、竹下

○崎森の衆

前田

○竹子の衆

たかぜ

岩田、河崎、尾坪

○肝付氏喜入移封後召し立てられた衆

鳥越、長浜、石塚、松元（以上は喜入氏の臣）、谷口、

春田、山口、秋山、井尻、丸田、二見、池上、牧瀬、

郡山、浜田、矢崎、松下、中山、木原（谷山の土）、

川野、吉永、木佐貫、山元、中原、黒岩、伊牟田、岩

田、佐藤、崎山、高山、脇田（市成より久兼の奥付と

して召立）、上野、村尾、星隈、奥田、川畑、池島、

崎森、寺師（鹿府の町人）、有馬、浜田、税所、池田、

海江田、郡山

○溝辺、加治木から喜入に従つて来た衆の内存統せる家

（天保年間調）

肝付、新納、日高、安楽、佐藤、中野、税所、吉牟田、

岩田、西村、松田、園田、丸岡、中馬、西原、海江田、

緒方、山口、坂口、徳永、浜島、有馬、大坪、伊牟田、

新保、中島、古江、倉元、中村、塚崎、山野、比地黒、

湯浅、八木、永田、丸山、池田、白尾、白浜、室田、

岩城、馬場、竹下、勝田、鮫島、大山（真幸吉田の土）、

向井（真幸吉田の土）、末原（日当山の土）

大崎十九家は、代々肝付家の重臣として要職にあつたが

榎屋、丸岡、藪田、玉置、八木、峯崎、塚崎、成尾の八家は宝永のころには、すでに家名は消え断絶していた。肝付兼柄はいたくこのことをあわれみ、これらの家の再興を念じていたが、正徳元年(一七一二)十二月十三日に浜島彦大夫嫡子平八をして榎屋姓の名跡を継がしめたほか次のように家部立を行った。

丸岡||松田喜左衛門

園田||岩田藤内

八木||緒方良右衛門

塚崎||中村紋右衛門

玉置||中村一平

成尾||松下友右衛門

峯崎||長浜善兵衛

第五章 農(庶)民の生活

一 喜入郷の七町五在

喜入郷が七町五在さいに区分されていたことは、前にも述べたが、この五在とは、瀬々串、中名、宮坂、生見、前之浜である。始めは瀬々串、中名、前之浜の三在であったが、天和元年(一六八一)十二月十四日に、下村を分けて生見(高四八〇石五斗余)を名立し、四力在となし享保十九年(一七三四)に、宮坂を名立して、五力在となした。

もともと喜入郷は、上村、下村の二村に区分されていて、上村の内瀬々串、中名、下村の内前之浜名が呼称されていたが、これを正保三年(一六四六)の正保目録、寛文四年(一六六四)の寛文目録、貞享元年(一六八四)の貞享目録などの記録によれば、次のようになっていた(寛文目録によるもので、貞享目録によって改名されたものは、かつこ内である)。

郡名	村数	石高
伊作郡(伊佐)	五二	三八・四〇一石
鹿見島郡	二七	三〇・三三九々
河辺郡	三五	三五・〇四五々
甌島郡	二	二・七九一々
給黎郡	六	一〇・四六四々
薩摩郡	三三	四二・七一九々
日置郡	四八	五一・六四八々
阿多郡	二〇	二三・五七〇々
穎娃郡	七	一五・九三九々
谿山郡	六	一五・〇四七々
出水郡	七	二〇・七三五々
高城郡	八	八・四四五々

「正保目録では、喜入郷三、六二五石、知覧郷六、八三八石となっているが、寛文目録では、喜入、知覧を合併して一〇、四六四石となっている。」この給黎郡の六カ村とは、喜入郷の、上村と下村の二カ村と、知覧郷の四カ村である。この喜入の上村、下村の名称は、後世まで長く続いている。

二 庄屋

これらの在には、庄屋という郷士役人が任命されてい

て、その在の百姓の公役、貢物の一切の行政事務を司つていた。つかさど

庄屋の任期は、いろいろ異なっているようで、東襲山村誌によると四年、入来町誌によると七年となっているが、喜入の場合は八年であつたようである。

この庄屋は、庄屋屋敷で諸事務を執つていた。瀬々串屋敷は、旧瀬々串小跡、中名屋敷は、現在の中名小学校の南側の地、前之浜屋敷は、川下公民館の北側の地、生見屋敷は、生見小学校の西側の地、宮坂屋敷は、善行寺の場所が、その敷地の跡である。

各在の庄屋の職にあつた人を列記すれば、

瀬々串庄屋所

永浜伊兵衛(元禄年) 白尾与三右衛門(元禄年)

永浜曾右衛門(宝永年) 峯崎善兵衛(正徳年)

松田新七(享保年) 星隈孫兵衛(享保年)

榎屋助兵衛(元文年) 松田甚兵衛(延享年)

岩田長右衛門(宝暦年) 黒岩甚藏(文政年)

西原清定(慶応年)

中名庄屋所

西原猶右衛門(元禄年) 岩田作五右衛門(元禄年)

海江田瀬兵衛 (元禄年)	山野数馬 (宝永年)
永浜為兵衛 (宝永年)	松下悠右衛門 (宝永年)
成尾悠右衛門 (正徳年)	永浜為左衛門 (享保年)
永浜伊左衛門 (享保年)	園田伝左衛門 (享保年)
岩田福右衛門 (元文年)	勝田越左衛門 (元文年)
池島六郎左衛門 (寛延年)	有川八兵衛 (宝暦年)
永田市郎左衛門 (天保年)	
宮坂庄屋所	
岩田六郎左衛門 (享保年)	岩田権八 (元文年)
坂口助七 (延享年)	徳永吟兵衛 (宝暦年)
山口源五衛門 (寛政年)	中馬甚右衛門 (文政年)
前之浜庄屋所	
永浜伊兵衛 (宝永年)	山口七之右衛門 (宝永年)
丸田市右衛門 (正徳年)	竹内平右衛門 (享保年)
塚崎紋右衛門 (享保年)	峯崎兵八 (享保年)
二見主左衛門 (寛保年)	岩田佐五右衛門 (延享年)
中野十右衛門 (寛延年)	安樂弥兵次 (明和年)
吉牟田弥八 (享和年)	
生見庄屋所	
丸田市右衛門 (天和年)	加塩茂兵衛 (元禄年)

佐藤次右衛門 (宝永年) 白浜勘兵衛 (正徳年)

西原与兵衛 (享保年) 緒方平兵衛 (享保年)

黒岩六右衛門 (延享年) 竹下平兵衛 (寛延年)

岩田元右衛門 (宝暦年) 竹下武左衛門 (寛政年)

庄屋には、役高のほかに「庄屋浮免」の特典が与えら

れていたため、開墾地を探し、百姓を労役させて開墾を

させた。現在「庄屋どん畑」「庄屋どん田圃」といわれ

ている所は、役地高のことであり「○○衛門山野」と呼

ばれている所は、ほとんど庄屋浮免として開墾された田

畑である。

三 門割制度と農民社会

門割制度は、薩摩藩全般の農村に施行された一種の地割制度であつて、知行制度と表裏の関係をなす特有の農村制度である。

門の名称は南北朝時代からみえているが、その起源についてはいまだ十分詳らかにされていない。

中世期の門は、下人をもっている「垣内村」のようなものであつたが、島津氏の領国「円化とともに、とくに万治元年ごろ(一六五八)から享保七年(一七一七

二二(一七二六)の総地檢ころまでの外城制度の確立過程の中で、門体制の名頭みょうずやその一族・下人が解体されて新門を分立していった。それで享保年以後の門には、下人をもつ門が一般的にはないのである。これは一面から見ると、兵農の分離であつて、門の長である「名頭」は、あるいは島津氏の家臣団に編入されてもとの土地を離れ、あるいはそのまま門の名頭として土着し近世の百姓化したものである。

門の組織

郷内の在(村)を、数组の方限ほうぎりに分け、さらに方限をいくつかの門(屋敷)という百姓の群に分け、百姓はおのおのそれぞれの門に属していた。



在郷の社会組織

名主みょうしゅ＝方限の代表で、名頭中より選出され在役と称して、その庶務を補佐した。名主の名称は「切才」と称していたが、天明三年に「名主」に改称された。

名頭みょうず＝門の代表者であつて門内の戸籍、納祖、公役その他一般の責任を負つた。名頭の家柄は代々継承されていた。名子なこ＝門の最低の単位であり、現在の農家一戸の世帯主に相当する。

用夫いぶ(用女)＝十五歳以上六十歳未満の男女であるが用夫は各種の賦役の義務があつた。

用夫のがれいぶ＝六十歳以上の者と疾病その他で公役を免除された者

生子せいこ＝十五歳未満の者

門は、名子の集団をもつて組織し、門の長として名頭を置き門の代表とした。

その門には一定の耕地が配当され、これを門高かどたかと称していたが、この門高は所定年限の門、門内の農民に耕作せしめ、一定の年限がくれば、その土地を取り上げ、さらに他の農民に割り替えて耕作させるのであつて、門は百姓の小集団であり、生産共同体であつた。

門の形態

文化初年に薩摩藩で編集した成形図説によると「大戸名おとどな」の語字をかかけ「凡そ大戸名は某門の某と名

呼て、各田所に就て門名あり、その門の主なる大戸名頭とせり……後又大戸名頭を畧して名頭ともいえり」とあり、名頭は大戸名頭の下一字をとつたもので、通称「乙名」と呼ばれていた。

名子についても、前掲成形図説は「名頭より析戸、いまだ門名を有もたず、大戸名頭の田を班わかち授うけとつて佃たうものを、名子とも、小百姓、下作とも呼べり。大戸名頭は譬たとえば長門そおなり、名子は次門じなんなり」とある。

そこで問題となるのは、名頭と名子との関係であるが門割制度の発生当初は、親族縁者をもつて組織せられた血縁関係の小集団であったが、後には組織者必ずしも血縁関係者ばかりではなくなった。すなわち門の組織を持続するために、人口の少ないところへ人配、人移、用夫配などが実施された。多くの名子を抱えている門から、名子の少ない門へ名子移しが行われたり、さらには武家の二、三男で主取りのできない者は、名子として門に配置されたりした。このようにして始め血縁関係で成立した名頭と名子の関係は、いつしか封建的農民組織としての地縁関係の集団に変わっていった。

喜入郷における門の名立過程は資料を欠くので詳まか

ないが、肝付文書などに見られる五力在ごりきのこの門名(屋敷名)は次のとおりである。

瀬々串

今吉、浜田、今村、内木場、川原、藪、追立、小村、前原

中名

上堀之内、平原、永野、今別府、松久保、樋高、外藪、北、南、前原、上之藪、下之藪、玉泉、釜

付

宮坂

南、野元、栗脇、仮屋崎、下堀之内、弓指、淵田、鎮守藪、城ヶ野、大藪、牧藪、地頭藪、上籠、西

之原、豊倉、北之藪

前之浜

増永、横峯、有田、藤久保、堀、有村、内園、今釜、中釜、仮屋、浜藪、中藪、山下、鈴東、鈴

前藪

生見

古殿、生見、米倉、帖地、宮原、東房、川畑、宮園、森満、上久保、久津輪、西、東、田貫、久保

菌

これらの名立過程は不明であるが、享保検地によって門の統廃合が行われ「弓指・東房・川畑」を名立して名頭がおかれた記録のほか、名子移については、正徳五年（一七一五）十二月二十五日、上籠屋敷の名子元左衛門を弓指の名子へ、栗脇門の名子金左衛門を宮菌屋敷の名子として移された。宝永四年（一七〇七）六月十九日、下堀内門の名子小左衛門を上籠屋敷の名子へ移すなどが行われている。

前畑フデ宅に所蔵されている嘉永七年（一八五四）の「五ヶ在門屋舖留帳」によると、次のように記されている。

今吉門	名頭	市亟	内木場屋敷	名主	吉左衛門
前原屋敷	名頭	新助	追立屋敷	小触	藤次郎
川原屋敷	名頭	八右衛門	浜田門		市助
藪屋敷	右同	作左衛門	樋高屋敷		利助
今村屋敷	右同名主	七郎左衛門	北屋敷		寛右衛門
小村屋敷		武右衛門	南屋敷		仙左衛門
今別府門			外菌屋敷		

前原屋敷	名主	助右衛門	城ヶ野屋敷	八太郎
上之菌屋敷			大菌屋敷	次郎
下之菌屋敷			西之原屋敷	甚右衛門
松久保門			上籠屋敷	彦右衛門
永野門		笹右衛門	牧菌屋敷	名主 孫助
平原門		脩右衛門	弓指門	熊八
玉泉屋敷		梶取	地頭菌屋敷	三八
釜付屋敷		七右衛門	鎮守菌屋敷	市右衛門
上堀内門		小触	下堀内門	助右衛門
南門		四郎	堀門	名主 助右衛門
北之菌門		権四郎	増永屋敷	三八
豊倉屋敷	名主	銀右衛門	前菌門	周右衛門
野元門	名主	三次郎	中金門	
栗脇門			中釜門	
飯屋崎門			今釜門	
有田門		助右衛門	前菌門	周右衛門
有村門			中釜門	
横峯門	名主	喜三右衛門	内園門	助右衛門
山下門		作右衛門	浜菌門	四郎左衛門
			中菌門	藤助
			鈴東門	正左衛門

鈴門

藤久保門

久保園屋敷

森満屋敷 権右衛門

生見門

米倉門

名主
勘右衛門

川畑屋敷

名主
七右衛門

上久保屋敷

久津輪屋敷

西屋敷

名主
伝之助

古殿門

源右衛門

宮園屋敷

東屋式

帖地屋敷

六之亟

金之亟

宮原屋敷

田貫屋敷

清助

甚右衛門

門には、氏神が祀まつられてあつたが、この氏神は、初め共通の祖先として、これを崇拜していた。しかし前述のように、門が封建的な農民組織としての性格が強くなる、と、氏神としてよりも、門の安泰繁栄と門人の強健幸福を祈願する門神としての性格が強くなり、門神祭が盛大となり、この祭の際には門の名子全員が参加して荘重な祭りが行われていた。

「門まつり入里いり覚帳」(前畑フデ蔵)

覚

十一月十六日入里

一・生大根 式本

一・生魚 式こん

一・九年母 八個

一・里いも 六〜七個

一・こんぶ 壹把 一・塩 米少々 六品

右は神様前上用(神前の供物用)

一・白米 六升 一・角豆 壹升

右式品 おごく用

一・白米 壹斗式升 一・餅粟 白米壹升

右式品は人まつり用(名子への配り物用)

木の口用(山神祝)

五月分 一・つき麦 式升五合

九月分 一・納米 式升五合

十一月分 一・納米 七合五勺

一・つき粟 壹升七合五勺

土地の配分

一門に対する土地の割り当ては、貢物の基礎であつて、しかもその配当は、一種の土地割替制度と、土地均分制度との結合した門割制度であつた。配当した土地は一般的には既耕地であつて、これを「門高」と称していた。

門高は、年貢の米大豆など基礎の配当であつたから、田畑の外屋敷も含んで「石」でこれを示し、多いものは三、四〇石もあつたが、一般には二〇石内外が多かつたようである。各門の門地は相当入れまゝつて分散していたようであるが、それは、土地をすべて上・中・下・

下々の四等級に分けていて、その土地の良否の組み合わせ配当を行っていたことと、風水害など天災の多い薩摩の地域性を考慮した防災管農の配慮で、生産力を平均化させ、年貢の徴収をより安定させる目的からであつたろう。

土地の割り当てを受ける資格を用夫いぶと言ひ、十五歳になれば土地を支給され、六十歳になれば返還してゐた。また、前に述べたとおり検地のときには、門の全耕地について割り換えが行われていたが、人口と耕地の適正な均衡をはかり、または一定期間ごとに耕地の配分をしながら、生産の均分化と、年貢・夫役徴収の安定化に意を用ひ、百姓の疲弊がひどい時には「下り高さか」として臨時に検地門割を実施する「救門割すくい」や検地なしの内々に耕地割替をする「内門割」などが実施された。実際には毎年、あるいは一作ごとに行われたこともあつた。しかし理想としては、一定期間の実施であつたが、必ずしも理想どおりには実施されなかつたようで、享保の総検地のときの門割が踏襲され、その時の標準によつて「何門は何人高」というふうにならされてしまつたようで、用夫の人数に応じて土地配分が行われるのではなく、門全

体の石高を名頭が受けとり、門の内部事情に応じて、再配分し門の貢租・夫役は門全体の責任を負うという名頭を代表とする門全体の共同責任であつたのである。

名頭は、一門の首位を占め、その門の治者で、名子とは主従のような関係にあつた。

門割名寄帳

門割制度の実態を詳細に知るには、この門割名寄帳が貴重かつ好個の資料である。これには、その門に属する人名・持高・田畑の面積・一筆ひとごとの石盛などが詳細に記入されていて、門の実態を記載した明細帳である。

前にも述べたように、門割は検地の行われることに実施された。この検地の最初は、文禄三年（一五九四）の「文禄検地」、それより二二年後の慶長十九年（一六一四）の「慶長検地」、さらにそれより二〇年後の寛永十年（一六三三）の「寛永検地」、さらにその後二七年を経ての万治二年（一六五九）の「万治検地」、最後はそれより六四年後の享保七年（一七二二）の「享保検地」である。

尾上栄吉著の「ふるさと湊田」の中で「鎮守藪屋敷の門割帳が現存する」とあるその中で、享保十年（一七二二

(五) の鎮守菌屋敷名寄は次のとおりである。

一・同拾六歳	名頭	猪之助	一・同三拾貳歳	妻	一・同拾歳	同女子	加免	一・同六歳	同女子
一・同拾六歳	名頭女子(念)	志不	一・同拾三歳	まつ	一・同五拾壹歳	名子病者	浦右衛門	一・同四拾七歳	同女子
一・當拾歳	名頭女子	せん	一・同八歳	五郎	一・同廿五歳	浦右衛門子	嶋右衛門	一・同拾五歳	同女子
一・同貳歳	名子	助	一・同七拾歳	母	一・當拾歳	浦右衛門女子(子)	ま寿	一・同六拾八歳	名子
一・同三拾五歳	名子	八右衛門	一・同廿五歳	妻	一・同四拾三歳	清八	一・同三拾壹歳	清八	一・同三拾八歳
一・同五歳	八右衛門子	まつ	一・同貳歳	郎	一・同七歳	同女子	三五郎	一・同三歳	同女子
一・當五拾四歳	名子病者	徳左衛門	一・同四拾五歳	妻	一・同六拾八歳	清八親	徳之亟	一・同六拾八歳	清八親
一・同廿九歳	徳左衛門子	諸右衛門	一・同廿貳歳	妻	中屋敷十二間七畦六歩	岩左衛門	大豆貳斗八升八合	一、柴竹 貳束	一、茶 拾五又
一・同拾六歳	同女子	まつ	一・同拾壹歳	妻	下屋敷十間三畦廿歩	浦右衛門	大豆壹斗三升九合	一、柴竹 三束	下屋敷廿二間壹反八畦八歩
一・同七歳	同女子	次右衛門	一・同五拾歳	妻	下屋敷廿三間大豆壹俵貳斗五升四合	八右衛門	岩左衛門女子	岩左衛門女子	岩左衛門女子
一・當四拾三歳	妻	一・同拾五歳							

橋切

下々田 十五間 壹反七畦十五步 伊之助
下々田 廿五間 八俵九斗

下屋敷 九間半 三畦五步 助左衛門
下屋敷 十間半 大豆 八俵五合

上屋敷 廿七間 壹反壹畦十步 諸右衛門
上屋敷 廿間 大豆 壹俵貳斗八俵四合

下々田 六間 貳畦十貳步 諸右衛門
下々田 十二間 真粗 壹俵七俵

中屋敷 十二間半 五畦廿五步 清八
中屋敷 十四間 大豆 貳斗八俵

二月田 七間 貳畦拾七步 権四郎
下々田 十一間 赤粗 貳斗三俵

鳥越 山 九間 四畦十壹步 新左衛門
山 十四間半 大豆 八俵八合

西原中畑 畑 十七間半 壹反壹畦廿步 大豆 壹俵壹斗八升四合内
中 畑 廿間 三畦廿七步 越右衛門

同処 大豆 壹斗七俵八合

下々田 廿七間半 九畦五步 平兵衛
下々田 廿七間半 大豆 壹斗八俵五合

瀬戸上 山 九間 四畦廿步 覺右衛門
山 十五間半 大豆 八俵壹合

遍たかた 畦 十一 甚右衛門
下 田 十間半 壹反廿三歩

下 田 一問 真粗 五俵壹斗六俵

牟田

下々田 十一間半 壹反三畦九步 只右衛門
下々田 廿四間半 赤粗 六俵貳步

蒲生田 下々田 十二間 九畦拾八俵壹斗四俵 四郎助
下々田 廿四間 赤粗 四俵壹斗四俵

柳田 下々田 二間 壹畦九步 源之丞
下々田 十九間半 赤粗 五步

溝添 下 田 十四間 老反六畦〇〇 次良左衛門
下 田 廿二間半 赤粗 拾貳俵九俵

平田 下々田 二間 拾壹步 畦町一ツ 小右衛門
下々田 五間半 赤粗 三俵

坂元 下々田 四間 四畦廿四勺 喜兵衛
下々田 卅五間 赤粗 三斗四俵

壹町田 下々田 十一間 八畦廿三勺 新助
下々田 廿四間 赤粗 三俵三斗貳俵

垣内 下々田 五間半 七畦五步 諸左衛門
下々田 卅九間 赤粗 貳俵貳俵

同所 下々田 九間 七畦九步 同人
下々田 廿三間 赤粗 貳俵貳斗壹俵

〇〇〇 下々田 四間 貳畦廿步 岩左衛門
下々田 廿四間 赤粗 壹斗七俵

同所 下々田 八間 九畦十貳俵五俵 五次右衛門
下々田 卅六間 赤粗 十貳俵五俵

同所 下々田 八間 九畦十貳俵五俵

同所 下々田 卅六間 赤粗 十貳俵五俵

大丸 下 田十一間半 七畦廿七歩 畦町四勺 万右衛門
 下 田十一間半 真粗三俵壹斗八舛
 水洗 下々 田四間 壹畦廿歩 畦町五勺
 下 田十二間半 真粗貳斗六舛 十助
 小路尾 下 田十四間 真粗貳俵六舛 休左衛門
 下 田十四間 真粗貳俵六舛
 馬場尾 下 田十五間 壹反七畦十五歩 畦町十八
 下 田十五間 真粗九俵貳斗貳升 喜左衛門
 合田島屋敷 貳町三反壹畦十四歩
 内 田方 壹町五反四畦廿七歩
 島方 貳反貳畦三歩
 屋敷 五反四畦十四歩
 合粗 七拾四俵壹斗八合四勺
 粗六拾六俵貳斗四舛
 真 三十俵三斗四舛
 赤 三十五俵貳斗五舛
 大豆七俵貳斗壹舛七合
 上木組壹合四勺
 高貳拾七石九舛貳合八才
 合茶十五
 合柴廿五束

合男女三拾七人
 内男十七人
 女廿人
 牛馬八疋
 牛五疋
 馬八疋
 右者比節大御支配ニ付喜入中田島
 直竿割交ニ而門割被仰付候故名寄書写
 相渡也
 享保十年乙巳十二月廿一日 郡見廻
 前田四郎右衛

右同
 松下権兵衛
 役人
 前田休右衛門

水田は粗で、畑・屋敷は大豆をもつて算定された。粗には、真粗と赤粗があった。真粗というのは、上質の普通米のことで、通常は、乾田の上田に栽培されたものである。赤粗というのは「トボシ」とも言われ、湿田の下田に栽培された質の粗悪な米である。この粗や大豆の一俵とは、三斗五升の計算である。

門に割り当てられた土地を受ける資格のある者は、年齢十五歳以上、六十歳以下の用夫いぶであったが、割り当てをうけた名頭は、これを用夫の数によって、名子に配分し、配分に当たっては、一門分の土地面積の三割ぐらいを名頭がうけ残りの七割ぐらいが名子に割り当てられていたようである。

門の義務

門の主要な義務は、門に配分された土地の耕作と租税の納付および公役であった。

これらの義務の履行は、言うまでもなく封建的権力主義の厳重な統制のもとにあつて、農民は単に機械的に盲従していたに過ぎなかつたのである。すなわち百姓らが土地を耕作するのは、各自の計画や意志によつて、自己の利益を取得するためのものではなく、むしろ領主から土地を強制的に耕作させられていたのである。例えば稲作の作業について見ると、田地の普請うちおこしから打起うちおこし、種子蒔まき、除草ひえぬき、稗拔ひえぬきにいたるまできちんと日限が定められていて、厳しい監視の下で農作業が進められていた。その一例を挙げると、次のとおりである。

元治元年（一八六四）一月三日達

- 一・田途普請 正月十五日限
- 一・葉下し 正月廿五日限
- 一・田地打起 正月廿五日限
- 一・田表中打 二月朔日限
- 一・田地一番打起 二月廿九日限
- 一・田地二番打起 三月二十日限
- 一・田地三番打起 四月十日限
- 一・同種子おろし 三月二十日限
- 一・山払・溝払 三月十日限
- 一・牟田鋤入 四月朔日限

元治元年五月二十三日達

- 一・田地仕付 五月朔日限
- 一・一番草かき 六月十日限
- 一・二番草かき 六月廿日限
- 一・三番草かき 六月廿九日限
- 一・四番草かき 七月十日限
- 一・五番草かき 七月廿日限
- 一・六番草かき 七月晦日限
- 一・山払・溝払 五月十五日限
- 一・稗拔 七月晦日限

以上のような日限の定に従つて、農作業の実施は、厳重な監視の下に励行された。こうした耕作の統制は、稲作

の作業だけではなく、他の作物、果樹、茶、桑や柘はせ、竹木などに至るまで一切のものに及んでいたのである。

このような軍役中心の耕地制度と強制耕作に伴って当然起こってくるものは、九割前後の驚くべき貢租と夫役の義務であった。

貢租の義務

農民の土地耕作は、農民自体の生活確保のためであるとともに、藩財政の源泉として、割り当てた土地を強制耕作させ租税を徴収するための手段でもあった。

貢米の増収をはかるため、水田面積の拡大を奨励して水田の開発に力を注ぎ、また郷土に対しても一定面積に限り、荒地の開発を奨励した。

また貢米の完納を期して、その門に未納者がある場合は、名頭が責任を負うことになっていた。毎年九月に藩庁の検見の役人が巡回し、各門の作柄検見をなし、これによって貢米が決められた。

この貢米の納入期は、毎年旧暦の十月二十日から十二月四日までであった。租税は、田畑だけでなく、前記の鎮守藪屋敷名寄帳でも見られるように、農民が使用し収益を挙げている土地すなわち田畑、屋敷、藪地、茶、果

樹など一切のものに課税された。しかもその貢租はすべて現物納であった。水田は粃、畑・屋敷は大豆、そのほか茶、柴、竹など各種であった。

租税高は「四公六民」の制度であったとされているが、正租のほかには次のような種々の加徴米が課せられ、実際は甚だ苛酷かこくな納租高であったようである。

○口米

正租として納めた米を領主の倉庫へ輸送する途中での散欠の補充、輸送・納入の際の賄い飯用に充てるもの

高一石に対し米七合

○三合米

諸夫役の代納米として高一石につき三合

○役米

普請夫に対する代納米として課したもので、領主の屋敷囲の修理などに普請夫が課せられていたが、この普請夫は雇夫によることとして、その代わりに納米のこと

高一石につき二升

○賦米

諸役人の出張などに対する駄丁・輜重しちようの夫役の代納米である。

高一石につき一升一合

○上木高(代米)

これは茶・柿・桑・みかん・九年母・梅・桃などに對する課税で、その納入は米で納めることになっていた。

高一石につき一升

このように正租のほかには種々の付加租があつたので、農民は米を作りながら自分では米を食うことはできず、粟、甘藷などの雑穀で粗末な食生活を続け、野生の百合の根を掘り、あるいは茅の根をかじつて露命をつなく百姓も多かつたと伝えられている。

この強制耕作と租税の義務は前にも述べたように、門の内部では、乙名と名子がそれぞれの責任を負うが、外部的には、その責任は乙名にあり、未納者があれば乙名の名において、門の責任を果たす連帯責任の義務が課せられていたのである。

賦役の義務

この賦役の対象は、用夫(十五歳から六十歳までの男子)であつて、その賦役の課し方は、直接にその用夫にかかるのではなく、まず門に課せられるのである。それを乙名は、その門内の用夫に配分する。この際乙名の分

担当が名子に転嫁されていたことは当然考えられるのである。

賦役の種類はまことに多種多様で、領地の縄引夫・測量夫などの特殊のものから、新田護岸工事・河川・道路工事・寺社の新築補修工事・造林・狩猟諸役人の巡視宿泊送人などの雑役はもちろんのこと、庄屋の給地を耕作する義務が課せられていた。

賦役の場所も、地元に限らず遠く他郷にまで及んでいた。寛永十五年(一六三八)の島原の役には人足として二〇人、船頭水夫六人が参加しているし、また享保十一年(一七二六)には、暴風雨のため、喜入浜海岸線が破損した。この喜入浜普請工事には、穎娃より一、〇一〇人、指宿より六九〇人、山川から三〇〇人の人夫の加勢を得て、地元喜入は一、一八八人の人夫が出役してこの大工事が行われた。これらはいわゆる公役であるが、賦課にはこのほかに、庄屋・乙名・郷士らの私的な賦課も決して少なくはなかつた。月に三五日の夫役と言われたくらいで、過重な賦課の負担を負わされていたのである。

四 農地の種目

○門地(門高)

門の農民に割り当てられた本田畑で、田が主で、畑はつけたしであつて、ほかに門附山という共有の林野が与えられた。この門地は作地としての基本をなす古田の大部分で、この配当は原則として、検地の際、その門の用夫数あるいは家部数に応じて割り当てられ、さらに名頭はこれを一定の割合で各家部に配当した農地である。

九割前後の貢租と夫役がつくが門の連帯責任で納付することになっている。

○浮免地

門高に編入されない本田畑で、郷土に限って与えられたもので自作自収するのが建前の農地である。出米・賦米のほか正租の賦課はなく、郷土間の売買も許されていた。

浮免を所有している郷土は一般に家格が高い郷土であつた。浮免には夫役はつかなかつた。

○抱地(持留地)

はじめ持留地といつたが、天明四年(一七八四)正月に改称して、抱地と称するようになった。

抱地というのは、郷土が大山野や荒地などの内現高に

支障のない場所を免許を得て、自費で仕明(開墾)して、その所有高とした土地のことである。これに対しては、浮免と同じ賦課がなされていたが、有畦(実測の広さ)が倍くらいもあり、その上、門地と異なり永代所有が許されたので資力のあるものは進んで開墾に励んだ。

○永作地

郷土・百姓・町人・中宿を問わず、作人が大山野、古荒地などを自費をもつて開墾した土地で、蔵入高としては貢租賦課は門地と同様であつたが、門割の際にも引き揚げられずに永代に作場を許されたのが特色である。これは永作願によつて、郡奉行、地方検者が検分し、支障がなければ郡方の許し証文で開墾を許されたのである。開墾後三年間は無税とし、四年目以後の検地によつては門高と同じく賦課された。こうして開墾された永作地は売買も許され、百姓も努力次第では生活の道も確立し、耕地を取得する者もあつた。

(前原屋敷大福帳より抜粋)

一・金六貫匁

売主 前原屋敷 小市

右船子山野島老枚永代ニ買請小市永代ニ売渡シ候

右分御払出シ申候

天保五年九月一日

口入 銀藏

○庄屋浮免および役分高

庄屋浮免とは、検地門割の際に庄屋の持分として特に一定の地を割いて配当し、庄屋に自作させた地であり役分高とは、庄屋の役職に対する報酬として、浮免地のほかに検地の際門割より削除して庄屋に特別に給した耕地である。

○大山野

原野敷地のことで、田地用水路、堤防などの普請材料を採取し、あるいは一定の制限を付して、百姓の入会を許し飼料または肥料用下草を採取させたり、植林と仕明を交互に行う土地をいう。土族・庶民ともに許可され権力や資力のあるものほど多くの大山野を占有した。

仕明後四、五年耕作し地味が衰微すれば再び植林し植林と開墾を交互に行う旧習であった。

貢租は抱地や永作地のように安定した耕地ではなかったので年寄、郡見廻ら^{みまい}が立ち合い軽目^{かるめ}に見掛し、十分の二を上納とした。もちろん夫役はつかない。

○溝下見掛

溝下見掛は荒廢地を再度新たに開拓した耕地で土族・庶民ともに許可され、貢租も見掛け上納で低い租率であつてももちろん夫役もつかなかった。

以上のごとく、浮免地の取得、抱地以下の開墾によつて耕地を入手し、自作する道があつたので、微禄・無禄の郷士は、生活の道を立てるために、土地の開墾を行つていた。この開墾には、前にも述べたように、私的な賦課として、百姓の労働力が利用されたであろうことは言うまでもない。

五 農民の生活

1 生活の環境

宝暦十年（一七六〇）の「西藩野史」によると薩摩藩の武士と百姓などの構成は次表のようになっている。

武士人口が全人口の約四〇パーセントに当たり、これを六〇パーセントの農民が支えていたことになる。

喜入郷の場合について見ると、弘化元年（一八四四）には、総戸数一、二三五軒の内、武家は三三九軒で、約二八パーセントに相当している。

種 別	人 数
城 下 士	17,278
諸 士 家 来	36,037
郷 士	103,139
私 領 士	47,214
郷士私領士の家来足輕	33,044
在 郷 百 姓	333,727
商 人	15,042
浦 浜	17,206
出 家 そ の 他	4,712
合 計	612,399

このように全国に例をみない膨大な士族人口で、農村の津々浦々まで武士が分布し、居住して薩摩藩独特の強い封建組織をつくりあげていたのである。

薩摩藩では、在(村)に数戸ずつの武士を屯田させ、支配体制を強化しているが、他藩では、庄屋・百姓代も農民の中から選出して、ある程度の農村の自治を認めていたのに比較して、いかに薩摩の百姓らが、締めつけられていたかを察知することができる。結局薩摩の農民は、極度の勤勉と生活の簡素化が強要され、苛酷な日常生活が続けられていたのである。

天明二年(一七八二)正月十日、郡奉行見習三原仲左

衛門から、各郷諸役所へ發送された廻文「勸農仰出書」によると、実に詳細に、いかに百姓に対する勸農と儉約が強いられていたかを十分に察知することができる。

この勸農仰出書は四〇数項目にわたる長文の注意書であるが、農民に対しての指導・奨励がいかに綿密周到であったかが察せられる。

その反面、農民はただ貢租を納めるために働かされているようなもので、自発的に研究し、工夫し、勤勉努力によって、より生産を向上させようとする希望も興味も意欲もなかった。ただ役人の督励駆使に盲従して働いていたものと考えられる。しかも百姓の日常生活は、極度に制限が加えられ、人間らしい生活が許されなかったことも想像に難くないところである。

百姓は早起きして、早朝から精出すように「起シ貝ヲ吹キタテ候力、又ハ拍子木ヲ打チ候力」して未明より精出すよう「下知致サルベク候」また、生活の簡素・節約を強要して「百姓ノ妻・娘足袋ヲハキ候間、病人ノ外ハ無用二致スベキ旨、キビシク申渡サルベク候」「食物ハ朝夕、雑穀・野菜類ヲ取交・食物致シ、少シモ費無之様可致取計候」

次にこのような生活の中で、農具や家庭内の調度品について、前原屋敷ノ次郎が書き留めた嘉永七年（一八五
四）七月一日の記録によると次のとおりである。

一・鋏	壹丁	一・叭	拾俵	一・三升焚半釜	一枚	一・平台	一足
一・山鋏	壹丁	一・庭筵 <small>かがり</small>	八枚	一・式升焚鍋	壹枚	一・湯手	壹ツ
一・鎌	壹刃	一・篝 <small>すくいわら</small>	十ヲ	一・摺鉢	壹ツ	一・小倉帯	壹筋
一・斧 <small>たき</small>	一刃	一・真藁	三占	一・飯鉢	壹ツ	一・綿入	壹枚
一・鉈 <small>たき</small>	一刃	一・茶壺	三本	一・汁椀	壹束	一・肥着	壹枚
一・持籠	二ツ	一・折敷	壹束	一・中皿	壹束	一・羽織	壹枚
一・馬	壹疋	一・椀	拾八前	一・坪	壹束	一・捨 <small>し</small>	壹着
一・八ツ星鞍骨	一駄	一・奈良茶碗	壹束	一・焼酎	三盃	一・半回 <small>かたひら</small>	一枚
一・荷鞍	一駄	一・茶々碗	三束	一・平	壹束	一・帷子	壹枚
一・案鞍	一前(荷?)	一・夜食盆	壹束	一・酒	五盃	一・夜着	一蒲団
一・押鉢	三ツ	一・灯油	半盃	一・藤呉座	壹枚	一・蚊帳	一張
一・升	二ツ	一・酢	半盃	一・平組呉座	一枚	一・波紙	五束
一・硯蓋	二面	一・醬油	式合五勺	一・庭筵	五枚	一・鍵箱	一荷
一・小皿	五束	一・煙草盆	壹ツ	一・丹荷	一荷	一・波籠	一駄
一・徳利	壹ツ	但きせる火入屋手打相付	壹ツ	一・手籠	一荷	一・藤巻筆	壹対
一・茶家	壹ツ	一・竹皮笠	壹ツ	一・箕	壹ツ	一・大風墨	壹丁
一・猪口	三ツ	一・差かさ	壹本	一・登箕 <small>とみ</small>	一会	一・硯箱	一硯石
一・瓶	壹ツ	一・草履	一足	一・包丁	一刃	一・小刀	一刃
一・箸	百膳	一・下駄	一足	一・刺	一刃	一・四寸鏡	壹対
				一・合研石	一丁	一・鼻代袋 <small>鼻</small>	壹ツ
				一・阿ら櫛	一ツ	一・木綿	壹反
				一・五分櫛	壹ツ	一・縮緬	壹反

この次郎の家は、前原屋敷の名頭の家柄であるので、家具・調度品類も一般の百姓よりは多くの物品を所有していたと思われる。この諸道具類の中に「供夫一人」と書きしるされているが、この使用人は、農具や調度品と同一に取り扱われ、全く人権は無視されていた。

このような農村の仕組みの中で生活する百姓の日々のくらしが誠に苛酷のものであったことは容易に肯ける。年貢は九割前後、公役は俗に「月に三五日」と言われるほどで、農耕作業は、女や子供の手にゆだねられて、その收穫の結果はやっと一カ月分ぐらいの飯料を残すだけという実にひどいものであった。そこで百姓は大山野や永作の仕明などをして、やっとのことでその生計をたてていたのである。米を食べることはできなかったたので、薩摩芋や粟、蕎麦、麦の畑作によって生活していたのである。

一・澆櫛 <small>すざいし</small>	壹ッ	一・琉球櫛	壹疋
一・本結櫛	四ッ	一・奈良晒	壹反
一・月代鬢 <small>おんほい</small>	一ッ	一・弁当	一人前
一・髪付	三ッ	一・百田紙	壹束
一・髪結道具		一・洗濯もの	壹枚
一・鍵	一刃	一・供夫	壹人

田畑の肥料は、ほとんどが刈敷かしきであったが、この刈敷とても公役過重のために、意のごとくにはならなかった。除草などの管理作業もろくに行えなかったたので、年貢にも不足する收穫となり、身体を売って奉公人に出なければならぬ門もあった。常日傭という名目で郷土などの家に年中奉公して働いた。この常日傭の人数が多くなるた、その門は、働き手がなくなり、働き手を失った門を半禿門はんぶかと称し、家族全員がいなくなった門を禿門つぶれといつた。

○衣について

衣料品の原料は、絹・大麻・木綿が主要なものであったが、絹材は貴族や官方の用いたもので、一般百姓には縁遠いものであった。

木綿は、江戸時代の初めごろから栽培されているが、元禄時代には、一般に木綿布が普及している。木綿にしても大麻にしてもいづれの農家でも栽培し、綿布や麻布を紡織し、着用していた。

綿布は、綿花を採集して、手製の実取機を用いて種子を除き(綿打と称した)綿ボカシをした。その綿を篠竹の中に詰め糸車を撚りかけ、紡錘つむひに巻きつけ木綿糸に

した。また縫糸にするときには糸車を使ってさらに二本を撚り合わせて作った。

麻糸を作る場合は、大麻を刈り、それを麻茄甑おいでしきで蒸し皮をそいだものを「カラソ」と呼んでいた。さらにこのカラソを灰汁あくで煮て、川でよく洗い不純物を除去し、乾燥すると、白い美しい麻の繊維がとれる。この繊維を細く裂いて糸車にかけて、麻布を織ったり、綱を作ったりしたのである。

この綿糸作りも麻糸作りも家庭の主婦らの仕事であり夜なべ仕事として、夜更けまで紡いでいたものである。

その時の灯火には「明松あかし」やくといって松脂の濃い部分の松の木を細かく切ったものを、軽石や瓦の上で燃やしてそのほの暗い光明をたよりにせつせと紡いでいたのである。こうして紡いだ糸をさらに一時間くらい水煮し、これを「カセ枠」にかけて「カセ」を作る。「カセ」は周りに約一・三メートル、糸数五百五、六十本であった。このカセが縦横各一二カセ計二四カセで一反の布が織れた。

このカセ糸を好みの色に染めた。その染色をする所を紺屋くやと言った。紺屋には大きな甕かめが数個土間に埋めて

あって、その中には各種の染料が一杯はいつていた。

この紺屋に頼まず自分の家庭内で染色する者も少なくなかった。その染料として用いられたものは、煙草幹・梅の樹皮・桐の葉・山桃の樹皮・クチナシの実などであった。

この染色の工程が終わると、次は「織機おりばた」にかけるのであるが、機は地機ちばたといって、足に紐をつけ、それを引いて箴おさの働をなし、杼ひも長さ六〇センチくらいもある長いものが使用されていた。

明治時代になって長機ながばたが使用されるようになり、能率的になった。両足で交互に踏んで、箴の働きをなし、杼も短くなったものを箴の傍側を走らせて織る方法であった。

飛白かすりや碁盤縮ごばんしまを織る場合、縮目をあわせるのに苦労が多かったと言われている。

このように衣の生活はほとんど自給自足であった。「百姓の儀は粗服を着し、髪も藁わらを以てたばね候」で、男はタラシ（仕事着）にフンドシ、女は腰巻まゐたれ、前垂まゐたれをつけ、頭には手拭てぬぐいをかぶっていた。

雨降りの日には、棕枙しゅうろや萱かやで編んで作った「ミノ」を

着用する習慣で、百姓が傘をさしたり、合羽を着用することは、固く禁じられていた。百姓が「好か衣裳」を着るのは、盆・正月しかなかったと言われている。

〔藪屋敷・助太郎の回顧談〕

「正月に近所の子供衆が晴れ着を着て、助太郎を遊びに誘ったが、晴れ着を持たない助太郎は子供心にも恥ずかしくて外に出られず、子供衆が楽しそうに手毬(まり)をついて遊んでいる姿を障子の破れ目から、涙をためてのぞき見していた。」

○食について

前にも述べたように、農民の貢租は、門の責任においてなされ、一名子が不作で納租不能でも、門に割り当てられた量目だけは完納しなければならなかった。

もちろん収穫前に検見が行われ、被害状況の調査をして割り当てられたのであるが、なにしろその貢租高が大きすぎるので、飯米の余剰を残すことはできなかったようである。「雑穀専一に候間、麦・粟・稗・大根その他何にでも雑穀を作り、米を多く喰つぶし候はぬように」とのことで、甘藷に粟を混ぜ、それに少量の米を混入し煮込んだ「カライモネイボ」や、蕎麦粉と甘藷とを混ぜ

こねて作る「ソマンダンゴ」、蕎麦粉を茶碗(わん)の中で熱湯を注ぎながらかきまぜて作った「カキノマ」、味噌(みそ)を冷水でとかし、少々(にら)の蒔(ねぎ)葱(ねぎ)を刻みこんだ味噌汁をかけて食う麦飯が普通一般の常食であった。こんな状態ならまだ良い方であったが、いったん飢餓や天災に襲われると、それこそ大変で、誠に惨怛(さんたん)たるもので、野生の青物というすべての青物は全部食用に供せられ、享保の飢饉(ききん)などには多くの餓死者が出たと伝えられている。

このように農村は窮乏のため墮胎(えいじ)や嬰兒(えいじ)殺し、間引(まびき)の弊習が行われていた。間引きとは農作物の密植を適当に間引いて残りの生長を促進することになぞらえて、近世の農村では新生児を人為的に殺し、人口の増加を制限する風習があった。これを間引きといい、地方によっては「もどす」「返す」などともいった。貧窮の農民にとつては、まことに止むを得ない問題とは言いながら、このことは人道(じんどう)上からみても、また農業生産を向上させる見地からも当然禁制の必要があり、たびたび禁止令がだされている。

慶長十六年(一六一二)二月十一日の掟でも諸侍、百姓の生子殺害を禁じている。また寛永十年(一六三三)

八月にも「領分の侍、百姓以下迄堅く停止せしむべく候」とあるように赤子殺しの弊害がいかに多かつたかを推察できる。

農家の経済は、すべて自給自足であつたから油、味噌・しょう油・焼酎など一切自家製であつた。この味噌・しょう油などは、ほんの少量しか製造せず、しょう油カラや海の塩水に頼つて暮らしているものも少なくなかつた。

こんな食生活の日々であつたので、雨の日の女の仕事は「蕎麦粉挽」や「小麦粉挽」などが主な仕事であつた。なかでも「麦搗」は主婦の重荷であつた。麦飯が主な食糧であつたので、三度三度の麦搗は主婦の過重な労働で、朝は朝食用の麦搗の臼杵の音が暗いうちから隣近所に響きわたつていたのである。

○住について

住家はほとんど茅葺で、間取は普通田の字形で、オモテ・ナカエ・ナンドからできていた。

縁側は雨戸を内側に立てる外縁が多かつた。外側の壁は、表の部分には板壁のものが多かつたが、裏側は、ほとんど藁を用いた壁で、板壁の家はまれであつたが、明

治の代になつてから藁壁が少なくなり、板壁に変わつていった。

オモテの間には、床の間があり、先祖棚や仏壇があり、ナカエには、座敷のほかに広い土間と囲炉裏、板の間、ハシイ(流し)があり、そこには大きなハンズ(水甕)が据えられてあつた。ナンドには、長持ちや櫃などが格納され、その上に夜具や蒲団類が載せられていた。

囲炉裏は、普通一メートル四方ぐらいのものが多く、中央に自在鍵が吊るされていた。この自在鍵の外側の竹には孟宗竹か唐竹の根元の節間の短い部分が使用され、中の鍵にはグミの木が使われていた。

この囲炉裏は、一家だんらん場で、炊事はもちろん、夜なべ仕事も、こゝで行われていた。囲炉裏は座る場所が決まつていた。横座は家長の座る所で、よその家を訪れた場合そこの横座に座ることは礼を失することになつていた。

フンゴン(踏込)の方が客座で、その向かい側が茶人座で、主婦の座であつた。横座の向かい側をドツジイ座と言つた。それは「トツ(槽)の尻」を載せて火を焚いたことから、この名が生まれたものと思われる。

馬屋は、別棟になつている家もあったが、棟続きのところが多かつた。この馬屋の柱は、杵や檜はせのような堅木が使われ、地下を六〇〜八〇センチ掘つて埋める。いわゆる掘立小屋で、囲りの壁はほとんど藁壁であつた。

馬屋が、石積みのもとと變つてきたのは、瀬々串の上集落では、今吉勘平が最初でこの新築の馬小屋を集落の人は大へん珍しがつて、見物に行くものが多かつたと伝えられている。

座敷の床は、コサン竹やニガ竹で編んだ簀すの子が多く、現在のような板張の床は全くなかつた。畳敷は乙名の家ぐらいで、しかも一間が畳敷であつて外は蓆むしろを敷いていた。

天井は、板張はなく、空天井であつて、梁はりに横棒を二〜三本わたして、いろいろの物を格納する場所にも利用されていた。

住宅も馬屋も屋根は全部茅葺かやぶきであつたので茅は重要な資材の一つであつた。この茅は「カヤノ」「カヤバ」と称する共有の立野があつて、茅刈日が定められていた。この茅も、十分に手に入れることができず、立野が遠隔不便のため、その運搬に苦勞するものもあつて、満足な

屋根葺もできない者もいたと思われる。次の達示がそのことを示唆しているようである。

「百姓家のいらか、壁等相損じ、馬屋其の他別けて見苦しき処、有之候はば、相応に取繕方申渡し」とある。

六 農水産業の実態

藩政時代の農業は、水田耕作が主要なものであつたが畑作および水田裏作の雑穀類や甘藷も重要視されていた。

雑穀は、麦・粟・蕎麦で、甘藷とともに庶民の常食用として極めて大切なものであつた。また味噌・醤油・焼酎の原料としても欠くことのできないものであつた。

そのほか蔬菜そさい・菜種・綿まわん・麻藍などが栽培され、柑橘類・柿・梨・桃・桑・茶・楮こうぞ・棕櫚・椿・柵かきなども栽培されていた。

1 水田耕作

米には、真米と赤米があつたことは前に述べたが、この赤米は、四月下旬から五月上旬に直播じかまほをした。直播は雑草が多く、これの除草には、大へん苦勞を要した。この除草についての規則は、やかましく厳重なものであつ

て、庄屋などがかけまわって督促していた。

旧暦八月初旬(二百十日前後)に落水し、下旬になると、早米といつて赤籾の刈り取りが始まった。晩播おそまきは、旧暦九月中旬から十月上旬ごろに収穫されていた。

真米は、五月中旬から六月初旬ごろに田植えを行っていたが、その植え方は、植繩を使用せずに、各人が目見当で植えたので、株間は広狭でたらめであった。除草も一番除草から六番除草まで六回も行っていたが、赤米と同じく役人の監督はきびしかった。収穫は赤籾の晩播と同時期で、九月中旬から十月上旬ごろであった。

稲刈りが始まる前に、検見役人によって収穫量の調査が行われ、この検見によって、上納米が算出されていたので、百姓たちは、なるだけ少なく、有利な査定をしてもらうために、鶏や焼酎を献じて、役人の機嫌をとったものである。しかしこの検見に、不都合なことが露見した場合、立合役人は相応の処分が課せられた。

○麦見掛科料(享保十四年六月二十七日)

西原与兵衛、生見庄屋、麦見掛二見落シ不念二付、常法寺
二寺入日数三日間、同切才二人八三日宛科料、長尾今八八作
人ノ故五人手間ノ科料申付候

○麻芋見掛科料(享保十四年七月七日)

麻芋見掛二大形之アリ、白浜八兵衛衛検者存庭院エ、塚崎紋右衛門前之屋玉繁寺エ、山口七乃右衛門時見心慶寺エ、濱島佐左衛門上傑心寺エ、川内出右衛門組主清涼院エ、各々寺入申付候取

刈り取られた稲は一週間くらい地干しにして乾かし、籾もみの扱こぎ落しをするのであるが、扱こぎ落しには、徳川時代の初期までは「コハシ」を使用していたが、時代が下るにつれて「竹管」「金管」「センバ」と進んできた。

コハシというのは、元和元年(一六一五)の百姓伝記によると「稲をこぐ事、コハシにて、こくより外二手廻しはなきものと見えたり」と記されており「竹のほさきを一尺許に切二本を一方にふしをこめ、其他を二本共に結び合、是にて麦の穂首をはさみてこぐ、是をコハシと云」とあるように、麦や稲の穂を扱いたものである。このコハシがだんだん短くなり長さ六く七センチの管を掌中に持つて扱こくようになった。

さらに成形図説の中に「金管」があげてあつて「是は昔の竹管に代つて用ひし故に言ふ」と説明されているから徳川時代の中期以前は以上のように進んできていたことがわかる。

これが中期に至り元禄年のころには「センバ」が発明され、このセンバが、極めて能率的でかつ便利であったので、その普及は急速に進んでいった。もちろんこのセンバも時代が進むにつれて、部分的にも改良が加えられてきたことは当然なことである。このセンバは、昭和の初期まで利用されていたことは衆知のことで、このセンバを通称「カナクダ」と称せられていたのは、以前に金管が用いられていたので、その名残と思われる。

次に稲作技術で特記すべきことは、病虫害の駆除である。現今のように薬剤による防除策が全然なかったら、蝗の被害には、百姓も苦しめられたようである。人力によって捕獲するよりほかに方法はなかったのである。しかし「蝗の群、天を覆い、唸を生ず」とあるような蝗の大群が集団的に飛来する被害には手のほどこしようにがなく、運を天にまかせるといふ悲惨なことがあり、収穫皆無を招くことも度々あったと伝えられている。ウンカ類の発生には、枯竹やアカシなどで松明たいまつを作り、稲の株間に、この火を通して、このウンカ類を焼き殺し退治する方法がとられていた。

享保十七年(一七三三)の肝付文書によると次のよう

に記されている。

「六月十八日喜入田方大虫入ニ付再重躍并祈念虫狩等執行致シ候ヘドモ除カズ、仍テ七反施餓鬼執行ノ命ニ依テ禪家ノ僧侶清涼院会ニテ上土橋川端ニ棚付執行之ニ依テ素麵膳食ヲ饗ス」

とあるように虫狩祈念を行い、神仏の加護に頼っていた。しかしこうした神仏加護も文政のころまでで、慶応(一八六五年以降)になると菜種子油による注油駆除法が採用されている。

田の面積を表す単位として「蒔まき」が使われていた。喜入地方では、通称一畝(ニアール)のことを一升蒔と称していた。

収穫量については、上田・下田によって差があったことは当然であるが、前記名寄帳から算定してみると、大要次のようになっている。

中田 畝当 二斗一升五合(三八・七リットル) (真米)
下田 畝当 一斗五升(二七リットル) (赤米)

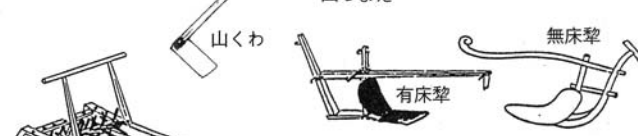
2 畑 作

畑作については、前記名寄帳で記述したようにあらゆる作物の収穫高は、大豆高に算定して見積もっていた。

くわ
鋤



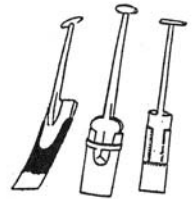
鋤の部分名称



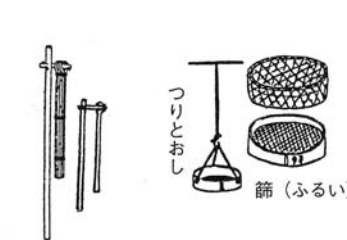
犁(すき) 田の荒起こしに用いる畜力耕の農具。深耕用の犁の発達をみなかったため、近世を通じて広く普及することはなかった。



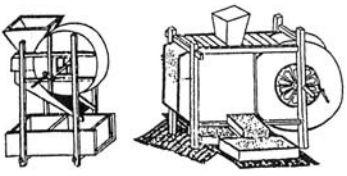
馬鋤(まぐわ) 田の代掻きに用いる。荒起こしに畜力耕しない地方でも、代掻きには一般に牛馬を使用した。



なかでも江州鋤はとくに発達をとげた。



唐棹・連枷(からさお) 麦や大唐麦の脱穀などに用いる。くり・からさともいう。



唐箕(とうみ) 円形の胴の中に扇板を設け、これを回してその風力により、籾穀・塵芥などを分別する。

「み」は両手で持ち実とからをバサバサ振って選り分けた。
 「ふるい」は風力を利用して選り分けた。
 「からさお」は「めぐり棒」とも「めぐい棒」とも呼び、大豆、油菜、ソバの実落としなどにも使った。

畑作に用いられた肥料は、厩肥・下肥などの自給肥料であった。江戸時代後期になると油粕や魚粕などが併用されるようになった。

畑の面積を表す単位として「塚」が用いられていた。塚と言うのは、播種はしゅの時に堆肥と金肥とを交ぜ合わせこれにさらに麦や粟などの種子を混交して円錐状の肥塚を作った。この肥塚のことで、二塚が一畝分であったから喜入地方では一畝(一アール)のことを二塚と称していたのである。

○甘 諸

甘諸は食糧作物として特に備荒作物として、また焼酎原料としても利用されていた。焼酎は昼間の労働に疲れ、別に慰安とてない百姓にとつて晩酌の「ダイヤメ」が何よりの慰めであつたらう。こうしたことから、水がかりの良い場所に醸造場を設け、大樽に甘諸を煮込んで発酵させ諸味もろみをつくり、その諸味を釜に入れて焼酎煮をして一年分の焼酎を造り、大きな焼酎甕かぶに格納して置いたのである。

苗床は、すべて地床であり、植え付けは麦や粟を植えるように平植えであった。また蔓返し(ツラガエシ)は

必ずしなければならぬ作業で、この仕事は、真夏の日中の苦しい作業の一つであった。

○麦 作

麦作は、主として畑地に栽培されていたが、飯用としての需要が高まるにつれて、水田の裏作としても、段々栽培されるようになった。しかし門割制度が確立されてからは、水田裏作の麦栽培は地方が衰えるという理由で畑地の少ない場所以外には栽培することが許されなかつた。

麦の種類としては、大麦が主で、炊麦として飯用に供せられていたが、小麦も若干の栽培が行われ、温飩・麦団子用として重宝がられていた。

延宝二年(一六七四)十一月二十一日に琉球の太子中城が肝付館に来訪された時には次のように温飩などもって、接待されている。

御執持の次第

- | | |
|-----------|------|
| 一・三方(乾菓子) | 一・御茶 |
| 一・吸物 銚子 | 一・引肴 |
| 一・温飩 | 一・吸物 |
| 一・間菓子 零食 | 一・取肴 |
| 密柑 | |

一・濃茶

右ノ通り御馳走終ル：（以下略）と記されていて、温鈍は珍重な御馳走であつたようである。また小麦粉は、百姓から領主への献上物として、しばしば贈られている。

献 延宝七年六月二日

一・小麦粉 一折 三ケ名

一・肴 一折 庄屋三人

一・焼酎徳利 二双 名頭

右進上、庄屋御通酒 了テ御目通ニ於テ名頭エモ酒ヲ給フ

当時のしきたりとして、農作物の初物を毎年領主に献上していたが、献上品は、年によつて異なつていた。持参して参上する人は、百姓を代表して、名頭が、庄屋につき添われて行つた。

献上日は、八月一日の八朔節句とされてきたが、年によつては、六月に献上されている。これは、その年の都合によつたものと思われる。

麦の需要が増大するにつれて、その増収を図るために作付が制限されていたものを、元禄年の中ごろからは、作付の制限を廃して、全面的に麦の作付が認められるようになった。

○菜 種

灯油原料としての菜種は、上方の需要も多くて、薩摩大隅の両半島の南部地方は、その主産地として古くから栽培されていた。搾油は、もっぱら自家で行われていた。しかしその栽培面積はわずかなものであつた。

食用油にしても、日常の用に供するだけの十分の量はなく、祝祭日に使用する程度の量でしかなかった。

当時の菜種栽培には、山建やまたて（獣骨）・海建うみだて（魚粉）の肥料が必要であつた。この肥料は、海運業の人たちが大坂、西宮に菜種を運び、帰り便で運んできたのである。

○木綿・大麻

木綿・大麻は、衣料の原料として、おおかたの百姓が栽培していたが、布地として商品化するのではなく、専ら自給の用に供するためのもので、その栽培面積は、菜種と同じく、わずかなものであつた。

木綿は、下畠げはたや焼畑に栽培されていたが、大麻は、比較的に地質のよい上畠に栽培されていたようである。

○粟あわ 作

粟作りは、畑作の中では、最も主要なもので、百姓の主食の大部分が粟であつたことから、相当な面積の作付

がなされていた。

粟の播種期は、盛夏土用中であつたので、種子を覆土した上を固く踏みつけて、乾燥を防いでいた。

収穫は、刈りとつた粟の穂を摘み取り、蓆むしろに干し、棒からさおや唐竿(めぐい棒)でたたき落としていた。

○大 豆

大豆は、秋大豆であつて、広く栽培され、味噌・醤油の原料はもとより、食料としても大事な蛋白質たんぱく源として重宝がられていた。

大豆から造られる豆腐は、百姓の家では貴重なものであつて、祝祭日には自家で造つていた。この豆腐のことを「オカベ」と称しているが、それは白壁造りの天主閣城を連想してつけた言葉であると言われている。

このオカベは、検見の際あるいは栢実採集の時などに、百姓たちから村役人へしばしば贈られている。また領主の郷土入りの節など、献上品の一つとして珍重がられ、なくてはならないものであつた。

延宝元年(一六七三)一月二十八日、米鶴公(兼柄の幼名)が喜入に來遊された時、ご機嫌伺いとして、次の品々を献じている。

一・根芹・早蕨・昆若・豆腐一折

一・辛螺香貝・甘鯛一折

一・手樽十盃

○茶

茶は江戸時代になつてから、一般に栽培されるようになったが、主として畑の周囲や屋敷に植えられていた。

製法は極めて幼稚な方法で、釜で生茶を炒つたものをザルの中で両手で揉み、それをへ口(焙炉)にかけて乾かし、仕上げていた。

茶は納租の対象になつていた作物で、前述名寄帳に記されているとおり、茶一〇匁は、初一合五勺程度に換算されていた。

○煙 草

煙草の原産地は、北米の南部より南米の北部に至る地方といわれている。

わが国には、元龜・天正時代(二五七〇年代ごろ)に、初めて煙草の製品がポルトガル人によつて持ちこまれたと伝えられている。

薩摩煙草録によると、薩摩国指宿が日本における煙草栽培の発祥地とされて、その時期は慶長初期としてある

一方、服部左近衛門宗重によって初めて国分煙草の栽培技術が開けたとも伝えられている。いずれにしても慶長年間にはすでに煙草が栽培されていたことは明らかで、この薩摩煙草には、夏煙草と秋煙草の二種があつたが、喜入地方では夏煙草が栽培されていた。

天保十四年（一八四三）の三国名勝図会によると薩摩煙草の産地は、吉田・入来・東郷・出水・喜入・今和泉・指宿・頰娃・国分・日当山・清水・敷根・財部・加治木・福山・帖佐・桜島・小根占・佐多となつている。

また天保年間の記録として「凡そ本藩の煙草の所産は国分・出水を以て最上とし、指宿がこれに次ぐ」と見えているように、喜入地方でも古くから相当量の煙草が栽培されていたようである。指宿地方から産する煙草は、国分・出水のものに比べるとその色・香りは劣るが、火つきのよいことが長所であつたという。

○はせ 柵

喜入地方に柵が植栽されたのは元禄十四年（一七〇二）ごろである。そのころ領主肝付久兼は、薩摩藩の家老職を務めていたが喜入・指宿・山川・垂水・花岡・新城・牛根などの沿岸各地に柵樹の植栽を奨励し垂蠟ちろう所を吉利

に置いた。

喜入地方においては主として畦畔、河川敷地、道路筋などに植栽されていったが、取締役人として御用木見廻垂蠟方を置き山口三五左衛門が任せられた。山口三五左衛門は宝永五年（一七〇八）十二月十二日辞任し、後任として緒方平兵衛が任せられているが、このように役人の監視のもとで栽培が行われた。

柵実の採集は特別にやかましく、木に登って採ることは一切禁じられていて、高い足つぎを用意したり、梯子を持ち出して丁寧に採取した。

正徳三年（一七一三）四月一日、湯浅喜介が中尾の山野畑において野火を焚き、付近の柵木二五本を焼き、刑罰として玉繁寺に一七日間の入門を申し付けられている。また享保四年（一七一九）二月二十三日、野元門、文字兵衛、十右衛門、甚九郎、三之助の四人が東原の松木を切る時に嶺の原に落とし、仕立柵一本を折つてしまったので「フトドケニ付キ一人弍銭百文宛ノ科銭申シ付クル也」とある。このように誤つて折つても罰金が科せられていた。

柵の植栽は藩の達示もあり、急速に普及していったの

で、見廻りも手広くなり正徳四年(一七一四)一月には緒方平兵衛のほか八木良右衛門、白尾三右衛門の三人が柵役人となり役料二石宛が支給されている。

柵の実は百姓が納めたものを柵役人が受け取り、これを柵倉に納め、柵倉から垂蠟所へ移して蠟をしぼっていた。

垂蠟の技術についてもしばしば指南(指導)が行われているが、元文三年(一七三八)十一月九日、垂蠟方の技術者日高武右衛門をはじめ次のように指南を受けている。

「当日谷山エ詰居ルニ依テ、丸岡彦右衛門^{柵方}、村尾伊右衛門^工、垂蠟仕馴レタル日雇西ノ原慶助、豊倉ノ紋九郎全ノ嘉介外一人指南受ニ差越ス」

植栽されてあつた柵木は明治中ごろまでにほとんど切られてしまった。柵山・柵馬場などの地名として昔の面影をしのばせている。

3 水産業

南北一六キロに及ぶ海岸線に沿っているので、古くから沿岸漁業が行われていた。

水産物として海苔^{のり}・鯛^{たい}・鰯^{いわし}・塩・雑魚・白貝・板屋貝などが挙げられている。

白貝は、古くから喜入の産物として重宝がられ、しばしば献上品としても贈られている。

元禄十五年(一七〇二)一月二十五日には磯の島津別館に献上され「日高市兵衛ヲ以テ白貝一折ヲ献上セラル喜入ノ産物ナリ」と記されている。

享保十七年(一七三二)二月には、喜入浜から鈴浜まで白貝が大繁殖していたが、その時鹿児島下町の住人種右衛門、与市郎の兩人から白貝を一手に買い上げたい旨の願が申し出されている。しかしこの申し出は、外聞をばばかって不許可となつてはいるが、その後も数年おきに大繁殖していた。

白貝のほか板屋貝もしばしば繁殖しており、寛保三年(一七四三)には、江戸幕府の御用命によつて板屋貝三百を献上しているなど、喜入の産物として有名になつていた。

「二月廿一日、江戸御用ノ貝喜入ニテ取調差上ラル」

一・板屋貝三百壹俵ニ 江戸御用御納殿工
滝瀬文ニテ上

一・全 一台 お喜入ノ方エ 公ヨリ同文ニテ

㊤ (瀧瀬文ニテ上) ……瀧瀬は老女名、老女の手紙を副えて差上げる。

元禄十四年(一七〇二)六月十三日、長野館において田浦義忍上人が長野の勝景を賦した詩の中に「塩竈から出る夕暮の煙」とあるように、中名海岸をはじめ生見、前之浜海岸でも盛んに製塩が行われていた。